

地域こどもの生活支援強化事業の
実態把握及び実施促進に関する調査研究

成果報告書

令和8（2026）年3月



株式会社NTTデータ経営研究所

目次

第1章. 事業の概要	1
1. 背景・目的	1
2. 業務概要	1
第2章. アンケート調査	4
1. 調査の概要	4
(1) 調査の目的	4
2. 自治体調査.....	4
(1) 調査対象.....	4
(2) 調査結果.....	5
(3) 自治体調査のまとめ	41
3. 運営団体調査.....	42
(2) 調査結果.....	42
(3) 運営団体調査のまとめ	66
第3章. ヒアリング調査	68
1. 調査の概要	68
(1) 調査の目的	68
(2) 調査の方法	68
2. 調査結果	70
(1) 調査結果の示し方	70
(2) 事例① 福島県福島市	71
(3) 事例② 石川県七尾市	75
(4) 事例③ 東京都目黒区	79
(5) 事例④ 静岡県沼津市	83
(6) 事例⑤ 愛知県瀬戸市	87
(7) 事例⑥ 奈良県吉野町	92
(8) 事例⑦ 大阪府八尾市	96
(9) 事例⑧ 山口県下関市	100
(10) 事例⑨ 香川県丸亀市	104
(11) 事例⑩ 熊本県水俣市	108
3. ヒアリング調査のまとめ	113
(1) 自治体と運営団体の連携体制におけるポイント.....	113
(2) 運営団体の困難に直面することの把握におけるポイント	114
(3) 困難に直面することに対し、運営団体と自治体が連携して支援を行う際のポイント.....	115

第4章. 事業マップの概要	117
1. 事業マップ作成の目的	117
2. 事業マップ検討の流れ	117
3. 意見交換会の実施	118
(1) 参加者	118
(2) 実施内容	118
4. 事業マップの概要	123
(1) 対象について	123
(2) 構成について	123
(3) 記載する事業について	123
(4) 事業一覧から確認できる情報	124
(5) 事業マップのデザイン	125
第5章. まとめ	129
1. 各種調査を通じての主要な論点	129
(1) 運営団体による困難なこどもへの早期気づきと日常的関わりの重要性	129
(2) 居場所の開催頻度・活動形態と支援機能の関係	129
(3) 自治体と運営団体の日常的な連携とアウトリーチ型関与の重要性	129
(4) 社会福祉協議会・中間支援団体によるハブ機能の有効性	130
(5) 団体が「抱え込まない」ための役割分担と連携ルールの整備	130
(6) 地域既存資源の活用と持続可能な支援体制の構築	130
(7) 支援事業に関する情報提供の充実と事業マップの積極的活用	131
2. 事業の推進に向けて	131

第1章. 事業の概要

1. 背景・目的

近年、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、経済的困難や家庭内の不和、保護者の病気や精神的な不調、孤立や養育力の低下など、複合的な課題に直面することも増加している。こうした背景のもと、地域社会において、子どもたちが安心して過ごせる環境を整え、困難を早期に把握して支援につなぐ体制の構築が求められている。子どもの貧困や孤立の問題は、家庭の経済状況のみならず、地域のつながりの希薄化や社会資源の偏在にも深く関わっていることから、自治体と地域団体、NPO 等が一体となって、子どもの生活を支える包括的な支援の枠組みを構築する必要がある。

このような状況を踏まえ、自治体が主体となって実施する「地域こどもの生活支援強化事業（以下、「本事業」という。）」は、こどもの食事支援、学習や体験の機会の提供、こどもの居場所の立ち上げ支援、相談窓口の設置やコーディネーターの配置など、地域の実情に応じた多様な取組を組み合わせる展開できる包括的な事業である。本事業は、地域の特性を活かしながら行政と子ども食堂等の運営団体が連携・協働して支援を行うことを通じて、地域全体で子どもたちの成長や生活を見守り支える体制の整備を目指す事業であり、こどもの生活支援を進めるうえで重要な役割を担っている。

また、子ども食堂や学習支援、プレーパーク等の活動は、単なる食事や学習機会の提供にとどまらず、子ども同士や地域住民との交流を通じて、孤立防止・生活習慣の形成・心の安定など、こどもの健やかな成長を幅広く支えている。これらの活動は、地域における見守りや支援の接点となる身近な場として、困難に直面する子どもを行政や専門機関等につなげる役割を担っている。一方で、こうした取組がどのような仕組みや支援体制のもとで効果的に実施されているのか、また、自治体と地域団体の協働の特徴や成果をどのように各地へ展開し、定着させていくかについては、さらに整理・分析を深めていく必要がある。

そこで、本調査研究では、本事業がより効果的に機能するための条件を明らかにすることを主眼に、自治体および地域の運営団体を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施する。これにより、事業の活用実態、自治体と子ども食堂等の運営団体の連携の在り方、支援体制の構築状況などを総合的に把握し、どのような取組や仕組みが成功の要因となっているかを検証する。また、得られた知見をもとに、事業をより効果的に活用するための工夫やポイントを整理した「事例集」および「事業マップ」を作成し、全国の自治体や関係団体が相互に学び合い、実践の質を高められるよう支援する。

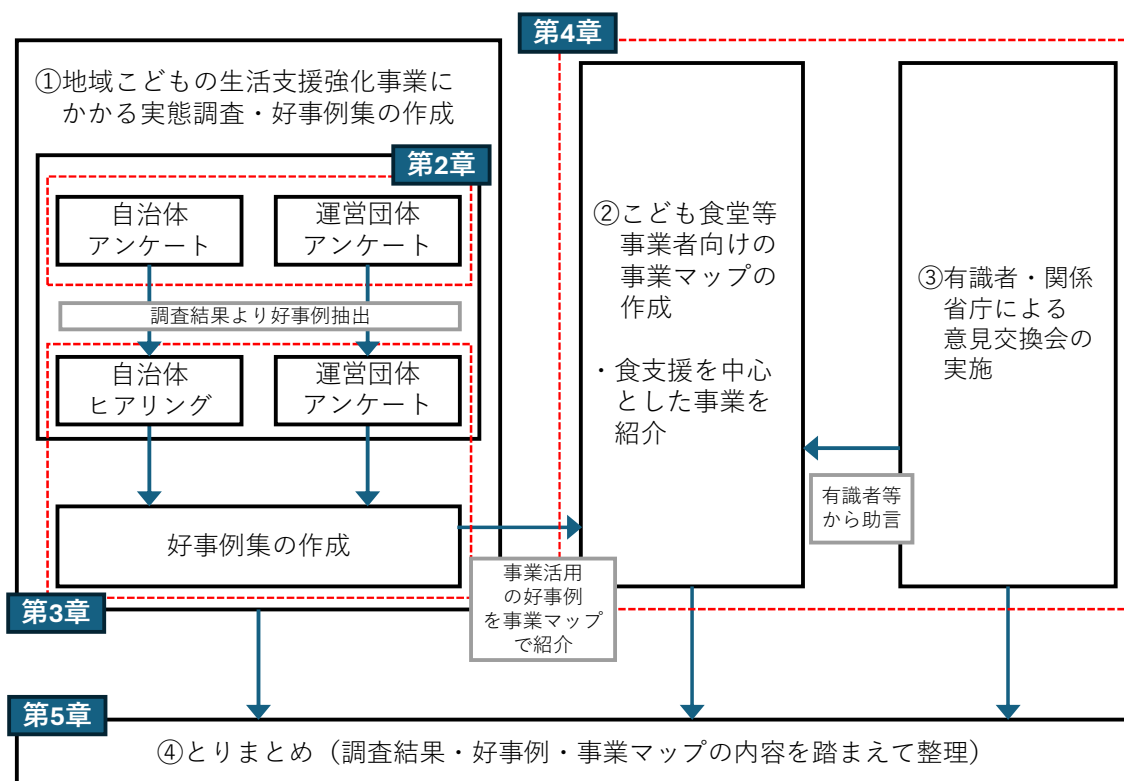
これらを通じて、地域ごとの特性に応じた子ども支援の展開を促進し、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みづくりを促進することを目的とする。

2. 業務概要

本調査研究では、自治体および子ども食堂等の運営団体における食事支援の実態や困りごとを抱える子どもの把握状況を明らかにするため、アンケート調査およびヒアリング調査を実施し、得られた知見をもとに好

事例の整理・分析を行う。あわせて、子ども食堂等の運営に活用可能な補助金等を体系的にとりまとめた事業マップを作成する。事業マップの作成にあたっては、有識者等からの助言を得ながら進め、これらの成果の取りまとめを行う（図表 1-1）。

図表 1-1 事業実施の流れ



①地域こどもの生活支援強化事業にかかる実態調査・好事例集の作成（第2章・第3章）

本事業に関する実態調査・好事例集の作成では、全国の自治体および子ども食堂等の運営団体を対象に、事業の活用状況や連携状況を把握するためにウェブアンケート調査を実施する。

ヒアリング調査については、文献調査およびアンケート調査の結果を踏まえ、先進的な取組を行う自治体や運営団体を選定し、調査を行う。得られた知見は好事例集としてとりまとめ、全国の子ども食堂等の運営者における支援や自治体における子どもに関する支援の促進につなげることを目的とする。

②子ども食堂等事業者向けの事業マップの作成（第4章）

事業マップは、子ども食堂等の運営団体における事業フェーズごとの困りごとを整理し、事業フェーズごとに活用できる補助事業の概要や、アンケートやヒアリング等の各種調査で把握した好事例をコラム等で紹介することで、事業活用の促進につなげる。

③有識者・関係省庁による意見交換会の実施（第4章）

事業マップの作成に当たっては、有識者、中間支援団体、子ども食堂等の食支援に関わる関係省庁（子ども家庭庁・厚生労働省・農林水産省）、先進的な取組を行う自治体等で構成される意見交換会を開催し、多様な視点からの意見を踏まえて内容を検討する。

④とりまとめ（第5章）

①から③で得られた情報に基づき、子ども食堂等に関する支援や困りごとを抱える子どもを把握するための取組内容の全体像の把握、好事例の取組、子ども食堂等の運営者が活用できる支援情報などについて、報告書として取りまとめを行い、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みのあり方や事業の効果的な活用方法について検討を行う。

第2章. アンケート調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「地域こどもの生活支援強化事業（以下、「本事業」という。）」の活用状況や、支援が必要なこどもの把握の状況、ならびに自治体とこども食堂等の運営団体との連携の実態を把握することを目的として実施したものである。特に、困りごとに直面するこどもや家庭を地域の活動の中で把握し、行政の支援につなげる過程において、本事業がどのように機能しているかに着目し、自治体と運営団体の連携が円滑に行われている事例の取組や要因を明らかにすることで、今後の本事業の展開や他地域への横展開に資する示唆を得ることを目的として、調査を行った。

自治体および自治体から本事業の委託または間接補助を受けている運営団体に対して、2種類のアンケート調査を実施した。

2. 自治体調査

(1) 調査対象

自治体向けに行ったアンケート調査の結果は下記の通りである。

図表 2-1 自治体調査実施要領

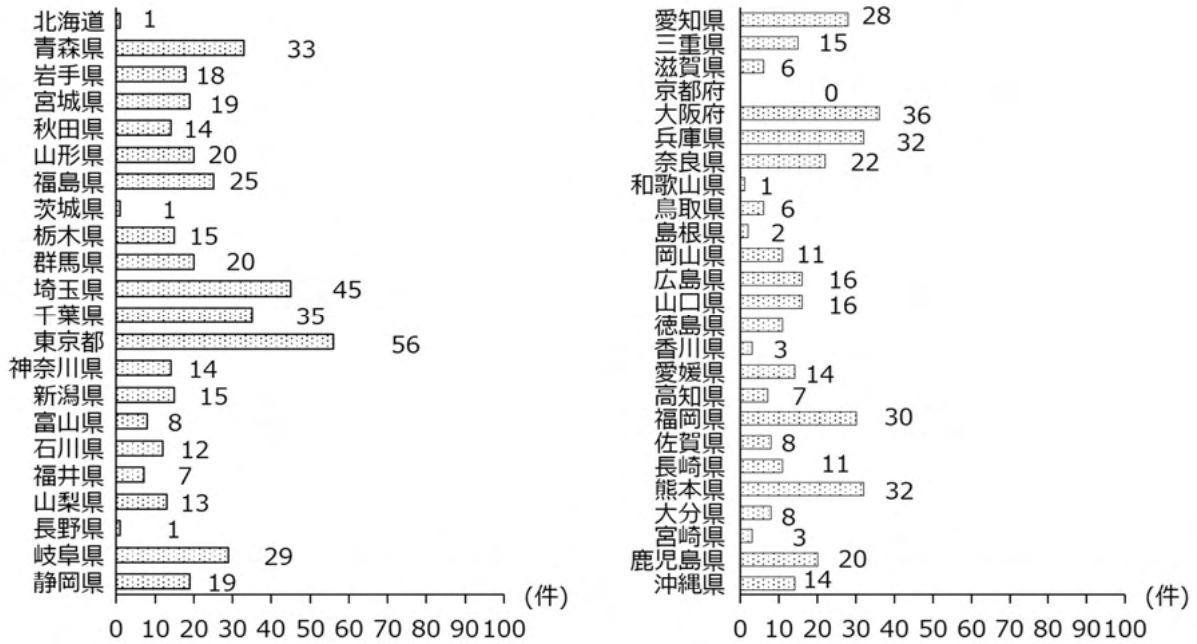
項目	内容
調査対象	全国の 1,741 自治体および 47 都道府県を調査対象とした。
調査方法	方法：都道府県経由で全国の自治体に対し、web アンケートの共有を行った。 調査時期：令和 7 年 12 月—令和 8 年 2 月
回収数（回収率）	782 件（43.7%）

(2) 調査結果

1) 回答した自治体の都道府県分布

東京都の回答が 56 件と最も多く、次いで埼玉県が 45 件であった。

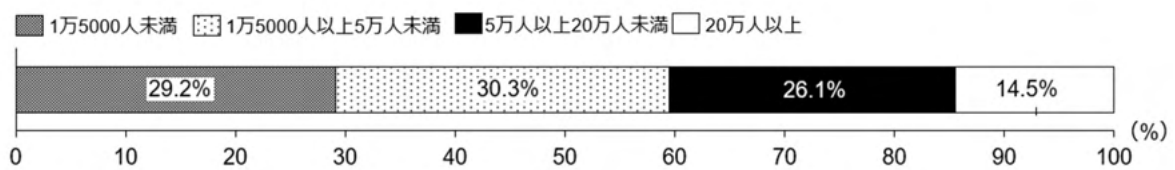
図表 2-2 回答した自治体の都道府県分布 (SA,n=782)



2) 回答した自治体の人口規模

1万5000人以上5万人未満の自治体が最も多く30.3%であった。

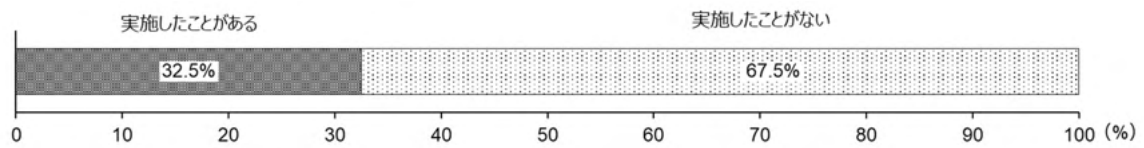
図表 2-3 回答した自治体の人口規模 (SA,n=782)



3) 地域こどもの生活支援強化事業実施の有無

本事業を「実施したことがある」と回答した自治体は 32.5%であった。

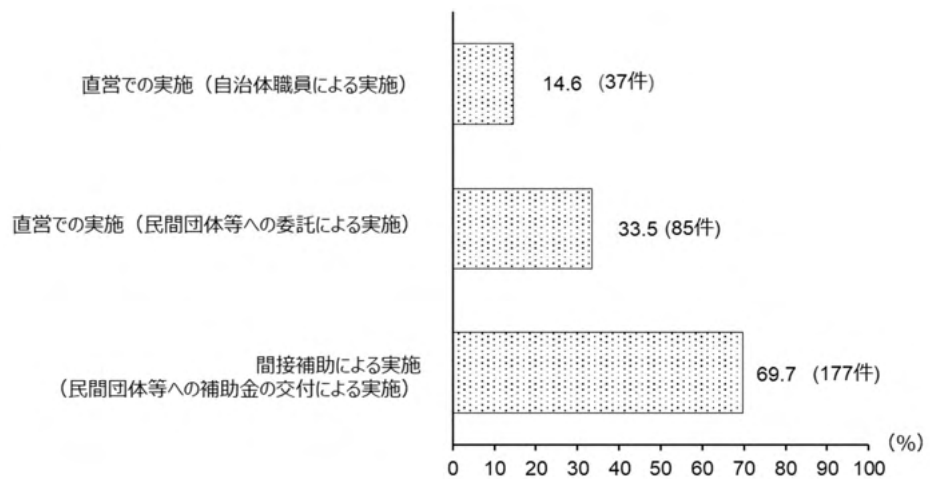
図表 2-4 地域こどもの生活支援強化事業実施の有無 (SA, n=782)



4) 本事業の実施方法

間接補助により本事業が実施されていた自治体は 69.7%であった。

図表 2-5 本事業の実施方法 (MA, n=254)

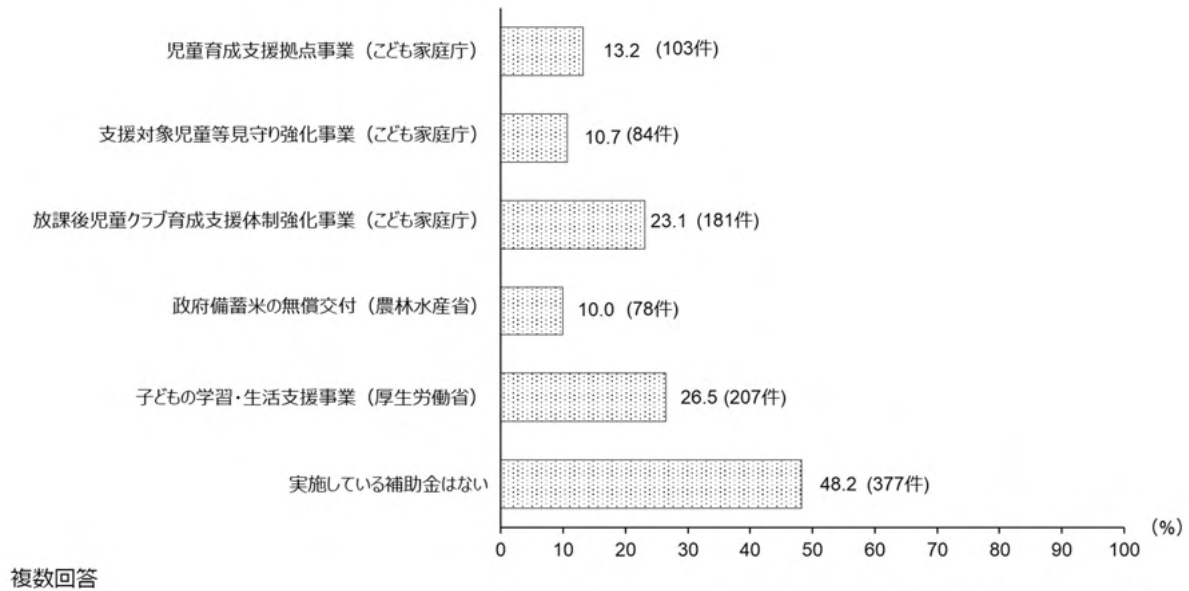


複数回答,
本事業実施自治体のみ回答

5) 本事業以外で実施している事業

本事業以外で「実施している補助金（事業）はない」と回答した自治体は 48.2%であった。活用されている補助金の中では「子どもの学習・生活支援事業」が最も多く 26.5%であった。

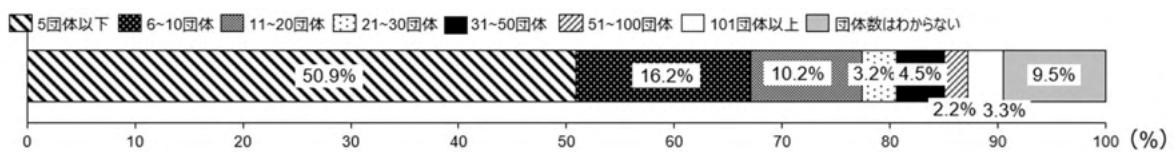
図表 2-6 本事業以外で実施している事業 (MA,n=782)



6) 自治体管内のこども食堂を運営する団体数

管内のこども食堂を運営する団体は「5 団体以下」の自治体が最も多く 50.9%であった。

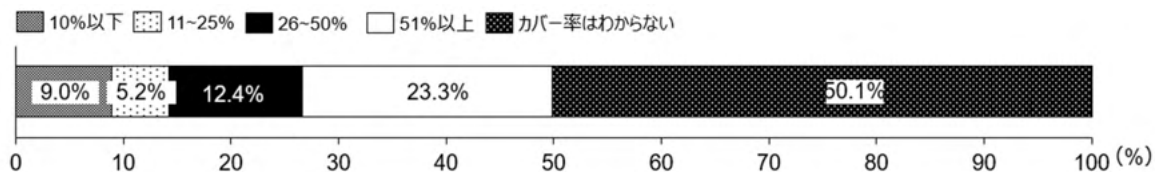
図表 2-7 自治体管内のこども食堂を運営する団体数 (SA,n=782)



7) 自治体管内の小中学校区に対すこども食堂のカバー率

カバー率を把握できている自治体においては、そのカバー率として「51%以上」が最も多く 23.3%であった。

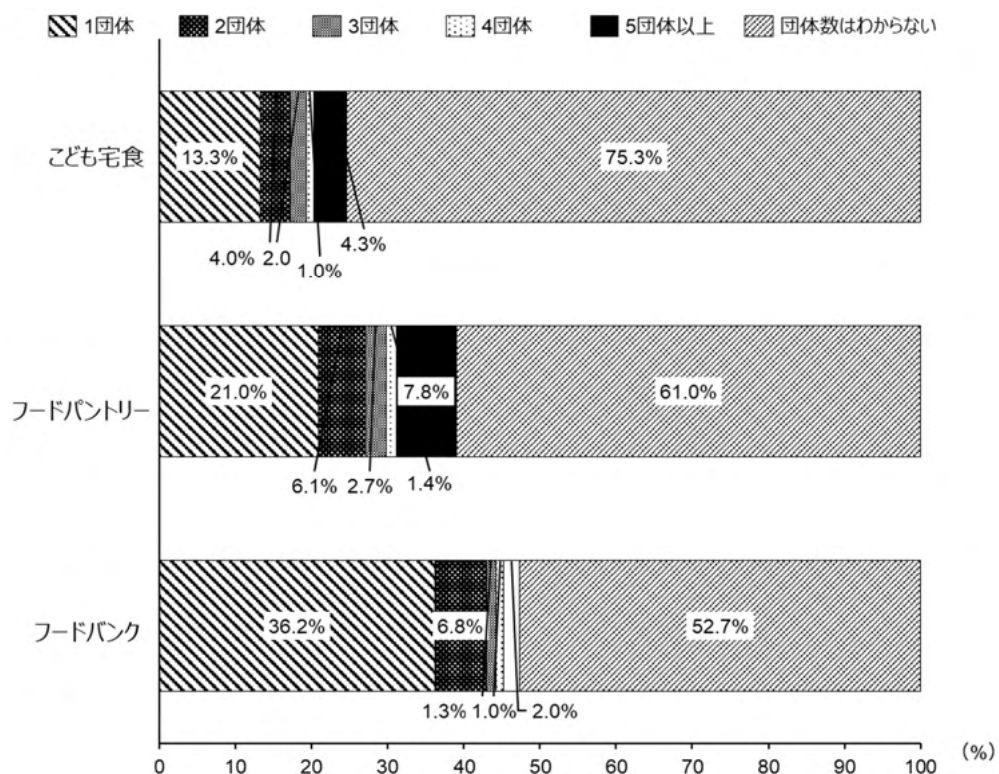
図表 2-8 自治体管内の小中学校区に対すこども食堂のカバー率 (SA,n=782)



8) 自治体管内のこども宅食、フードパントリー、フードバンクの数

自治体が把握できている限りにおいては、管内のこども宅食を実施している団体数は「1 団体」が最も多く 13.3%であった。フードパントリーも「1 団体」が最も多く 21.0%、フードバンクにおいても「1 団体」が最も多く 36.2%であった。

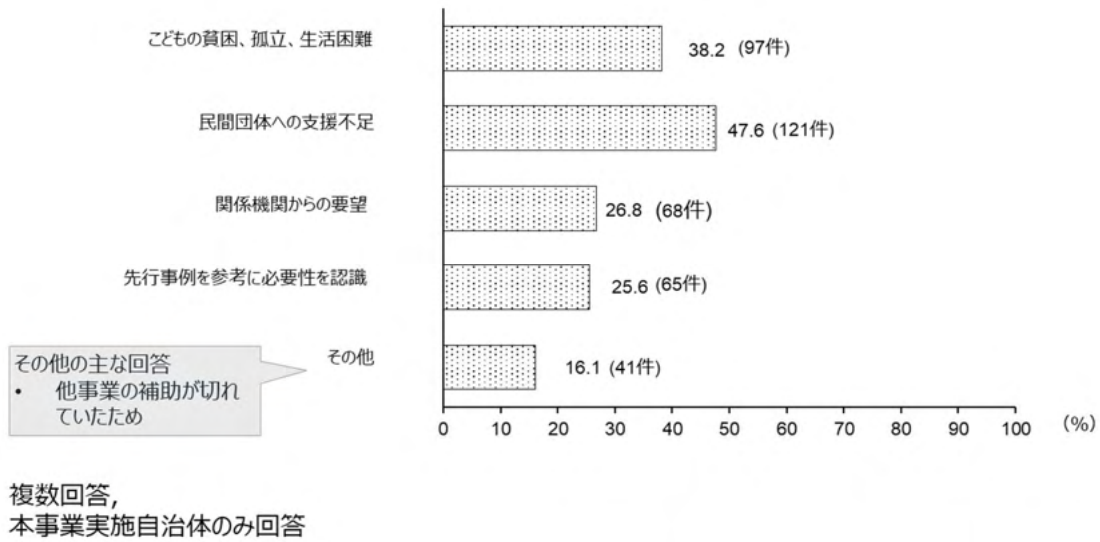
図表 2-9 自治体管内のこども宅食、フードパントリー、フードバンクの数 (SA,n=782)



9) 本事業実施の背景

本事業実施の背景は、「民間団体への支援不足」が最も多く47.6%であった。

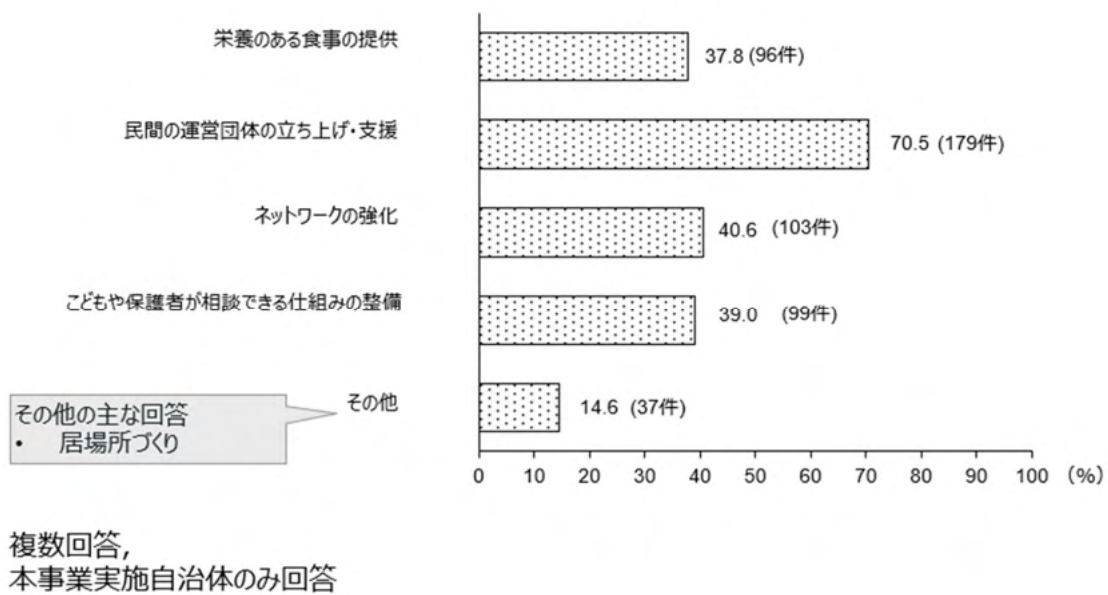
図表 2-10 本事業実施の背景 (MA,n=254)



10) 本事業実施の目的

本事業実施の目的は、「民間の運営団体の立ち上げ・支援」が最も多く70.5%であった。

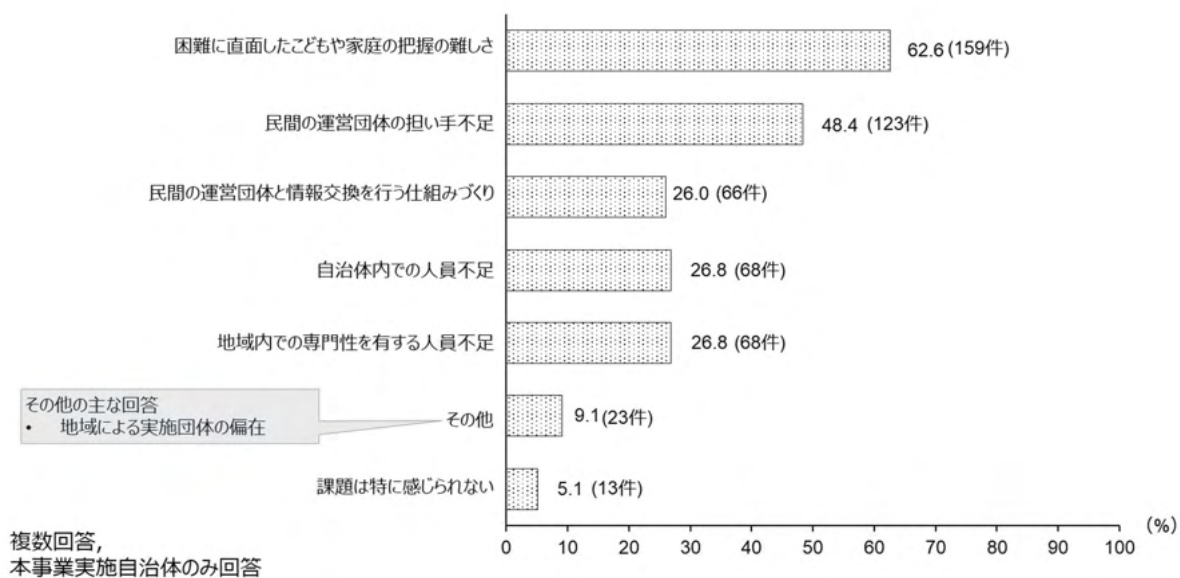
図表 2-11 本事業実施の目的 (MA,n=782)



11) 本事業を実施するうえでの課題

本事業を実施した自治体のうち、「困難に直面した子どもや家庭の把握の難しさ」を感じていた自治体は62.6%、「民間の運営団体の担い手不足」を感じていた自治体は48.4%であった。

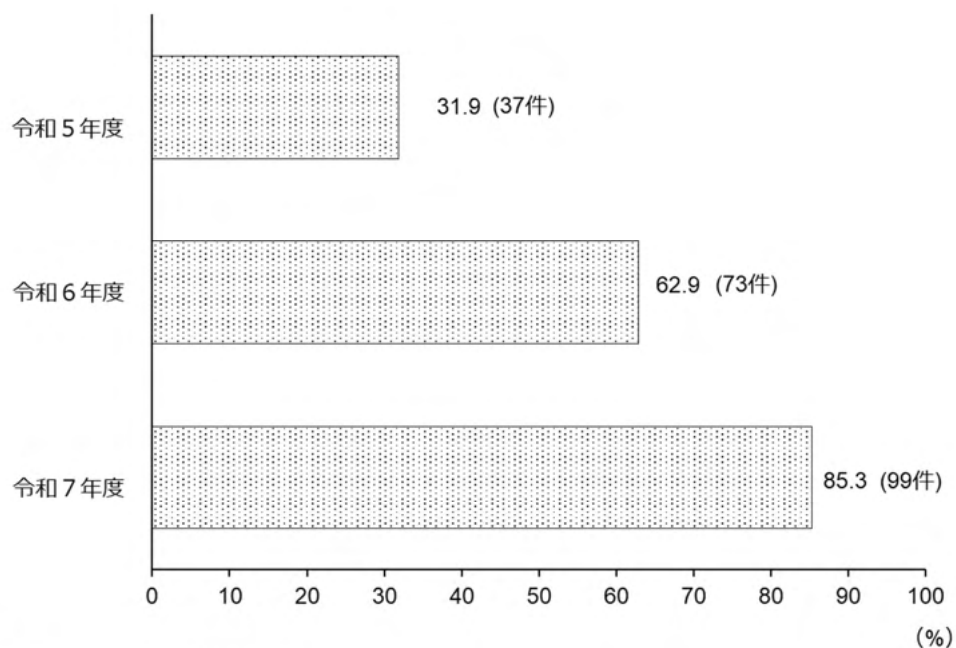
図表 2-12 本事業を実施するうえでの課題 (MA,n=782)



12) 令和5年度から令和7年度の間で、直営により本事業を実施した自治体数

直営で本事業を実施した自治体は令和7年度において85.3%であり、令和5年度と比べ53.4ポイント高かった。

**図表 2-13 令和5年度から令和7年度の間で、直営により本事業を実施した自治体数
(MA,n=116)**



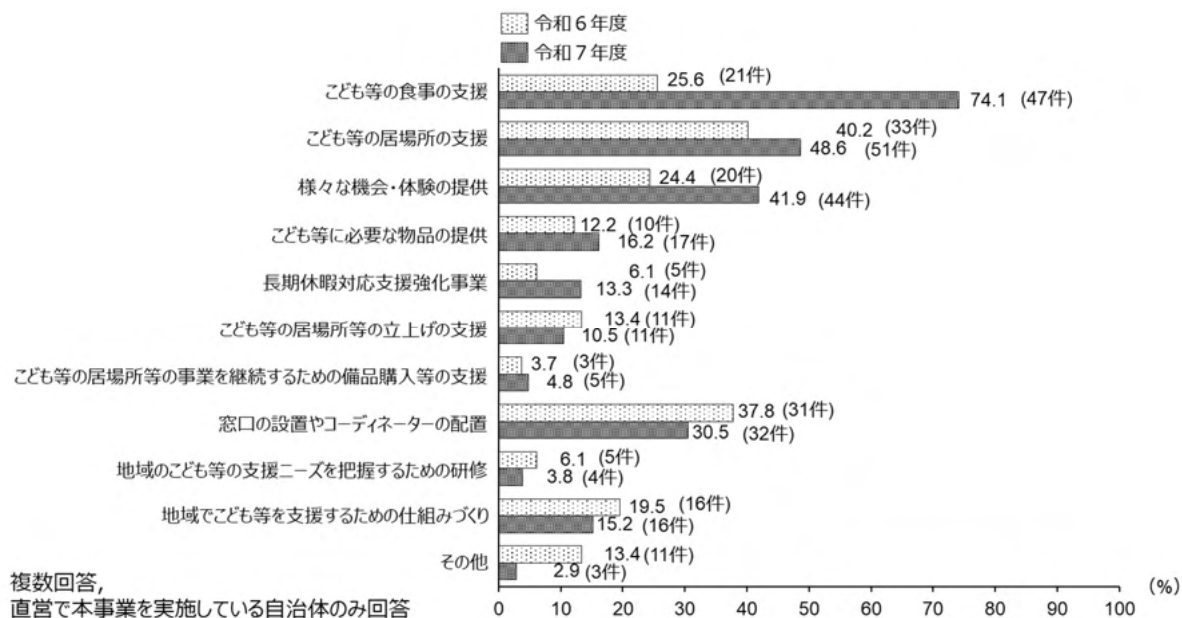
複数回答,
直営で本事業を実施している自治体のみ回答

13) 直営で本事業を実施した年度ごとの実施内容

令和6年度に行われた事業は「子ども等の居場所の支援」が最も多く40.2%であった。一方、令和7年度に行われた事業は「子ども等の食事の支援」が最も多く74.1%であった。

図表 2-14 直営で本事業を実施した年度ごとの実施内容

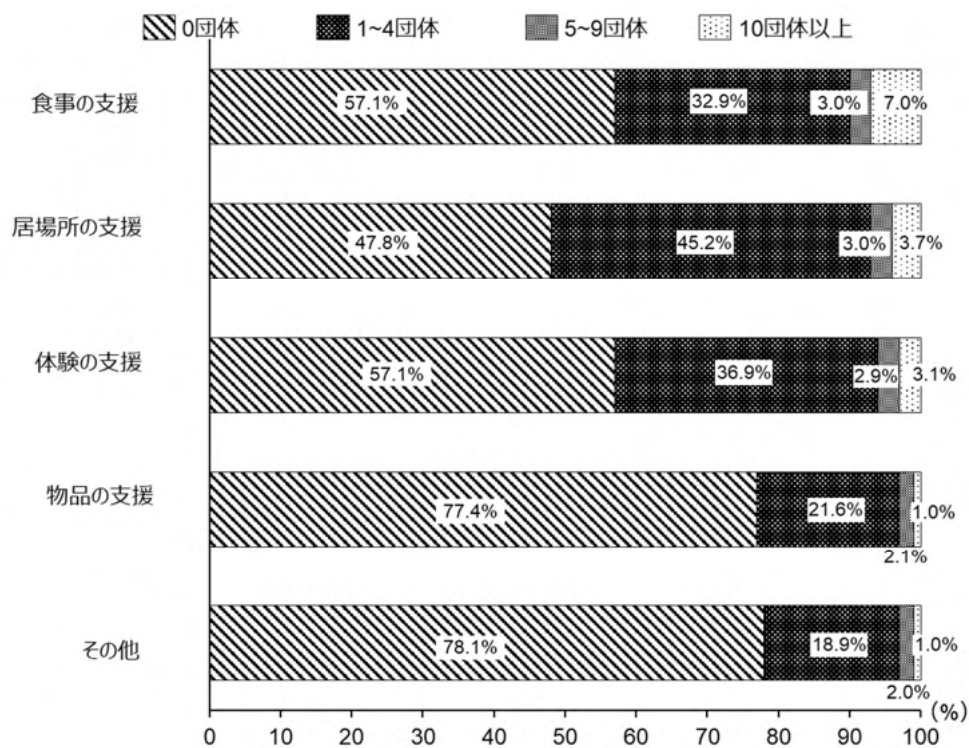
(MA,令和6年度：n=82,令和7年度：n=105)



14) 直営で本事業を実施している場合の支援内容別団体数

「食事の支援」を実施している団体数について「0 団体」が最も多く 57.1%、次いで「1~4 団体」が 32.9%であった。「居場所の支援」においては、「0 団体」が最も多く 47.8%、次いで「1~4 団体」が 45.2%であった。

図表 2-15 直営で本事業を実施している場合の支援内容別団体数 (SA,n=116)

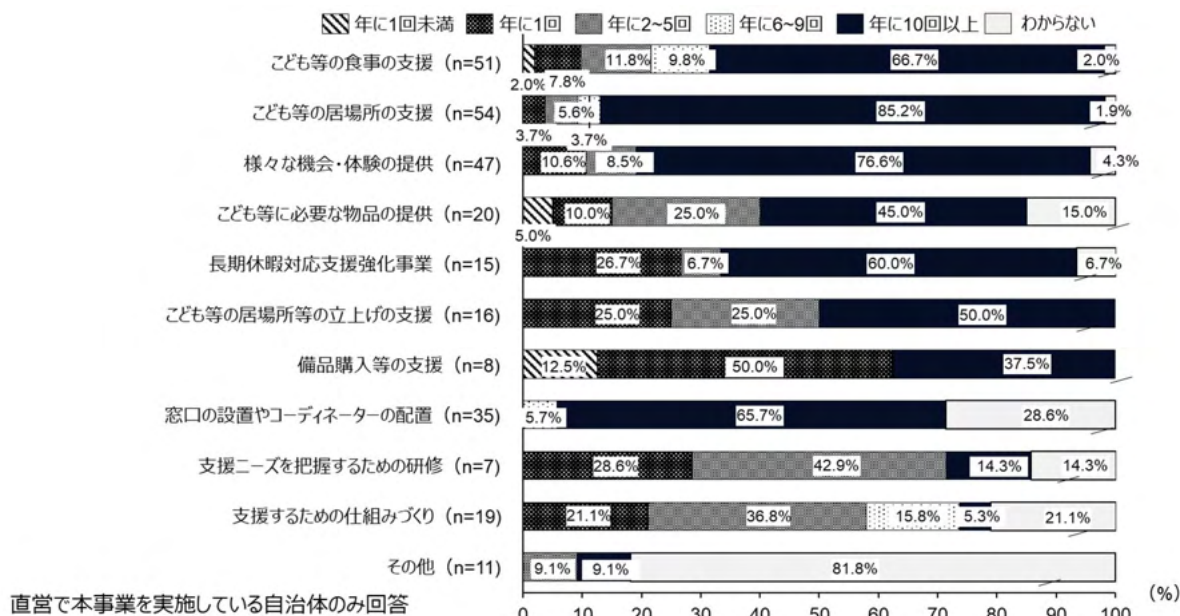


直営で本事業を実施している自治体のみ回答

15) 直営で本事業を実施している自治体における支援内容別開催頻度

「子ども等の食事の支援」では「年に10回以上」が最も多く66.7%、「子ども等の居場所の支援」においても「年に10回以上」が最も多く85.2%であった。

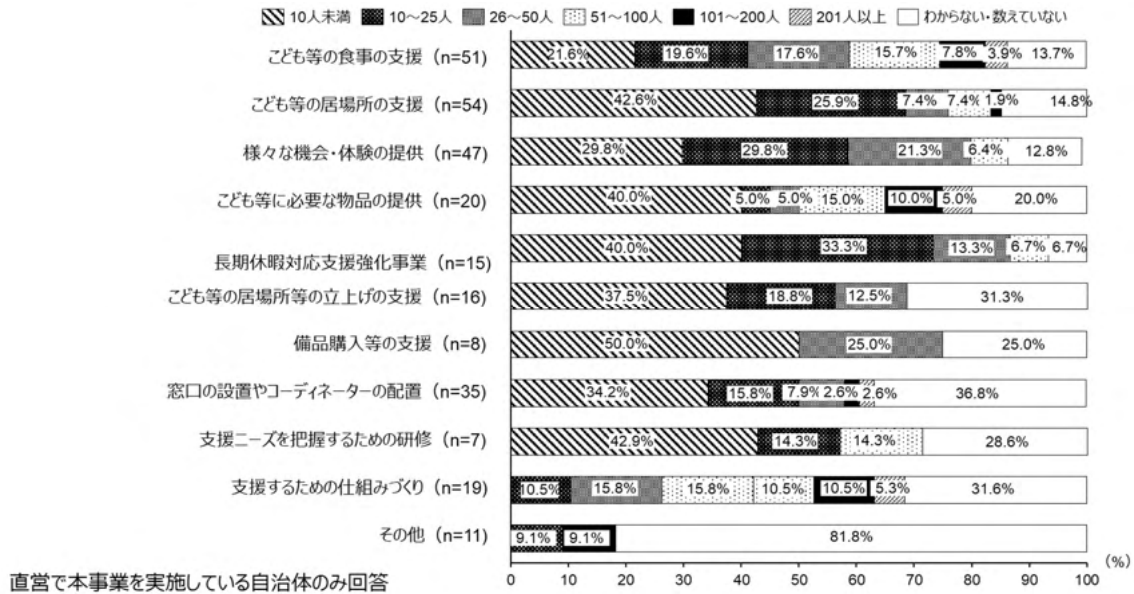
図表 2-16 直営で実施している自治体における支援内容別開催頻度
(SA,n 数はグラフ内に記載)



16) 直営で本事業を実施している自治体における支援内容別平均参加人数

「子ども等の食事の支援」では「10 人未満」が最も多く 21.6%、「子ども等の居場所の支援」においても「10 人未満」が最も多く 42.6%であった。

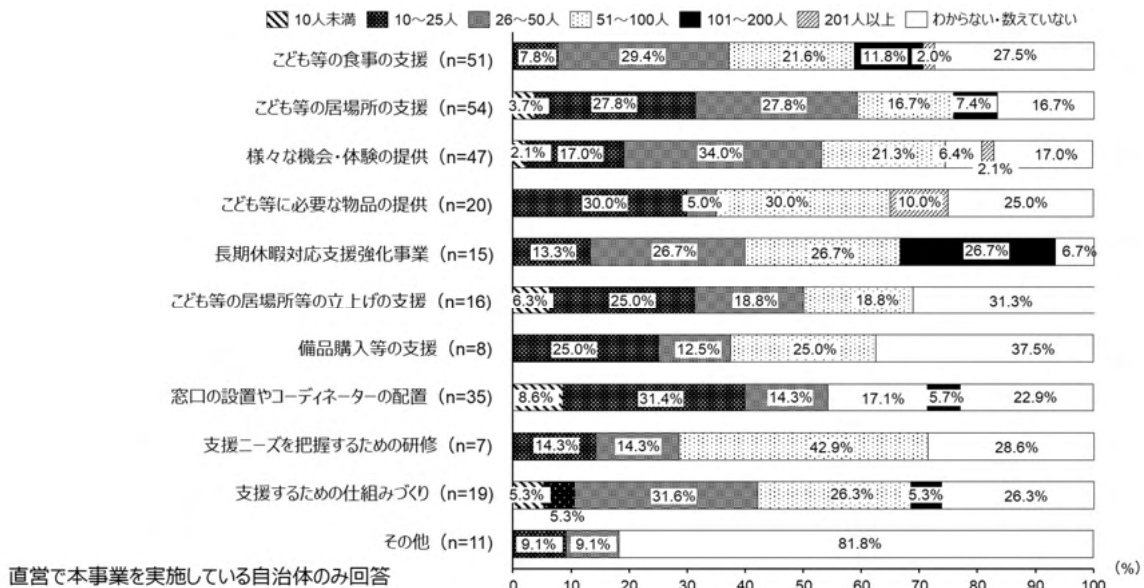
図表 2-17 直営で本事業を実施している自治体における支援内容別平均参加人数
(SA,n 数はグラフ内に記載)



17) 直営で本事業を実施している自治体における支援内容別スタッフ数（ボランティア等を含む）

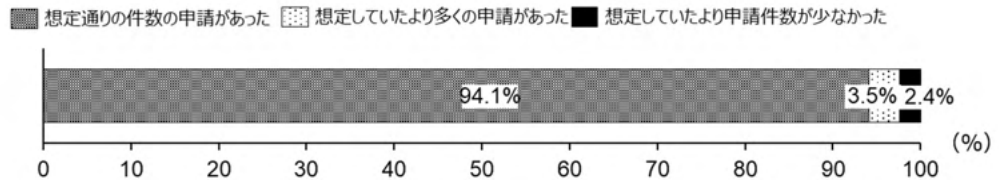
「子ども等の食事の支援」においては、「26~50 人」が最も多く 29.4%であった。また、「子ども等の居場所の支援」においては、「10~25 人」および「26~50 人」が最も多く 27.8%であった。

図表 2-18 直営で本事業を実施している自治体における支援内容別スタッフ数
(SA,n 数はグラフ内に記載)



- 18) 直営で本事業を実施している自治体における委託先の民間団体からの申請状況
委託形態での申請数は「想定通りの件数の申請があった」と回答した自治体が 94.1%であった。

図表 2-19 直営で本事業を実施している自治体における委託先の民間の運営団体からの申請状況 (SA,n=85)



委託で本事業を実施している自治体のみ回答

- 19) 委託の申請件数が想定より多かった要因

想定より多くの申請があった要因として、「周知・広報によって広く周知されたため」、「支援内容・給付額が十分に感じたため」といった理由があげられた。

図表 2-20 委託の申請件数が想定より多かった要因 (MA,n=3)

主な要因	回答数
周知・広報によって広く周知されたため	1
支援内容・給付額が十分に感じたため	1
要因はわからない	1

- 20) 委託の申請件数が想定より少なかった要因

想定より申請少なかった要因として、予め用意した選択肢を選んだ自治体は無く、「その他」を選択した自治体は 2 件あったものの、具体的な内容についての回答はなかった。

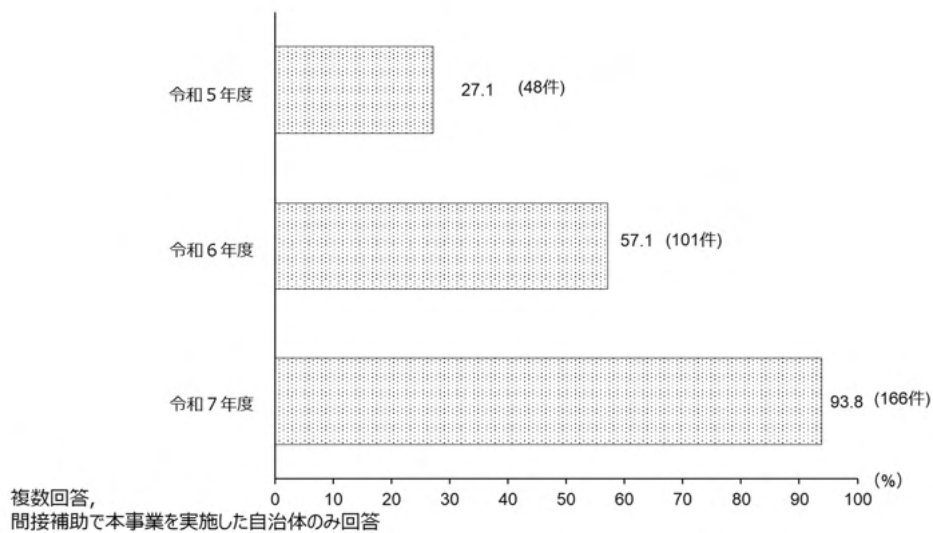
図表 2-21 委託の申請件数が想定より少なかった要因 (MA,n=2)

主な要因	回答数
その他	2

21) 令和5年度から令和7年度の間で、間接補助により本事業を実施した自治体数

間接補助で本事業を実施した自治体は令和7年度において93.8%であり、令和5年度と比べ66.7ポイント高かった。

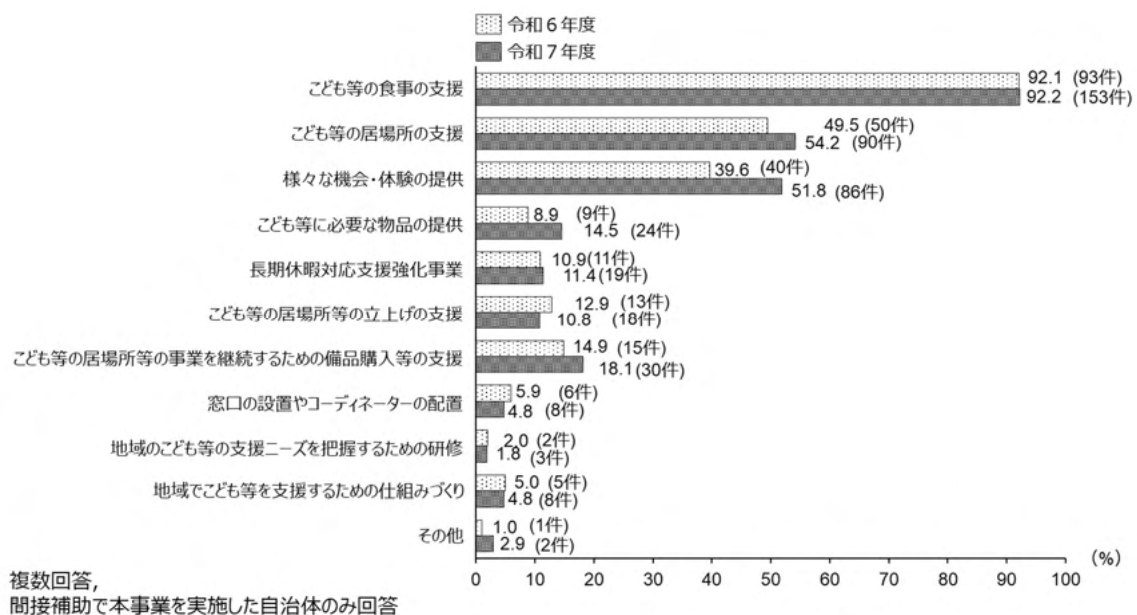
図表 2-22 令和5年度から令和7年度の間で、間接補助により本事業を実施した自治体数 (MA,n=177)



22) 間接補助で本事業を実施した年度ごとの実施内容

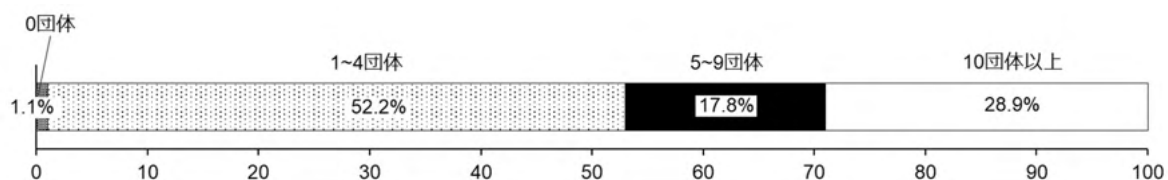
間接補助で本事業を実施した自治体のうち、9割以上が「子ども等の食事の支援」を実施していた。

図表 2-23 間接補助で本事業を実施した年度ごとの実施内容 (MA,令和6年度:n=101、令和7年度:n=166)



23) 間接補助で本事業を実施している自治体が補助を行っている団体数
間接補助で実施している団体数は「1~4 団体」が最も多く、52.2%であった。

図表 2-24 間接補助で本事業を実施している自治体が補助を行っている団体数
(SA,n=177)

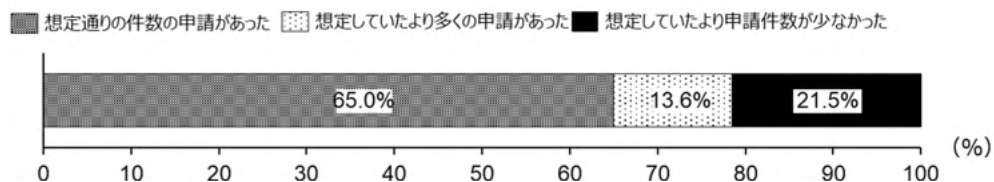


N=177,間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

24) 間接補助で本事業を実施している自治体における民間団体からの申請状況

間接補助形態での申請数は「想定通りの件数の申請があった」と回答した自治体が 65.0%であった。

図表 2-25 間接補助で本事業を実施している自治体における民間団体からの申請状況 (SA,n=177)

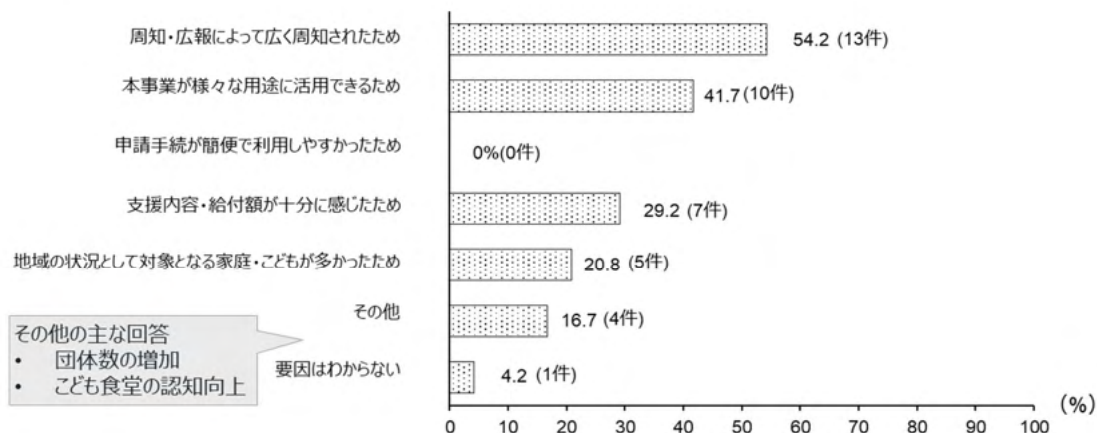


間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

25) 間接補助で想定より多くの申請があった理由

想定より多くの申請があった要因としては「周知・広報によって広く周知されたため」が最も多く 54.2%であった。

図表 2-26 間接補助で想定より多くの申請があった理由 (MA,n=24)

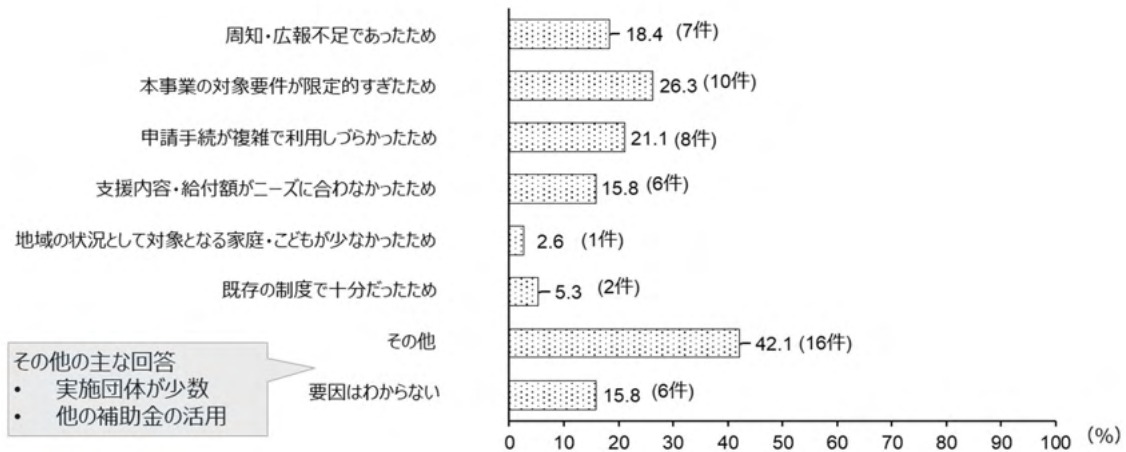


複数回答,
間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

26) 間接補助での申請が想定より少なかった理由

想定より少ない申請であった要因としては、「本事業の対象要件が限定的すぎたため」が 26.3%であった。

図表 2-27 間接補助での申請が想定より少なかった理由 (MA,n=36)

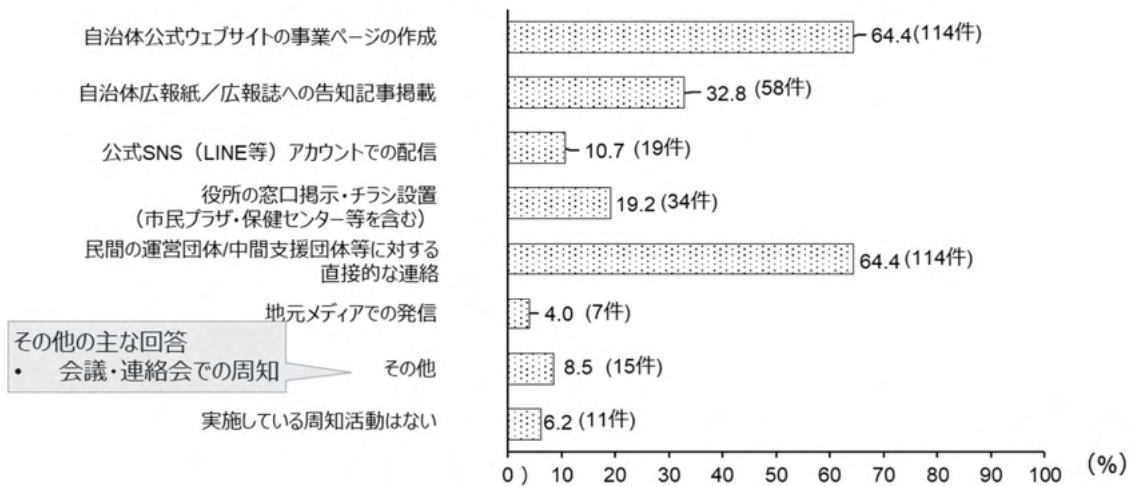


複数回答,
間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

27) 本事業の周知方法

本事業の周知の取組としては、「自治体公式ウェブサイトの事業ページの作成」および「民間の運営団体/中間支援団体等に対する直接的な連絡」が最も多く64.4%であった。

図表 2-28 本事業の周知方法 (MA,n=177)

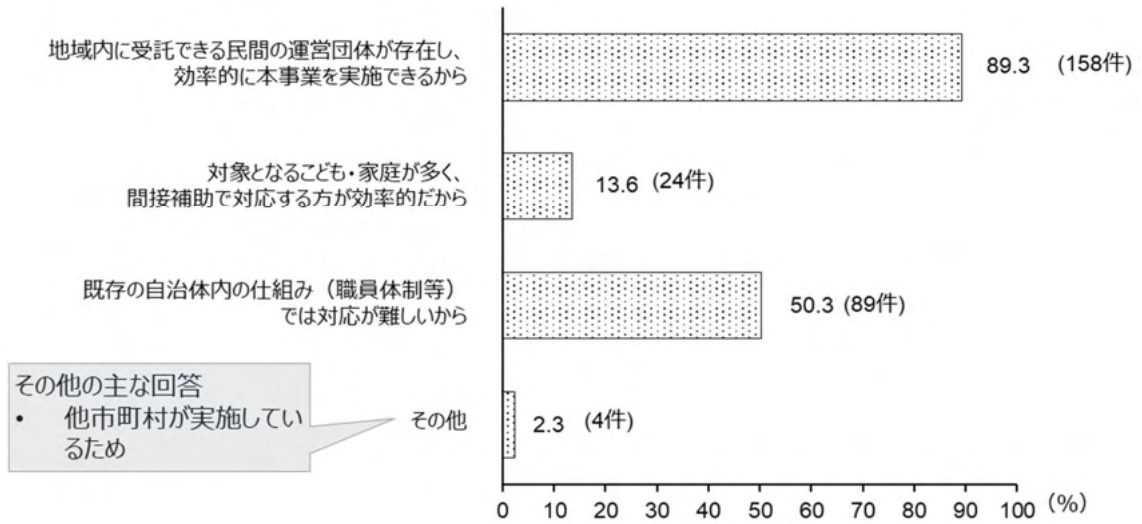


複数回答,
間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

28) 自治体が間接補助で本事業を実施している理由

間接補助で本事業を実施する理由は、「地域内に受託できる民間の運営団体が存在し、効率的に本事業を実施できるから」が最も多く 89.3%であった。

図表 2-29 自治体が間接補助で本事業を実施している理由 (MA,n=177)

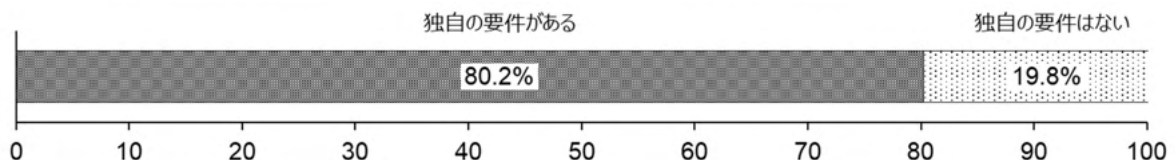


複数回答,
間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

29) 間接補助を行ううえでの独自の要件の有無

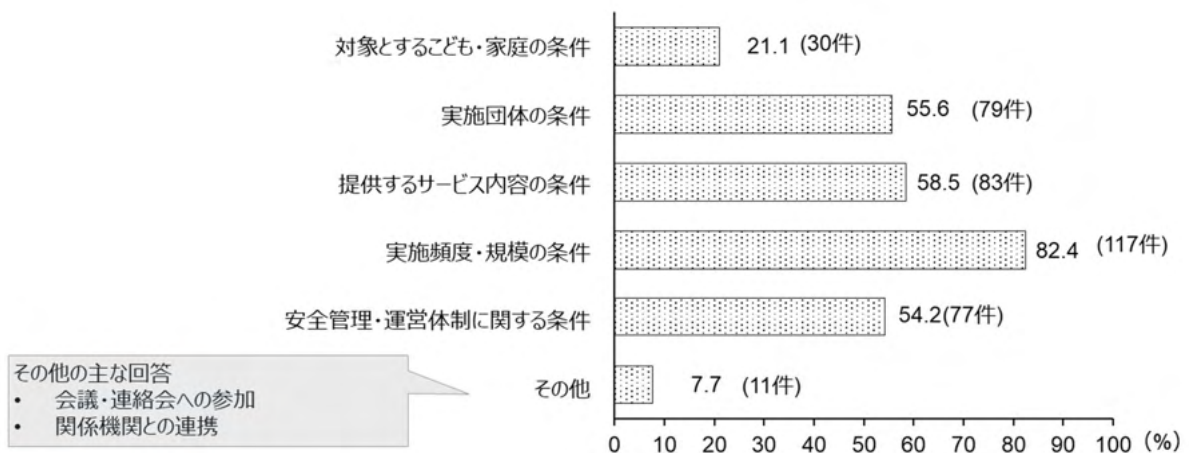
間接補助を行ううえでの独自の要件があると回答した自治体が最も多く、80.2%であった。具体的な要件としては、「実施頻度・規模の条件」が最も多く、独自の要件がある自治体のうち 82.4%の自治体で設けられており、「提供するサービス内容の条件」「実施団体の条件」「安全管理・運営体制に関する条件」についても 5 割以上の自治体で要件として設けられていた。

図表 2-30 間接補助をおこなううえでの独自の要件の有無 (SA,n=177)



間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

図表 2-31 独自の要件の具体的な内容 (MA,n=142)



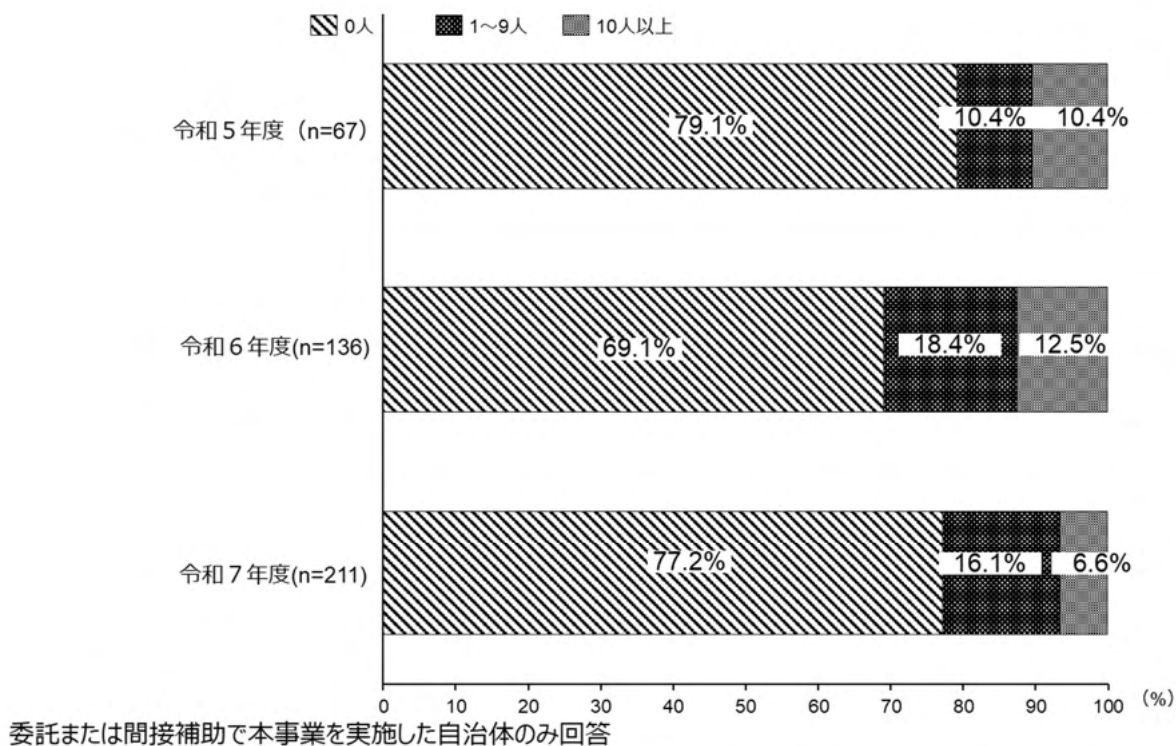
その他の主な回答
 ・ 会議・連絡会への参加
 ・ 関係機関との連携

複数回答,
 間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

30) 困難に直面することもを把握した件数

いずれの年度も「0人」と回答した自治体が最も多く6割以上を占めた。

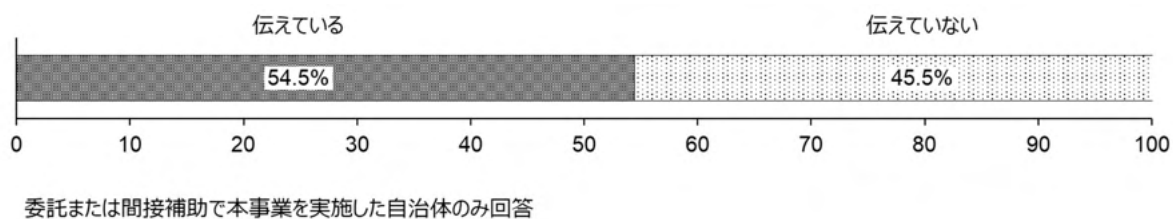
図表 2-32 困難に直面することもを把握した件数 (SA,令和5年度 : n=67,令和6年度 : n=136,令和7年度 : n=211)



31) 困難に直面することもに気づくためのポイントについての伝達の有無

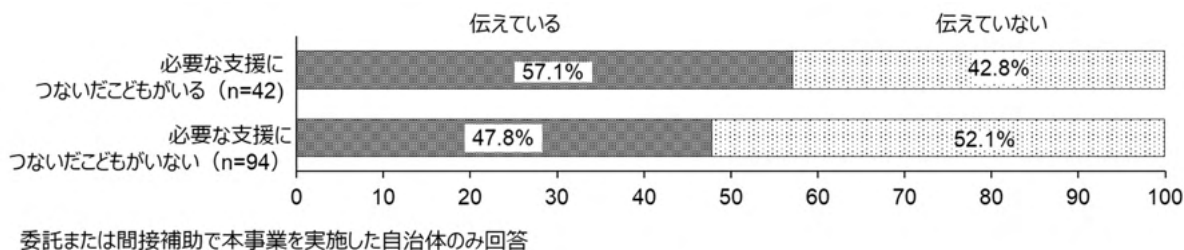
困難に直面することもに気づくためのポイントについて伝えている自治体は54.5%であった。

図表 2-33 困難に直面することもに気づくためのポイントについての伝達の有無 (SA, n=233)



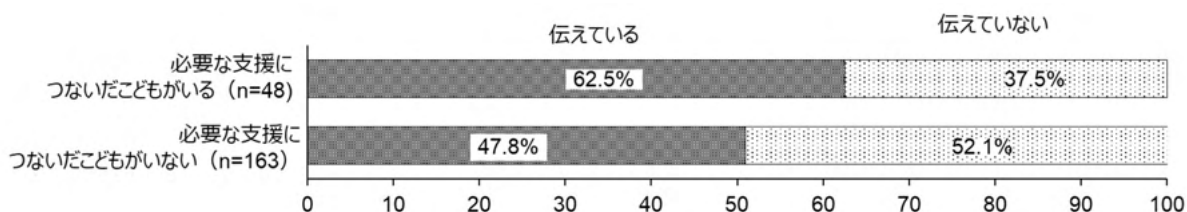
令和6年度において必要な支援につないだこどもがいる自治体は、必要な支援につないだこどもがいない自治体と比べ、困難に直面することも気づくためのポイントについて運営団体に「伝えている」と回答した割合が9.3ポイント高かった。

**図表 2-34 令和6年度に必要な支援につないだこどもの有無別の、
困難に直面することも気づくためのポイントについての伝達の有無（SA,n=136）**



令和7年度において必要な支援につないだこどもがいる自治体は、必要な支援につないだこどもがいない自治体と比べ、困難に直面することも気づくためのポイントについて運営団体に「伝えている」と回答した割合が14.7ポイント高かった。

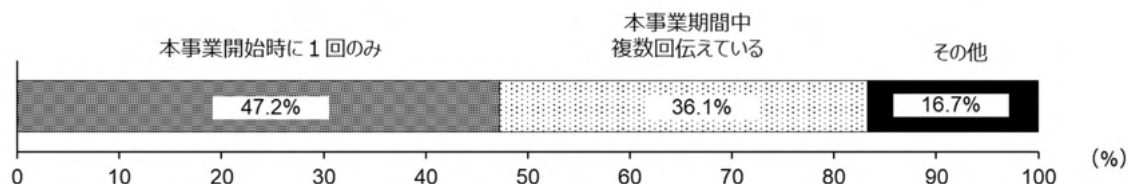
**図表 2-35 令和7年度に必要な支援につないだこどもの有無別の、
困難に直面することも気づくためのポイントについての伝達の有無（SA,n=211）**



32) 自治体への報告を運営団体に周知する頻度

行政の支援が必要な状況を把握した場合に自治体へ報告することについて、民間の運営団体に周知する頻度は「本事業開始時に1回のみ」が最も多く、47.2%であった。

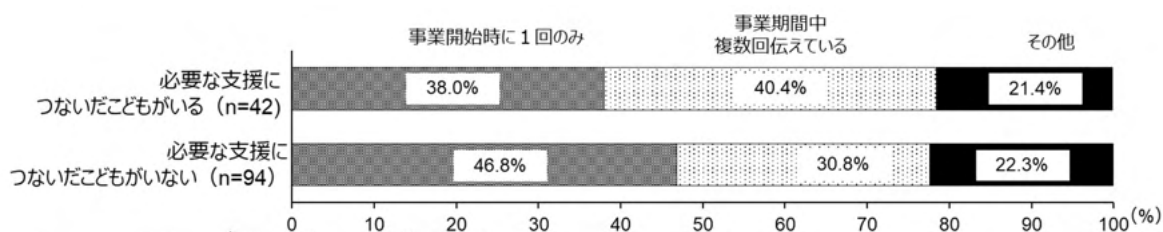
図表 2-36 自治体への報告を運営団体に周知する頻度 (SA,n=233)



委託または間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

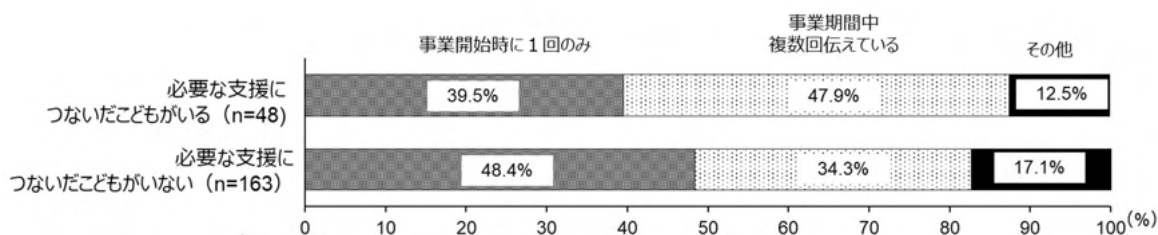
令和6年度において必要な支援につないだこどもがいる自治体とない自治体を比較して、自治体へ報告することを団体に対して「本事業期間中複数回伝えている」割合が9.6ポイント高かった。

図表 2-37 令和6年度に必要な支援につないだこどもの有無別の、自治体への報告を運営団体に周知する頻度 (SA,n=136)



令和7年度において必要な支援につないだこどもがいる自治体は、必要な支援につないだこどもがない自治体と比べ、自治体へ報告することを団体に対して「本事業期間中複数回伝えている」割合が13.6ポイント高かった。

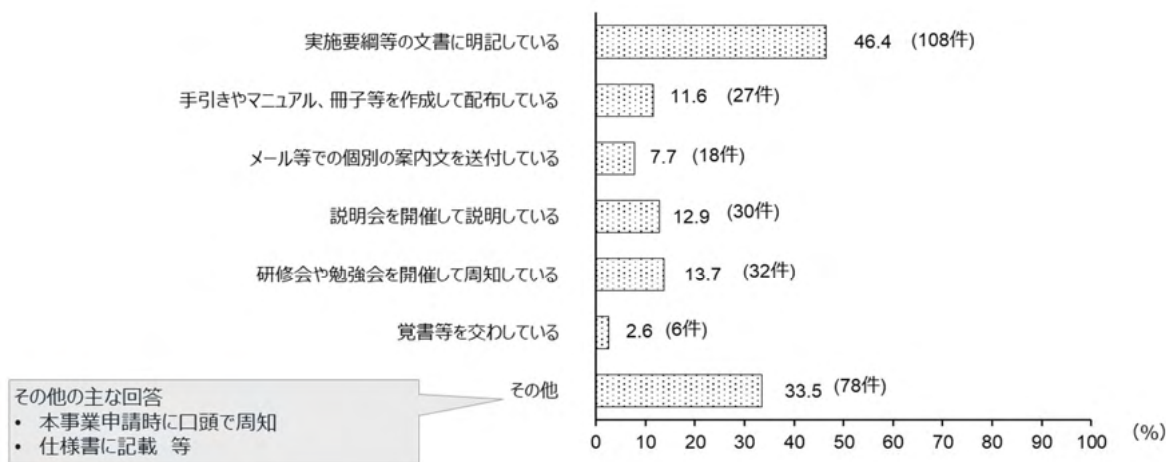
図表 2-38 令和7年度に必要な支援につないだこどもの有無別の、自治体への報告を運営団体に周知する頻度 (SA,n=211)



33) 自治体への報告を運営団体に周知する方法

周知方法については、「実施要綱等の文書に明記している」が最も多く 46.4%であった。

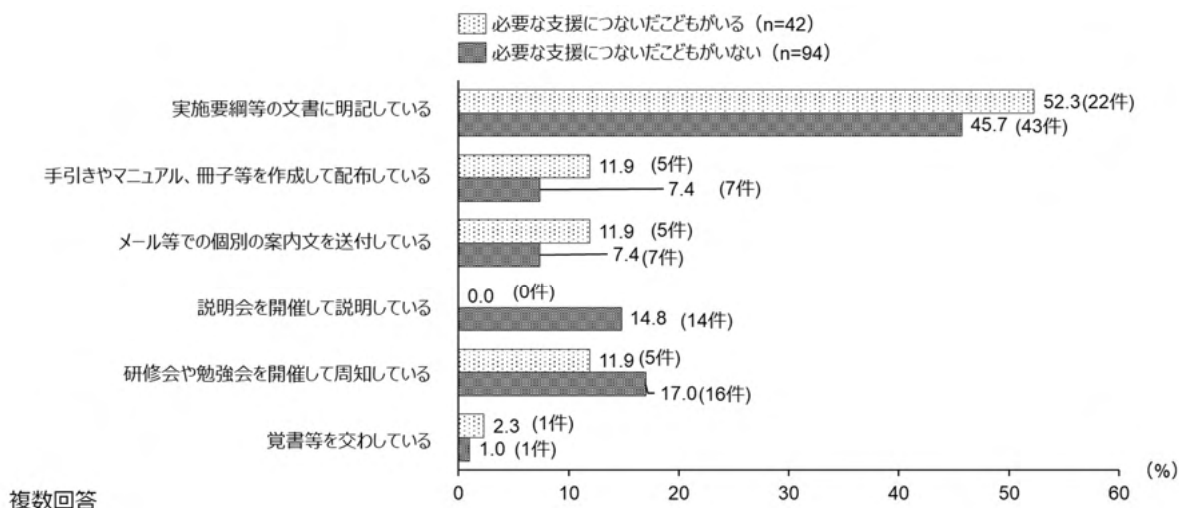
図表 2-39 自治体への報告を運営団体に周知する方法 (MA,n=233)



複数回答,
委託または間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

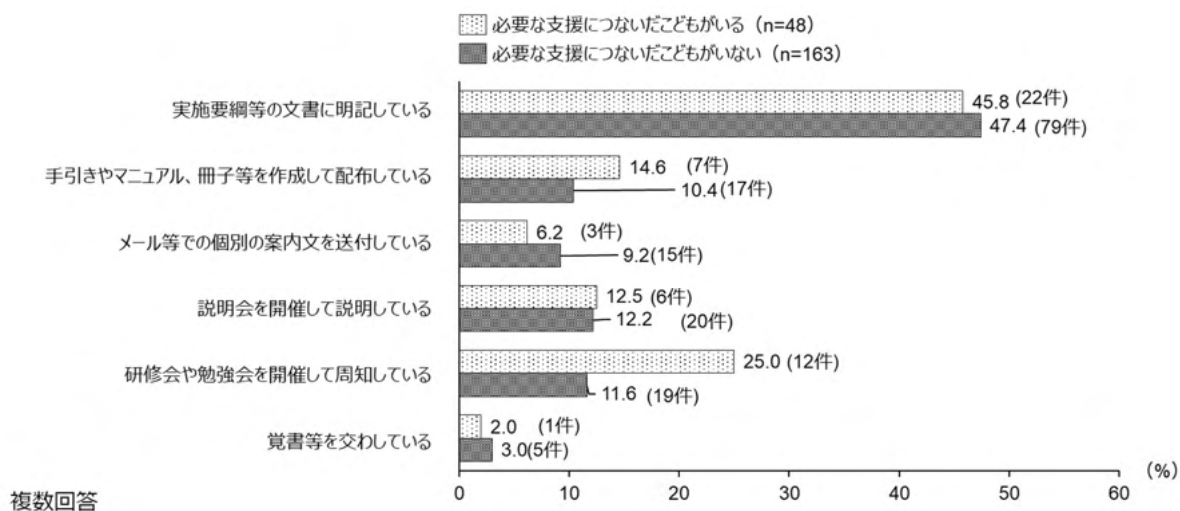
令和 6 年度において必要な支援につないだこどもがいる自治体は、必要な支援につないだこどもがいない自治体と比べ、「実施要綱等の文書に明記している」割合が 6.6 ポイント高かった。

図表 2-40 令和 6 年度に必要な支援につないだこどもの有無別の、自治体への報告を運営団体に周知する方法 (MA,n=136)



令和 7 年度において必要な支援につないだこどもがいる自治体は、必要な支援につないだこどもがいない自治体と比べ、「研修会や勉強会を開催して周知している」割合が 13.4 ポイント高かった。

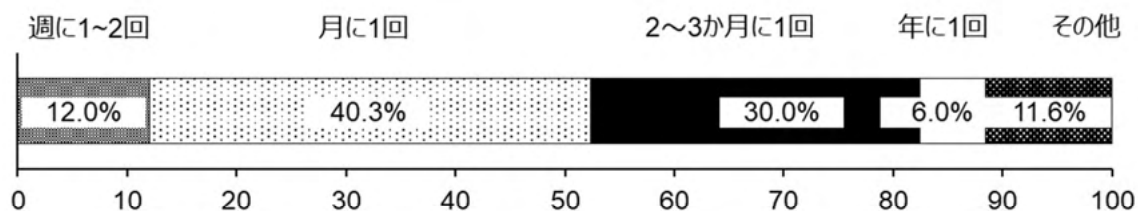
図表 2-41 令和7年度に必要な支援につないだことのある自治体への報告を運営団体に周知する方法 (MA,n=211)



34) 運営団体とのコミュニケーションの頻度

民間の運営団体とのコミュニケーションの頻度は、「月に1回」が最も多く40.3%であった。

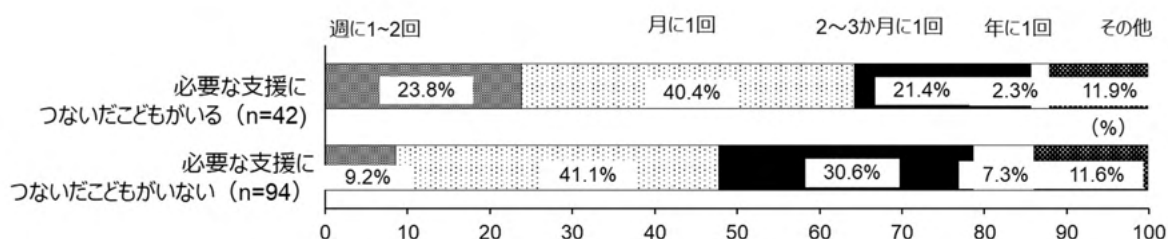
図表 2-42 運営団体とのコミュニケーションの頻度 (SA,n=233)



委託または間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

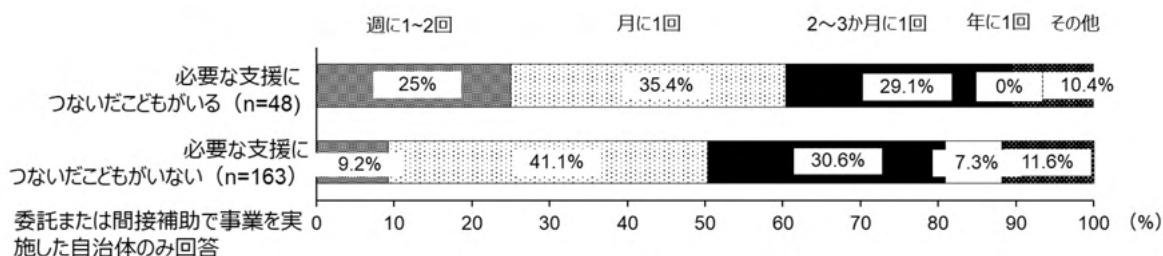
令和6年度に必要な支援につないだこどもがいる自治体は、つないだこどもがいない自治体と比べ、「週に1~2回」コミュニケーションをとっている割合が14.6ポイント高かった。

図表 2-43 令和6年度に必要な支援につないだこどもの有無別の、運営団体とのコミュニケーション頻度 (SA,n=136)



令和7年度に必要な支援につないだこどもがいる自治体は、必要な支援につないだこどもがいない自治体と比べ、「週に1~2回」コミュニケーションをとっている割合が15.8ポイント高かった。

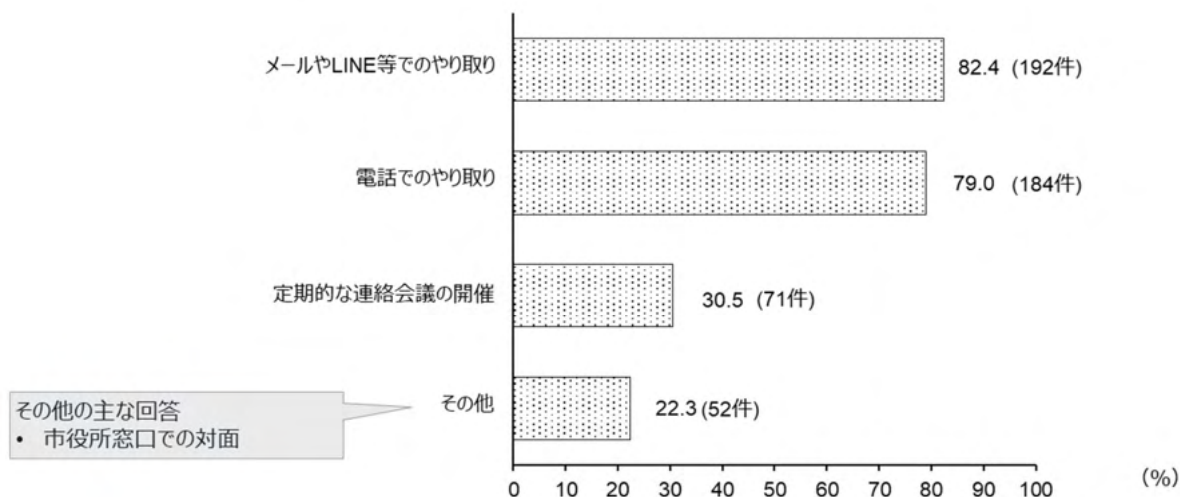
図表 2-44 令和7年度に必要な支援につないだこどもの有無別の、運営団体とのコミュニケーション頻度 (SA,n=211)



35) 運営団体とのコミュニケーションの方法

コミュニケーションの方法は、「メールやLINE等でのやり取り」が最も多く82.4%、次点で「電話でのやり取り」が79.0%であった。

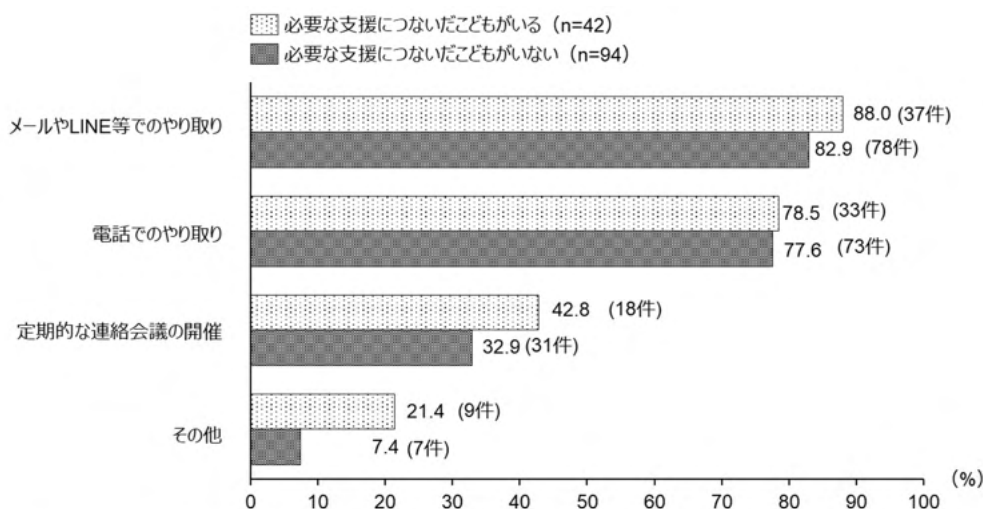
図表 2-45 運営団体とのコミュニケーションの方法 (MA,n=233)



複数回答,
委託または間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

令和6年度に必要な支援につないだことがある自治体は、必要な支援につないだことがない自治体と比べ、「定期的な連絡会議の開催」を行っている割合が9.9ポイント高かった。

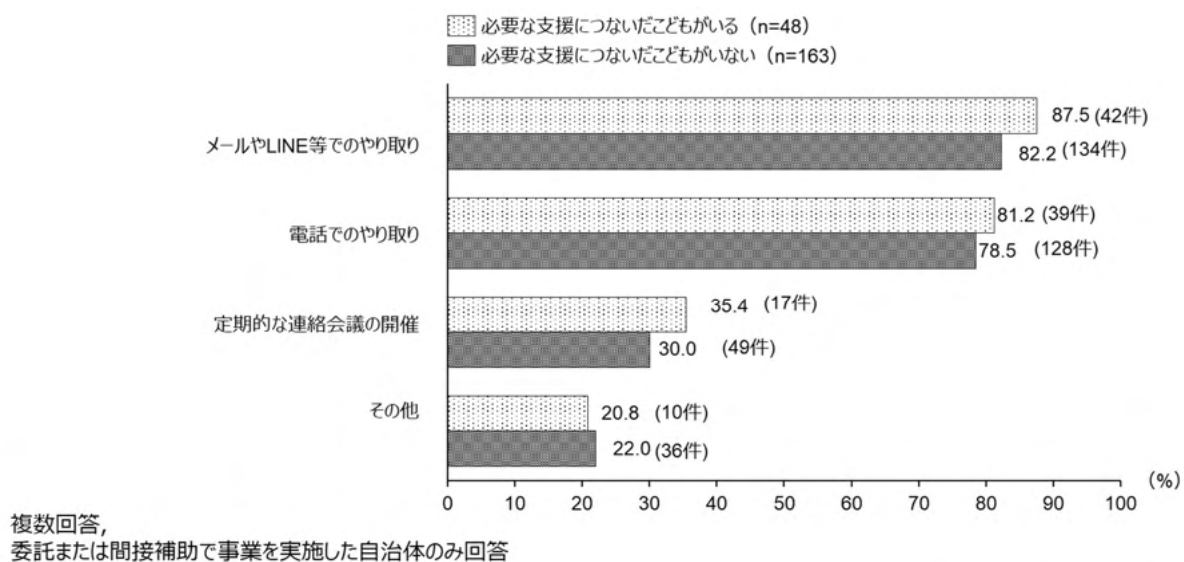
図表 2-46 令和6年度に必要な支援につないだことのある無別の、
運営団体とのコミュニケーション方法 (MA,n=136)



複数回答,
委託または間接補助で事業を実施した自治体のみ回答

令和7年度に必要な支援につないだこどもがいる自治体は、必要な支援につないだこどもがいない自治体と比べ、「メールやLINE等でのやり取り」「定期的な連絡会議の開催」を行っている割合が5ポイント以上高かった。

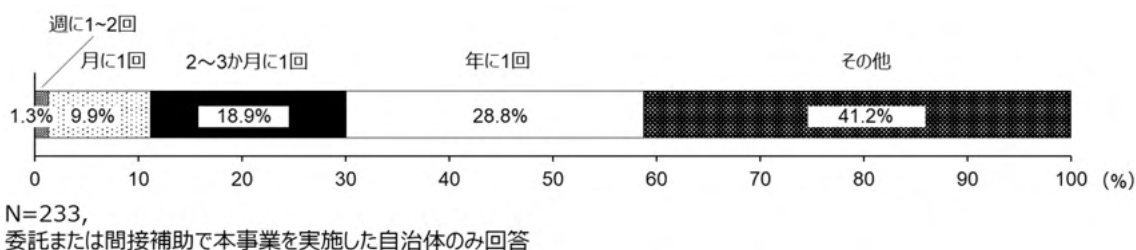
図表 2-47 令和7年度に必要な支援につないだこどもの有無別の、運営団体とのコミュニケーション方法 (MA,n=211)



36) 民間の運営団体から相談を受ける頻度

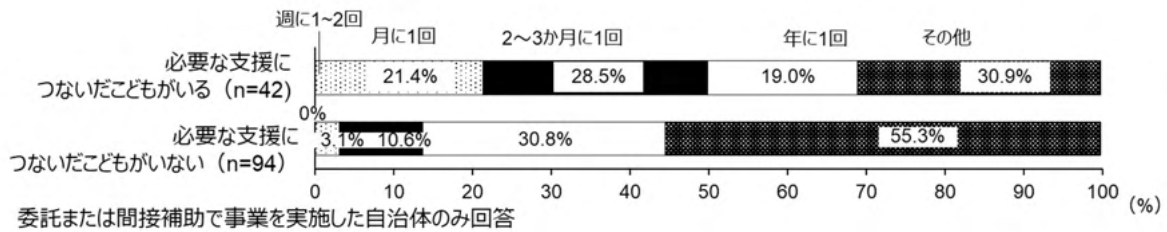
相談の頻度は「年に1回」が最も多く、28.8%であった。

図表 2-48 民間の運営団体から相談を受ける頻度 (SA,n=233)



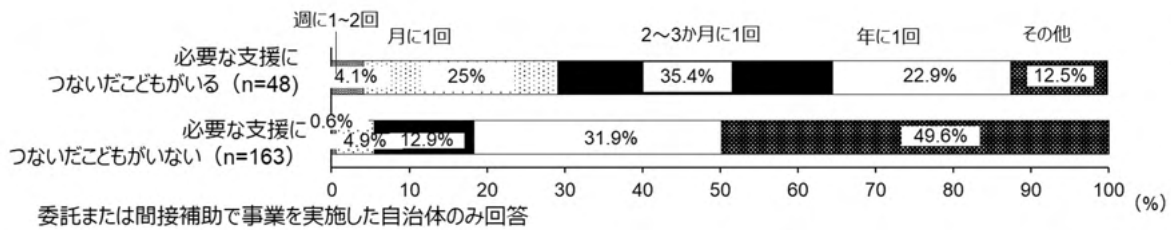
令和 6 年度に必要な支援につないだことがある自治体は、つないだことがない自治体と比べ、相談をうける頻度について「月に 1 回」「2～3 か月に 1 回」と回答した割合が 17 ポイント以上高かった。

図表 2-49 令和 6 年度に必要な支援につないだことの有無別の、民間の運営団体から相談を受ける頻度 (SA,n=136)



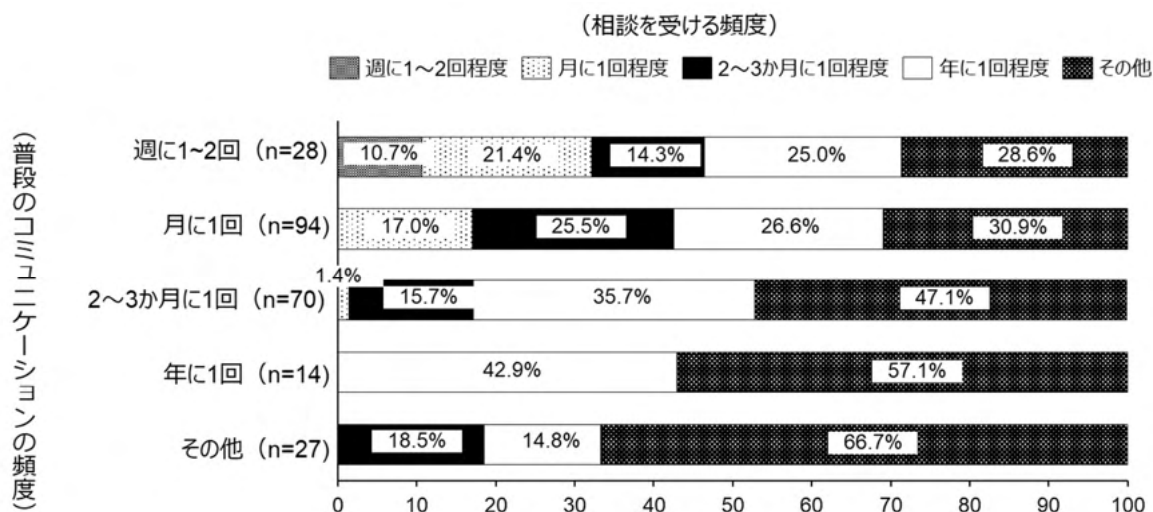
令和 7 年度に必要な支援につないだことがある自治体は、つないだことがない自治体と比べ、相談をうける頻度について「月に 1 回」「2～3 か月に 1 回」と回答した割合が 20 ポイント以上高かった。

図表 2-50 令和 7 年度に必要な支援につないだことの有無別の、民間の運営団体から相談を受ける頻度 (SA,n=211)



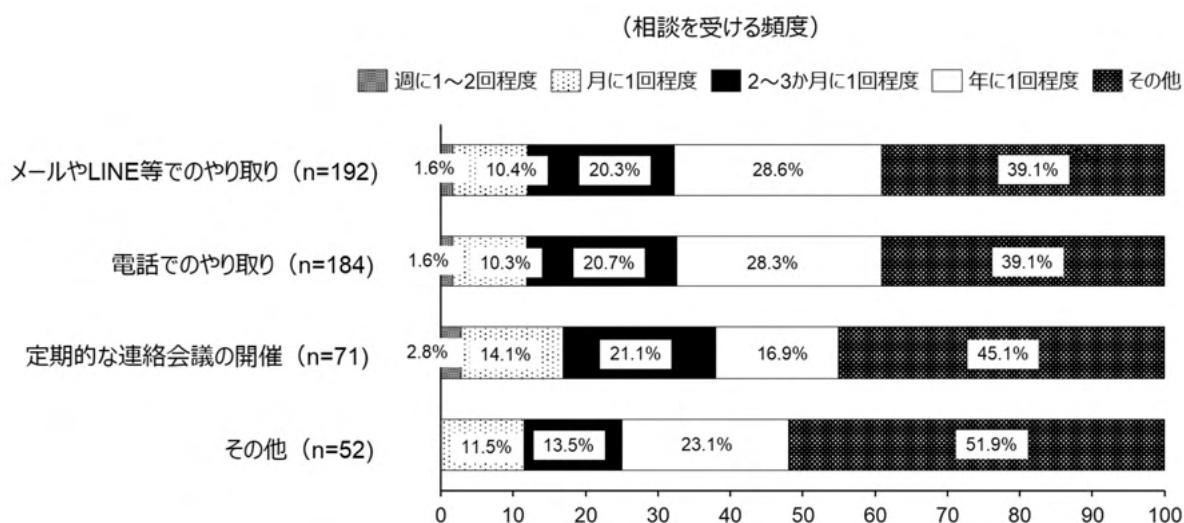
普段のコミュニケーションの頻度が「週に 1~2 回」の自治体は、「2~3 か月に 1 回」の自治体と比較して「週に 1~2 回程度」運営団体から相談を受ける頻度が 9.3 ポイント高かった。

**図表 2-51 普段のコミュニケーションの頻度別の、
民間の運営団体から相談を受ける頻度 (MA,n=233)**



定期的な連絡会議の開催を行っている自治体は、他の方法で運営団体とのコミュニケーションを行っている自治体と比べ、「週に 1~2 回」「月に 1 回」コミュニケーションをとっている頻度が合計 4 ポイント以上高かった。

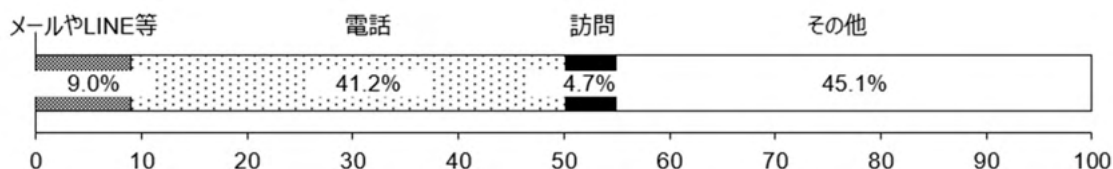
**図表 2-52 普段のコミュニケーションの方法別の、
民間の運営団体から相談を受ける頻度 (MA,n=233)**



37) 民間の運営団体から受けた相談に対する対応

相談への対応方法は「電話」が最も多く 41.2%であった。また、「その他」の回答では「市町村窓口」や「文書」でのやり取りが多く挙げられた。

図表 2-53 民間の運営団体から受けた相談に対する対応 (SA,n=233)



38) 困難に直面することもについて対応する窓口 (自由回答)

困難に直面することもについて対応する窓口は、「こども家庭センター」や「重層的支援体制整備事業所管課」、「子育て支援業務所管課」などがあげられた。

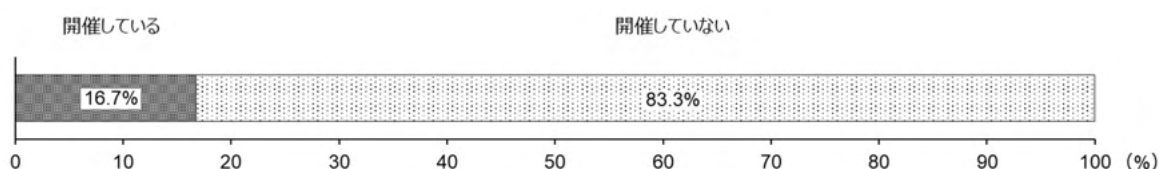
図表 2-54 困難に直面することもについて対応する窓口

主な窓口の種類	回答数
こども家庭センター	10
重層的支援体制整備事業所管課	4
子育て支援業務所管課	3
社会福祉協議会	1

39) 勉強会の開催有無

民間の運営団体を対象に、困難に直面したこどもの状況把握を目的とした勉強会・研修等を「開催している」と回答した自治体は 16.7%であった。

図表 2-55 勉強会の開催有無 (SA,n=233)

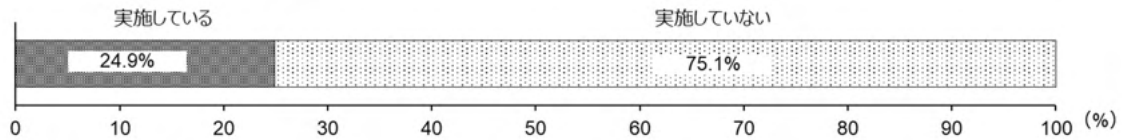


委託または間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

40) 運営団体の状況把握のためのヒアリング実施有無

民間の運営団体を対象に、困難に直面したこどもの状況把握を目的としたヒアリングを「実施している」と回答した自治体は 24.9%であった。

図表 2-56 運営団体の状況把握のためのヒアリング実施有無 (SA,n=233)

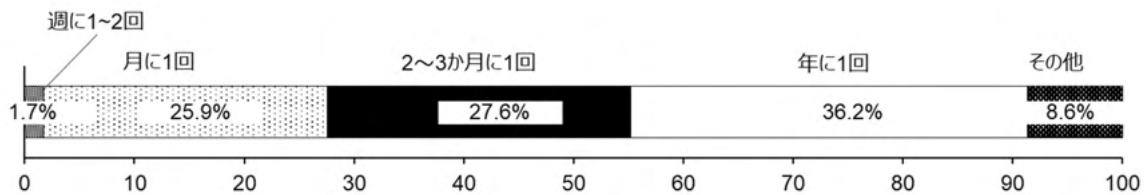


委託または間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

41) ヒアリングの実施頻度

ヒアリングを実施している自治体について、ヒアリングの頻度は「年に1回」が最も多く 36.2%であった。

図表 2-57 ヒアリングの実施頻度 (SA,n=58)

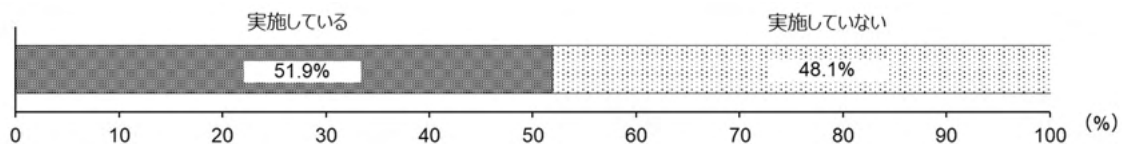


ヒアリングを実施した自治体のみ回答

42) 自治体職員による運営団体への巡回

民間の運営団体への巡回を実施している自治体は 51.9%であった。

図表 2-58 自治体職員による運営団体への巡回 (SA,n=233)

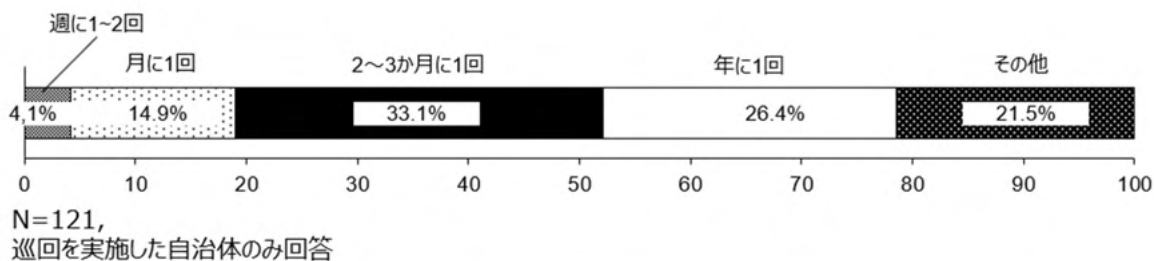


委託または間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

43) 自治体職員による運営団体への巡回頻度

巡回の頻度は、「2～3か月に1回」が最も多く、33.1%であった。

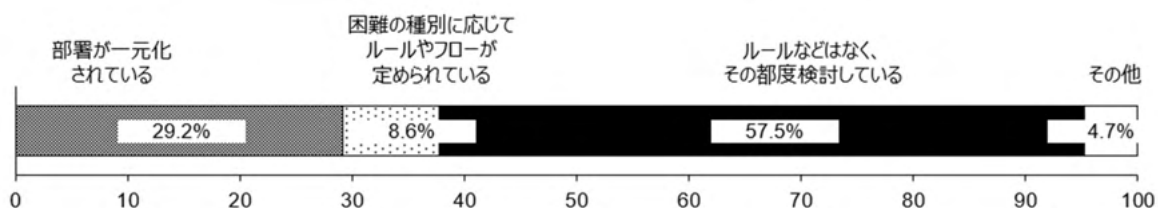
図表 2-59 自治体職員による運営団体への巡回頻度 (SA,n=121)



44) 困難に直面することもを把握した後の繋ぎ先のルール

困難に直面することもを把握した後の繋ぎ先について、「ルールなどではなく、その都度検討している」と回答した自治体が最も多く57.5%であった。

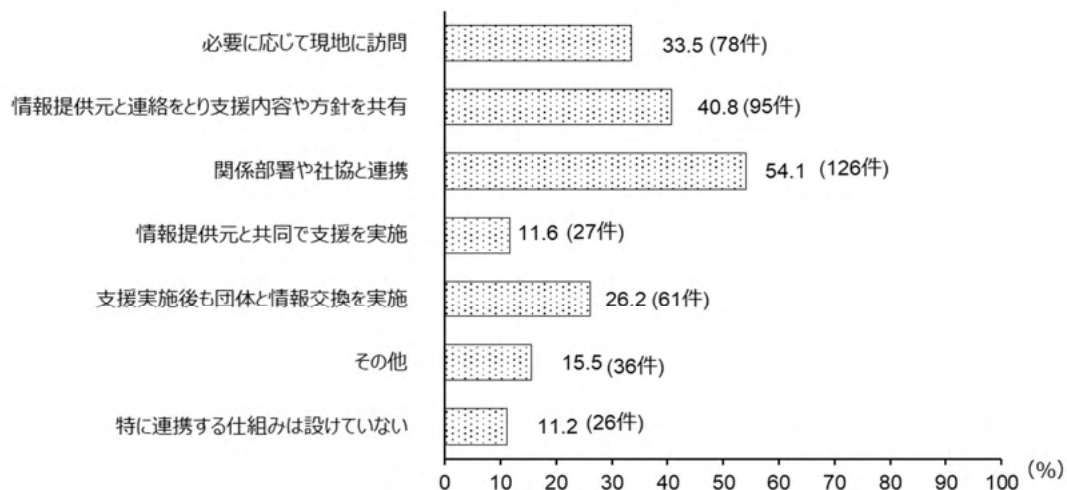
図表 2-60 困難に直面することもを把握した後の繋ぎ先のルール (SA,n=233)



45) 民間の運営団体との連携

困難に直面することの情報提供を受けた際、「関係部署や社協と連携」していると回答した自治体が最も多く54.1%であった。

図表 2-61 民間の運営団体との連携 (MA,n=233)



複数回答,
委託または間接補助で本事業を実施した自治体のみ回答

46) 本事業の目的を達成するために工夫していること（自由回答）

目的を達成するための工夫として「ネットワークづくり/情報共有」、「民間の運営団体との頻繁な連携」、「民間の運営団体への事業趣旨の説明」が挙げられた。

図表 2-62 本事業の目的を達成するために工夫していること

主な工夫	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
ネットワークづくりを目的として関係機関が集まる場の開催	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、委託先の民間の運営団体、関係機関が情報交換等を行う場を3か月に1度設けており、その場で、困難に直面することもへの対応方針などを検討している。 ・ 団体とは何かあればいつでも連絡がとれる体制を整えている。
民間の運営団体への事業趣旨の説明	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が行政へ相談しやすい関係性づくり ・ 支援が必要な子ども等の発見機能を担っていることを説明

N=33, 記述回答, 回答内容について弊社にて分類分けの上集計した。

47) 本事業の目的を達成するために有効なアイデア（自由回答）

目的を達成するためのアイデアとして「各団体との頻繁な連携」、「本事業の活用事例の周知・広報」、「人材の育成」があげられた。

図表 2-63 本事業の目的を達成するために有効なアイデア

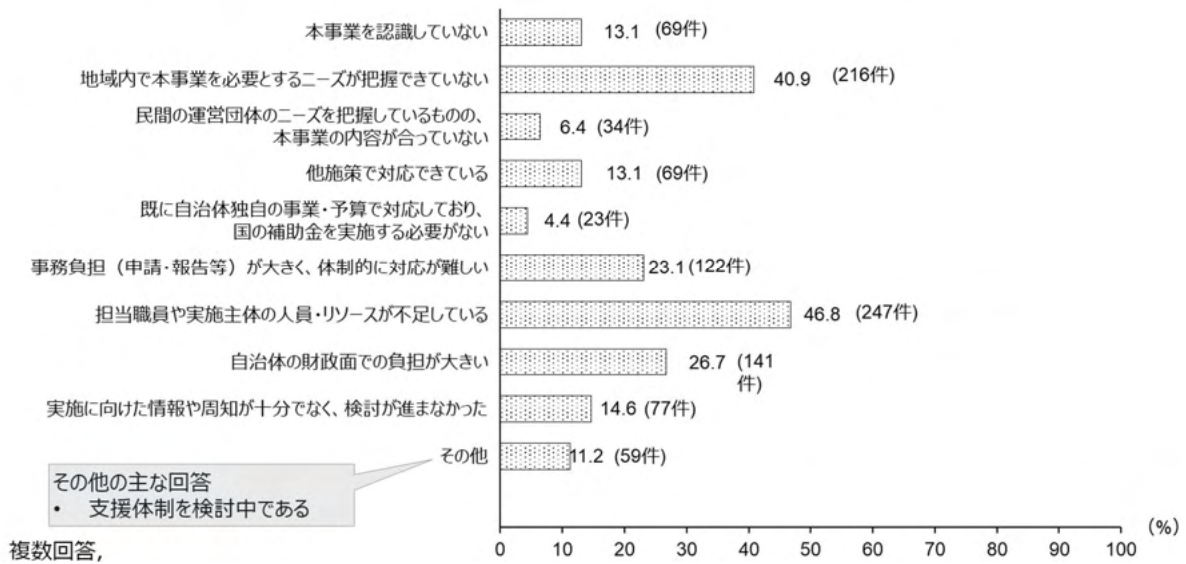
主なアイデア	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
各団体との頻繁な連携	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の運営団体（子ども食堂・居場所の支援を行う団体等）と顔の見える関係性を作るため、訪問を実施している。 ・ 委託業者がいる場合は、こまめに連絡を取り合うことが大切。
本事業の活用事例の周知・広報	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小さな事例の周知を大切にすること。事例の周知は先進事例の周知に重きが置かれがちだが、それだけではなく、身近に感じる事例も周知した方が、本事業を検討している団体の後押しになると思う。
人材の育成	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉人材の育成支援による人材確保、事業所の増加。 ・ 実施団体のスタッフに対して、定期的な研修を行う。

N=10, 記述回答, 回答内容について弊社にて分類分けの上集計した。

48) 本事業未実施自治体が本事業を実施しない理由

本事業を実施しない理由について「担当職員や実施主体の人員・リソースが不足している」と回答した自治体が最も多く、46.8%であった。

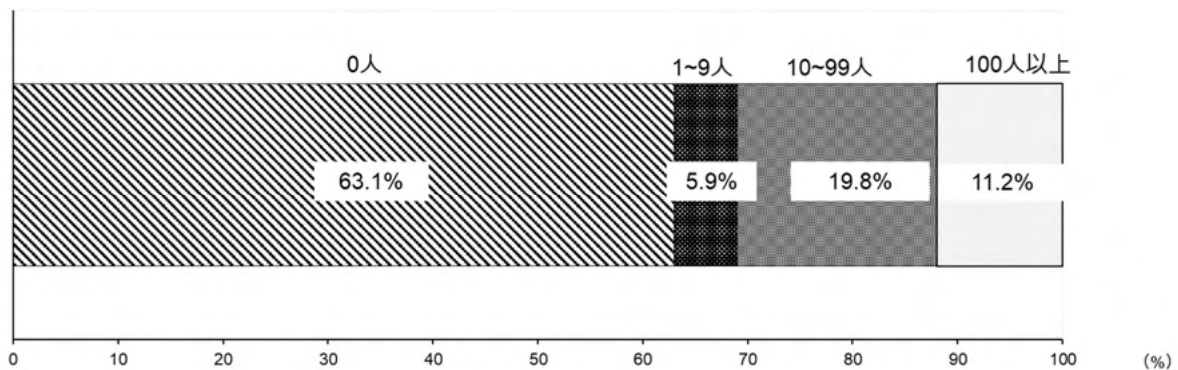
図表 2-64 本事業未実施自治体が本事業を実施しない理由 (MA,n=528)



49) 本事業未実施自治体が困難に直面することもを把握した件数

「0人」と回答した自治体が最も多く63.1%であった。

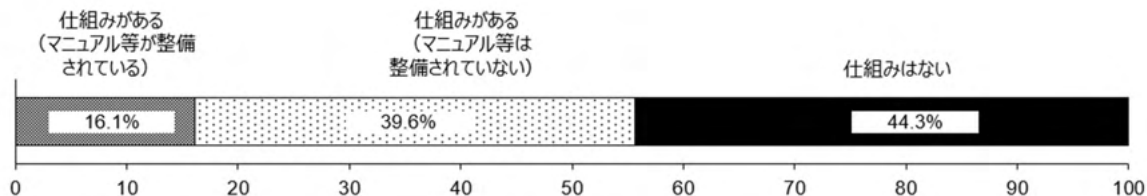
図表 2-65 本事業未実施自治体が困難に直面することもを把握した件数 (SA,n=528)



50) 本事業未実施自治体が困難に直面することもを把握する仕組み

困難に直面することもを把握する仕組みについて、「仕組みはない」自治体が最も多く、44.3%であった。

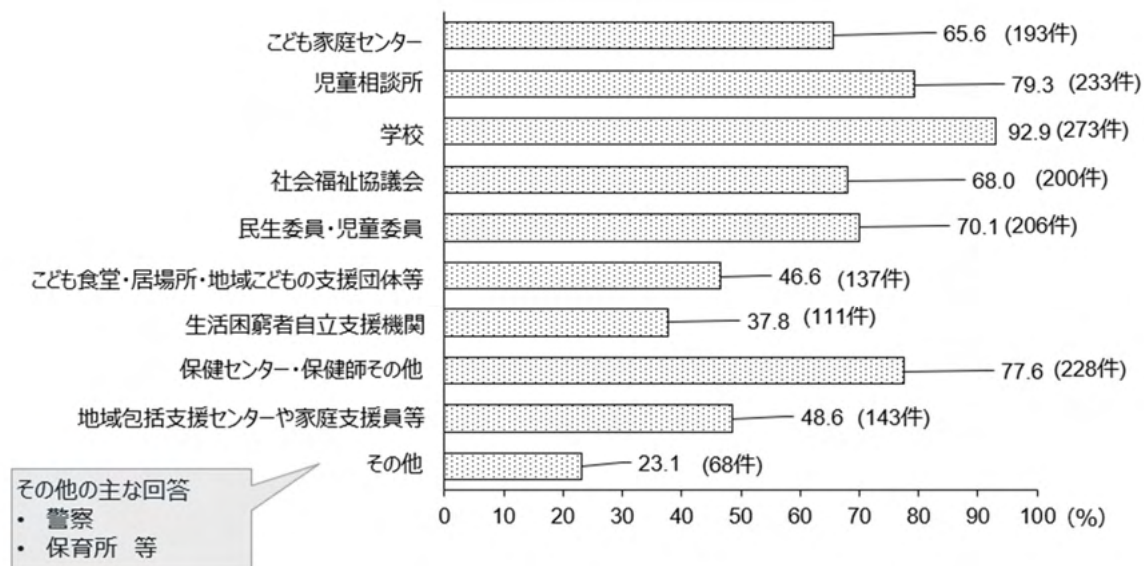
図表 2-66 本事業未実施自治体が困難に直面することもを把握する仕組み (SA,n=528)



51) 本事業未実施自治体が困難に直面することもを把握するための連携先

困難に直面することもの情報を把握するために連携する機関は「学校」が最も多く92.9%であった。また、「児童相談所」、「保健センター・保健師その他」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」、「こども家庭センター」と連携を行う自治体も50%以上であるなど、多様な関係機関と連携を行っていることが確認された。

図表 2-67 本事業未実施自治体が困難に直面することもを把握するための連携先 (MA,n=528)



その他の主な回答
 ・ 警察
 ・ 保育所 等

複数回答

(3) 自治体調査のまとめ

図表 2-68 自治体調査のまとめ

カテゴリ	調査結果からわかること
回答した自治体の本事業実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答した自治体のうち、本事業を「実施したことがある」と回答した自治体は 3 割程度であった。本事業の実施方法としては、「間接補助による実施」が最も多く、7 割弱を占めており、民間の運営団体を通じた実施が中心となっていることがうかがえた。 ・ 本事業を実施するうえでの課題としては、「困難に直面した子どもや家庭の把握の難しさ」が最も多く 6 割程度を占めており、支援対象となる子どもや家庭を把握することが自治体にとって大きな課題となっていることが示唆された。
支援が必要な子どもの把握について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難に直面する子どもを把握した件数については、「0 人」と回答した自治体が 6 割以上を占めており、先述の本事業を実施するうえでの課題として最も多くあげられていた「困難に直面した子どもや家庭の把握の難しさ」を裏付ける結果となった。 ・ 困難に直面する子どもに気づくためのポイントについて、運営団体等に伝えていると回答した自治体は 5 割程度であり、支援が必要な子どもを早期に把握するための観点や注意点を共有している自治体も一定程度存在することが確認された。 ・ また、困難に直面する子どもを把握した後の繋ぎ先については、「ルールなどはなく、その都度検討している」と回答した自治体が 6 割程度を占めており、個別の状況に応じて関係部署や社会福祉協議会等と連携しながら対応している状況がうかがえた。
運営団体や関係機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営団体とのコミュニケーションの頻度としては、「月に 1 回」が最も多く 4 割程度であり、方法としては「メールや LINE 等でのやり取り」が最も多く、継続的な情報共有が行われていることが確認された。 ・ また、民間の運営団体から相談を受ける頻度としては「年に 1 回」が最も多く、相談への対応方法としては「電話」が多いなど、必要に応じて個別に対応している自治体が多いことがうかがえた。 ・ 運営団体の活動状況や子どもの状況把握を目的とした取組として、自治体職員による巡回を実施している自治体は 5 割程度であった一方で、勉強会・研修の開催やヒアリングを実施している自治体はいずれも 2 割程度にとどまっていた。 ・ また、本事業の目的達成に向けた工夫として、「行政、民間団体、関係機関によるネットワークづくりや情報共有の場の設置」、「民間の運営団体との頻繁な連携」、「運営団体への本事業趣旨の説明」などが挙げられており、顔の見える関係性の構築や情報共有の仕組みづくりが重視されていることが確認された。

3. 運営団体調査

1) 調査対象

運営団体向けに行ったアンケート調査の結果は下記の通りである。

図表 2-69 運営団体調査実施要領

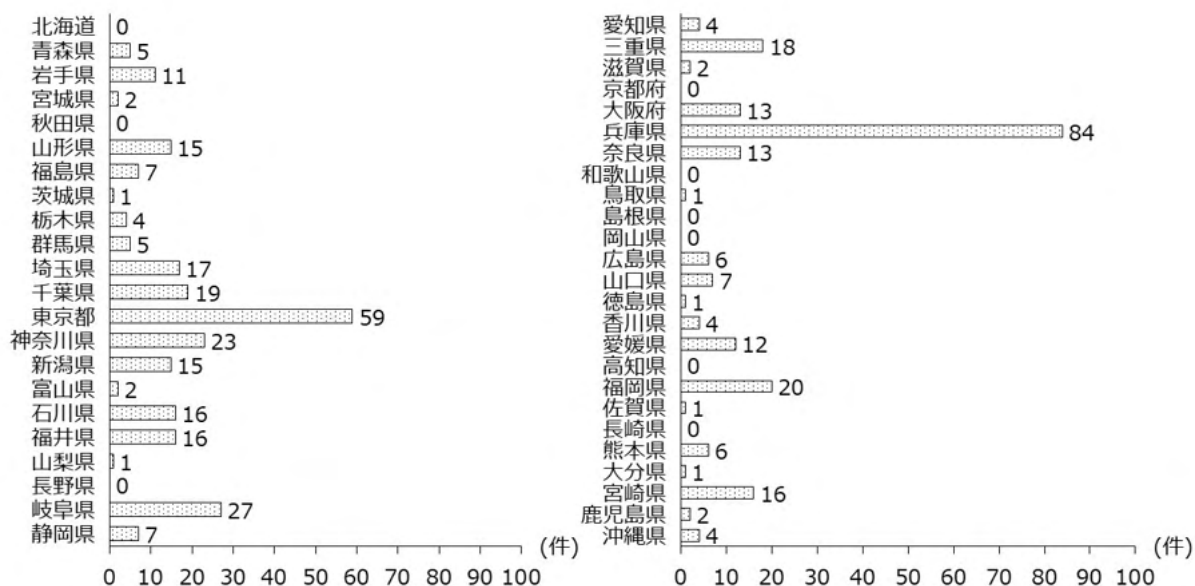
項目	内容
調査対象	全国の自治体のうち、地域こどもの生活支援強化事業（以下、「本事業」という。）を委託・間接補助形式等で実施している民間の運営団体
調査方法	方法：全国の自治体経由で、web アンケートの共有を行った。 調査時期：令和7年12月—令和8年2月
回収数	467件

(2) 調査結果

1) 回答した運営団体の都道府県分布

合計 38 都府県から回答を得た。兵庫県からの回答が 84 件と最も多く、首都圏からの回答が全体の約 4 分の 1 を占めた。

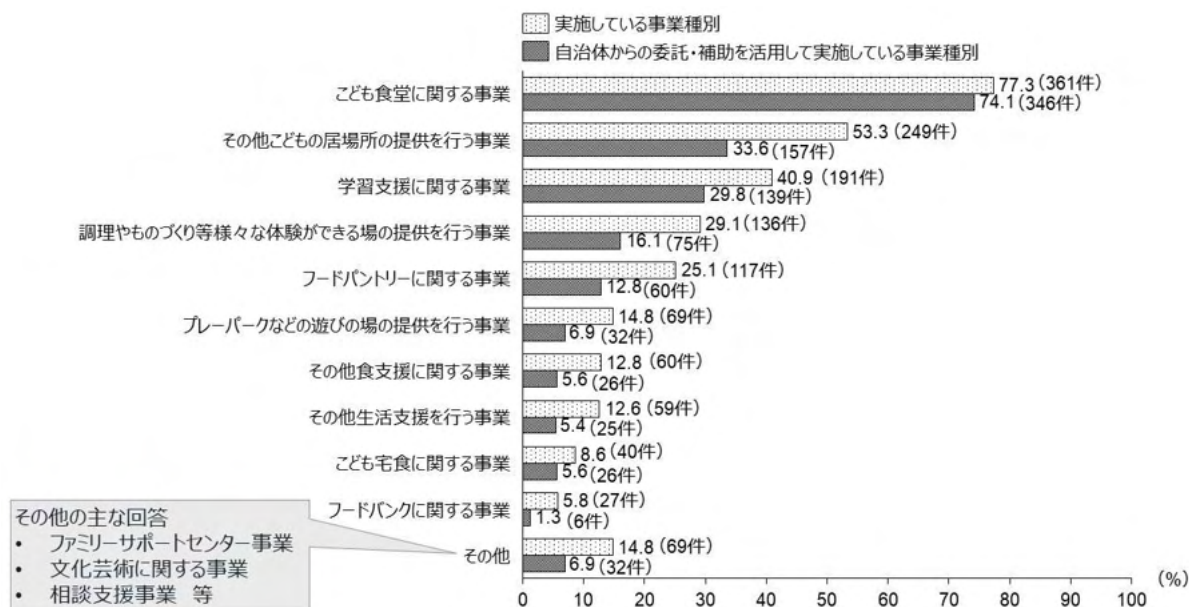
図表 2-70 回答した運営団体の都道府県分布（SA, n=467）



2) 回答した運営団体の事業種別

回答した運営団体が実施する事業種別・自治体からの委託・補助を活用して実施している事業種別のいずれも、「子ども食堂に関する事業」が7割以上であった。

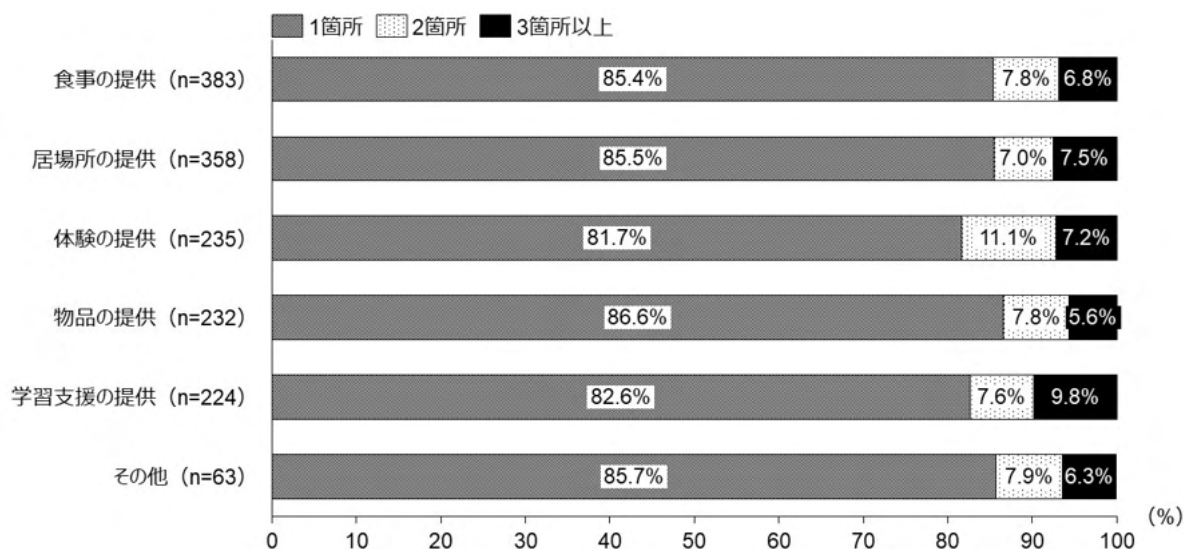
図表 2-71 実施する事業種別 (MA, n=467)



3) 事業ごとの拠点数

回答した運営団体が実施するいずれの事業も、拠点数は「1箇所」が8割以上と最多であった。

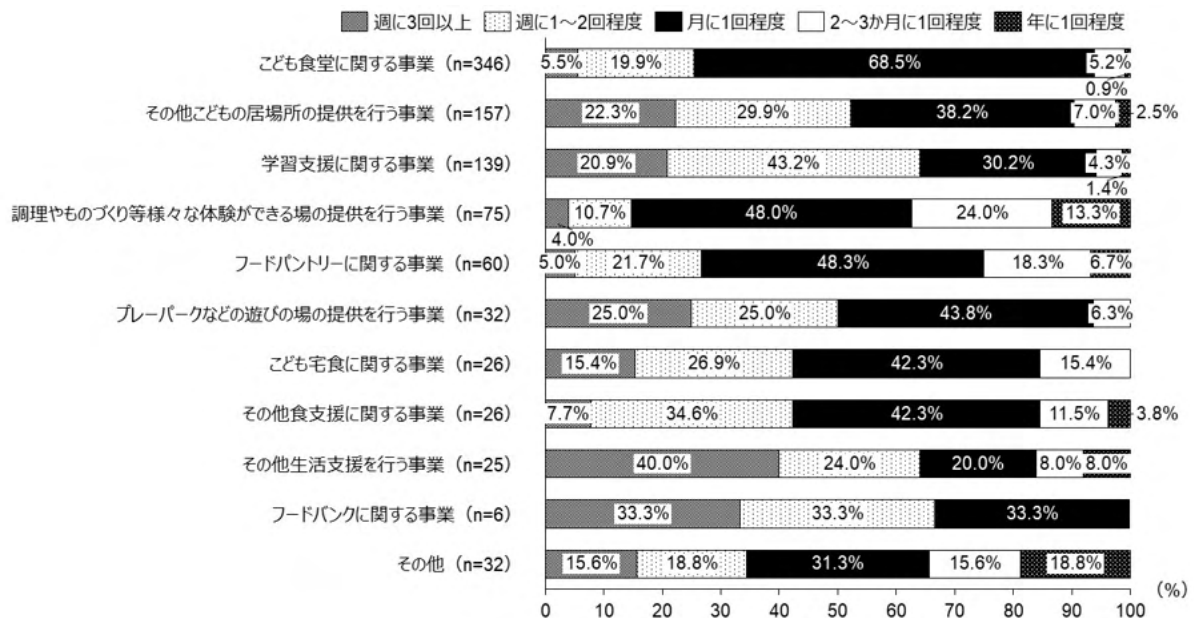
図表 2-72 事業ごとの拠点数 (SA, n 数はグラフ内に記載)



4) 事業ごとの開催頻度（1年あたり）

「その他生活支援を行う事業」を除き、「週に1～2回程度」「月に1回程度」と回答した運営団体を合わせると各事業の5割以上を占めた。

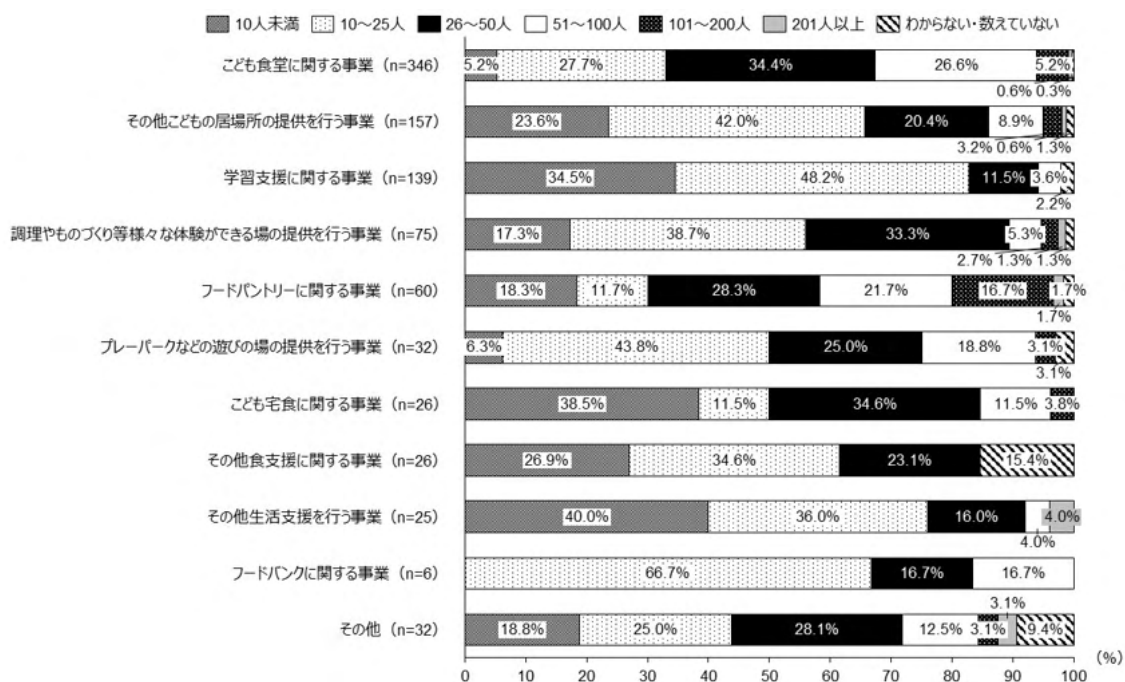
図表 2-73 事業ごとの開催頻度（SA, n数はグラフ内に記載）



5) 事業ごとの平均参加人数（1回あたり）

「フードパントリーに関する事業」「子ども宅食に関する事業」を除き、「10～25人」「26～50人」と回答した運営団体が合わせて各事業の5割以上を占めた。

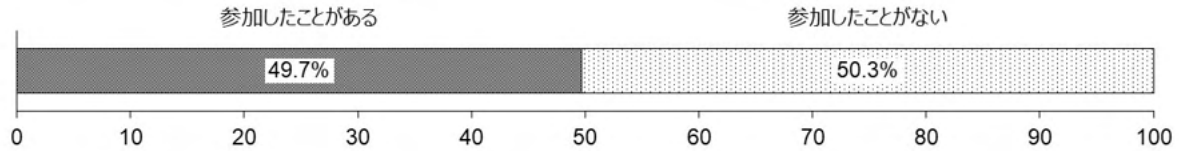
図表 2-74 事業ごとの平均参加人数（SA, n数はグラフ内に記載）



6) 外国にルーツのあるこどもの参加有無

実施する活動において、外国にルーツのあるこどもが「参加したことがある」と回答した運営団体は、全体の49.7%を占めた。

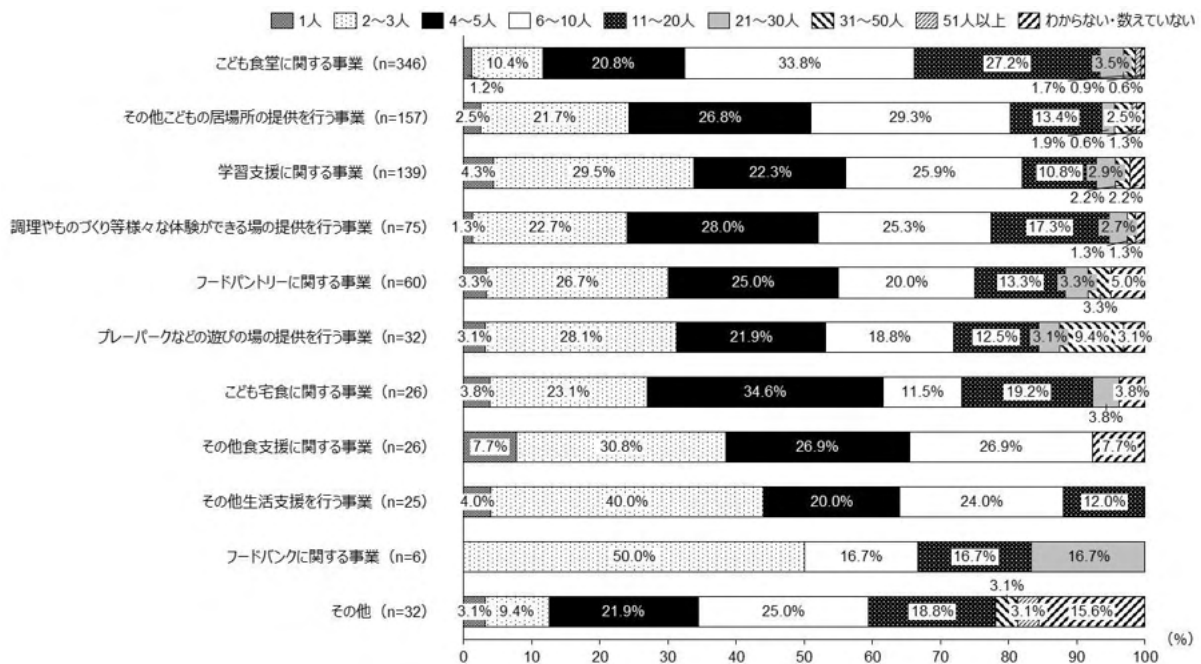
図表 2-75 外国にルーツがあるこどもの参加有無 (SA, n=467)



7) 事業ごとの平均運営人数 (ボランティア等を含む)

「こども食堂に関する事業」における平均運営人数として、「6～10人」「11～20人」と回答した運営団体の割合が合わせて61.0%を占めた。また、「その他こどもの居場所の提供を行う事業」における平均運営人数として、「4～5人」「6～10人」と回答した運営団体の割合が合わせて56.1%を占めた。これ以外の「その他」を除く各事業における平均運営人数として、「2～3人」「4～5人」と回答した運営団体が合わせて5割以上を占めた。

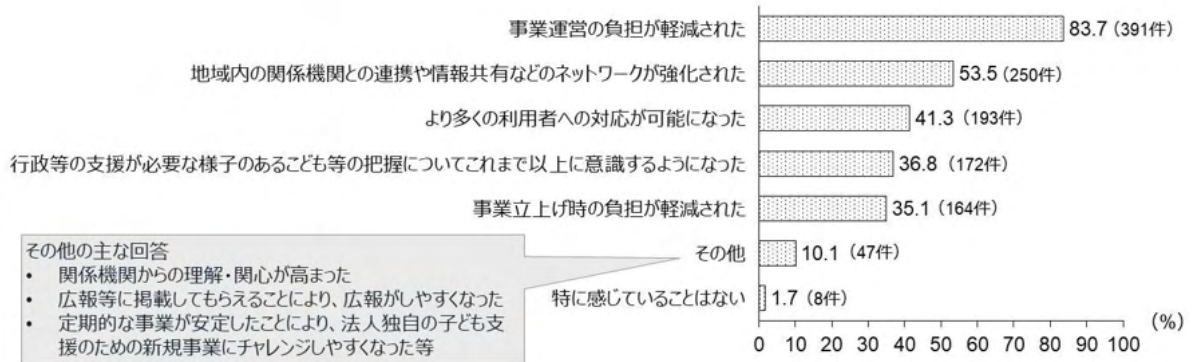
図表 2-76 事業ごとの平均運営人数 (SA, n数はグラフ内に記載)



8) 自治体からの委託・補助を活用するメリット

自治体からの委託・補助を活用するメリットとして、「事業運営の負担が軽減された」が 83.7%と最多であった。

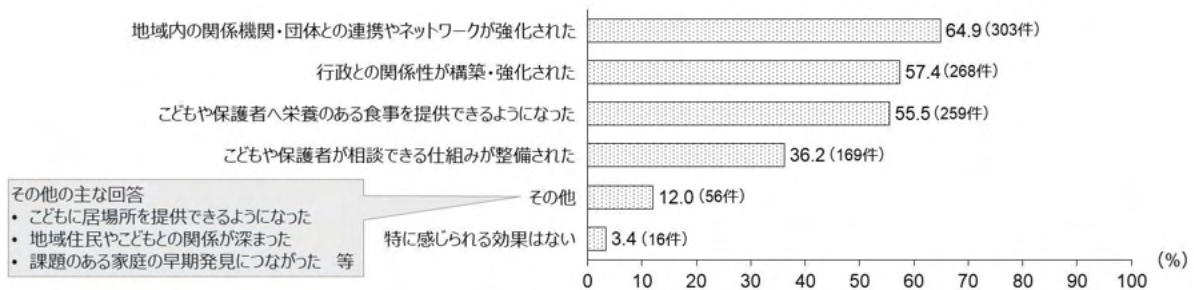
図表 2-77 自治体からの委託・補助を活用するメリット (MA, n=467)



9) 本事業による効果

本事業を実施した効果として、「地域内の関係機関・団体との連携やネットワークが強化された」が 64.9%と最多であった。

図表 2-78 本事業による効果 (MA, n=467)



10) 本事業を使いづらいと感じる理由

本事業を使いづらいと感じる理由として、「助成金額が十分でない」「助成金の使途に制約がある」「助成対象期間が十分でない」等が挙げられた。

図表 2-79 本事業を使いづらいと感じる理由 (FA, n=271)

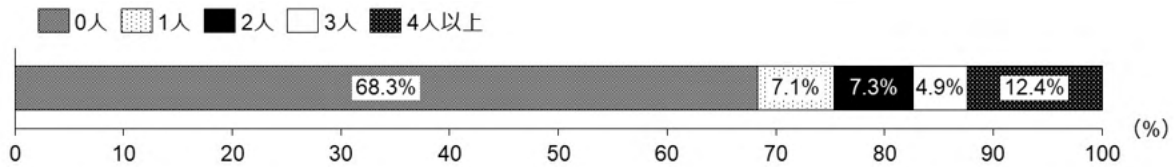
理由	回答数	具体的な回答 (自由記述回答から抜粋)
助成金額が十分でない	48	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食支援の食材費も値上がりしている中、参加者が増加傾向にあり、現状の助成金額では賅いきれない。 ・ 各団体一律の助成金額ではなく、開催頻度や参加人数に応じて助成金額を調整してほしい。
助成金の使途に制約がある	36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金の使途に関する制約が多く、活動実態に見合った利用ができない。(ボランティアの謝金・調理器具・備品等にも活用できるようにしてほしい) ・ 複数事業を行っている場合、事業ごとに使途設定されていることで利用しづらい。事業全体の運営実態に合わせて助成金を活用できるようにしてほしい。
助成対象期間が十分でない	35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象期間が通年でなく、助成が受けられない期間がある。 ・ 単年ごとの助成である場合、継続的な事業運営が難しいため、複数年度助成していただきたい。
事業利用上の手続きに課題がある	34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申請や事業報告の提出書類や事務手続きが煩雑である。 ・ 申請から助成決定連絡までの期間を短縮化してほしい。
事業の対象や利用条件に課題がある	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月に1回開催という条件があると、人材不足で開催が困難な時期がある場合に事業を利用できないリスクがある。 ・ 対象となる事業に制約がある(宅食の場合に利用不可である等)。
助成金給付方法に課題がある	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金の入金が遅い。 ・ 概算払いであるため、立て替えが発生する。

※事業が使いづらい理由に関して回答された自由記述回答のうち、弊社にて分類分けの上集計した。

11) 運営団体が行政等の支援機関につないだこどもの数（令和7年度）

令和7年度中に行政等の支援機関につないだこどもが1人以上いると回答した運営団体が全体の31.7%を占めていた。

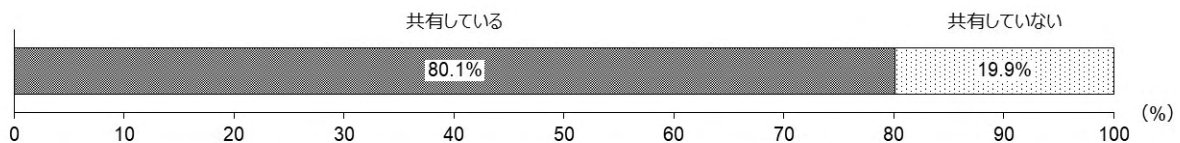
図表 2-80 運営団体が行政等の支援機関につないだこどもの数（SA, n=467）



12) 支援が必要なこどもを発見するための留意点/観点

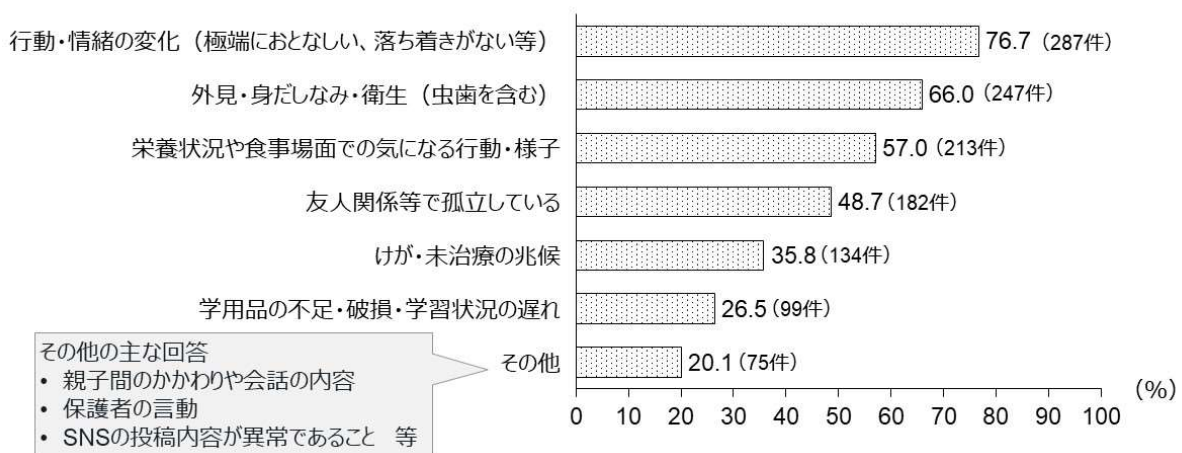
活動中に、行政等の支援が必要な様子のあるこども等が発見するための留意点/観点を内部で「共有している」と回答した運営団体が、80.1%を占めていた。

図表 2-81 支援が必要なこどもを発見するための留意点/観点の内部での共有有無（SA, n=467）



内部で共有している留意点/観点として、「行動・情緒の変化（極端におとなしい、落ち着きがない等）」が76.7%と最多であった。

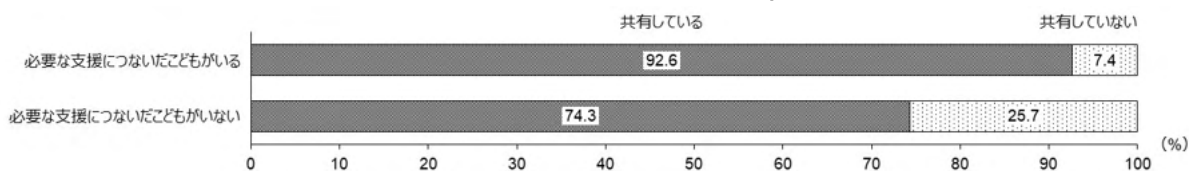
図表 2-82 支援が必要なこどもを発見するための留意点/観点の内容（MA, n=374）



※支援が必要なこどもを発見するための留意点/観点を内部で共有している団体のみ回答

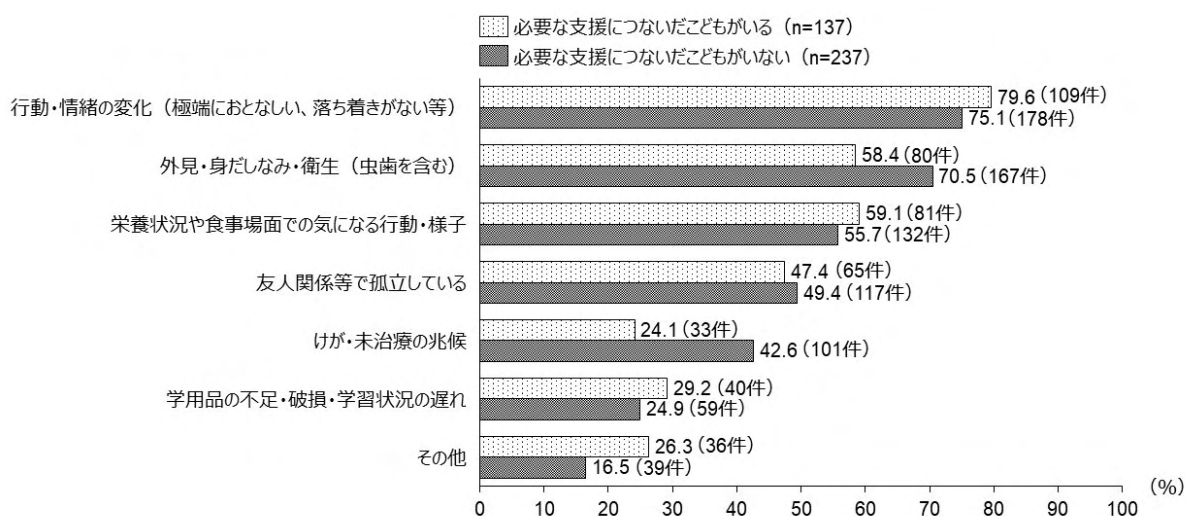
令和7年度中に必要な支援につないだこどもがいる運営団体は、いない運営団体に比べて、支援が必要なこどもを発見するための留意点を内部で「共有している」割合が18.3ポイント高かった。

図表 2-83 必要な支援につないだこどもの有無別の、支援が必要なこどもを発見するための留意点/観点の内部での共有有無 (SA, n=467)



必要な支援につないだこどもがいる運営団体は、いない運営団体に比べて、留意点として「行動・情緒の変化（極端におとなしい、落ち着きがない等）」を挙げる割合が4.5ポイント、「栄養状況や食事場面での気になる行動・様子」を挙げる割合が3.4ポイント、「学用品の不足・破損・学習状況の遅れ」を挙げる割合が4.3ポイント高かった。

図表 2-84 必要な支援につないだこどもの有無別の、支援が必要なこどもを発見するための留意点/観点の内容 (MA, n=374)



※支援が必要なこどもを発見するための留意点/観点を内部で共有している運営団体のみ回答

13) 支援が必要な子どもを自治体へ報告する際の判断材料

支援が必要な子どもを自治体へ報告する際の判断材料として、「子ども・保護者とのコミュニケーションの中で支援の必要性が感じられる」「子ども・保護者の様子（言動・服装等）を観察する中で支援の必要性が感じられる」等の回答が多く寄せられた。

図表 2-85 支援が必要な子どもを自治体へ報告する際の判断材料（FA, n=301）

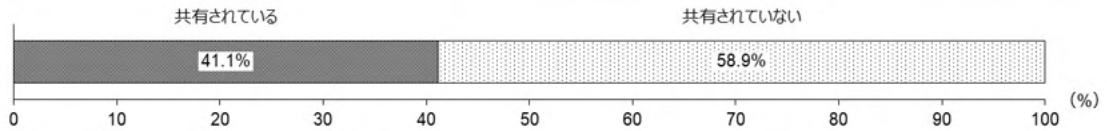
判断材料	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
子どもや保護者とのコミュニケーションの中で支援の必要性が感じられる	152	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもと話して状況把握し、問題が家庭内で解決できない可能性がある場合は、行政へ報告する。必要があれば保護者にも困りごとがないかヒアリングを行う。 ・ いじめ・不登校など、長期的な対応が必要な問題について、本人と話した上で許可を得られれば行政へ報告する。
子どもや保護者の様子（言動・服装等）を観察する中で支援の必要性が感じられる	69	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの外見や衛生面に気になる点がある場合や、こどもが帰宅したくない様子を見せるときに行政に報告する。 ・ 子ども、保護者と会話し、様子を見る中で、スタッフ各々が感じた事を共有し合い、自治体に報告すべきか判断している。
子ども・保護者以外の第三者（地域住民・学校・関係機関等）との情報交換の中で支援の必要性が感じられる	29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民や学校からの情報を踏まえ、行政に報告している。 ・ スタッフに小学生の保護者がいるため、保護者間のネットワークで情報共有の行政に報告している。
虐待の疑い・安否不明・希死念慮が見られる等、緊急の対応が必要とされる	22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待が疑われる場合やこどもの安否が確認できない場合等に行政に報告している。 ・ 死にたいなどの強い否定的な発言、それに伴う言動がある時は、行政に報告している。

※支援が必要な子どもを自治体へ報告する際の判断基準に関して回答された自由記述回答のうち、弊社にて分類分けの上集計した。

14) 自治体からの支援が必要なことも気づくためのポイント共有有無

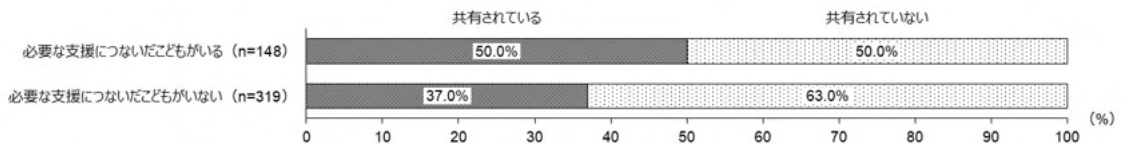
自治体から、支援が必要なことも気づくためのポイントを「共有されている」と回答した運営団体は41.1%を占めた。

図表 2-86 自治体からの支援が必要なことも気づくためのポイント共有有無 (SA, n=467)



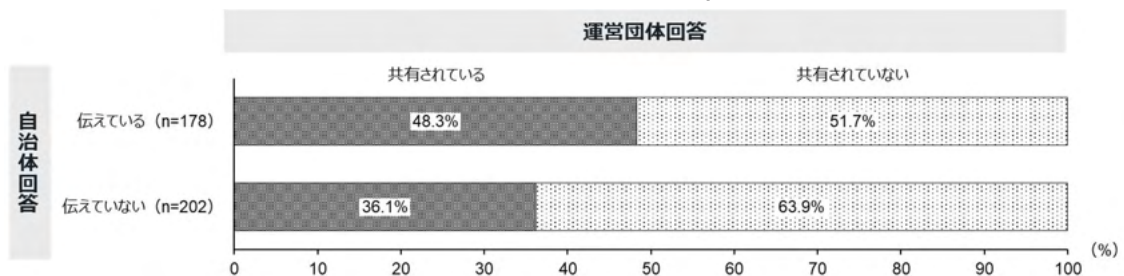
必要な支援につないだことがある運営団体は、いない運営団体に比べて、自治体から支援が必要なことも気づくためのポイントが「共有されている」と回答した割合が13ポイント高かった。

図表 2-87 必要な支援につないだことの有無別の、自治体からの支援が必要なことも気づくためのポイント共有有無 (SA, n=467)



支援が必要なことも気づくためのポイントを伝えていると回答した自治体に所在する運営団体の48.3%が、支援が必要なことも気づくためのポイントを「共有されている」と回答した。

図表 2-88 自治体回答別の、自治体からの支援が必要なことも気づくためのポイント共有有無 (SA, n=380)

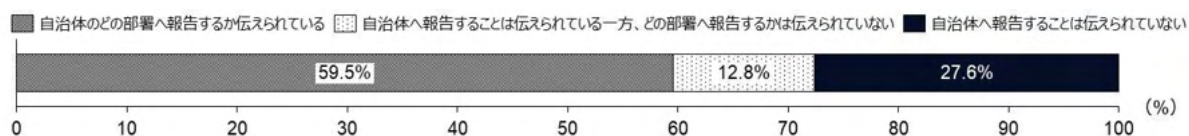


※所在する自治体からの回答があった運営団体が集計対象

15) 自治体からの支援が必要な子どもを把握した場合の報告先の共有有無

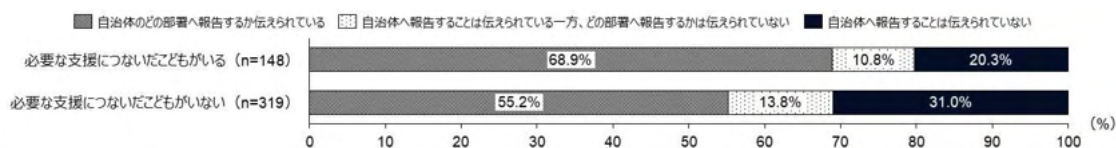
自治体から、支援が必要な子どもを把握した場合、「自治体のどの部署へ報告するか伝えられている」と回答した運営団体が 59.5%を占めた。

図表 2-89 自治体からの支援が必要な子どもを把握した場合の報告先の共有有無 (SA, n=467)



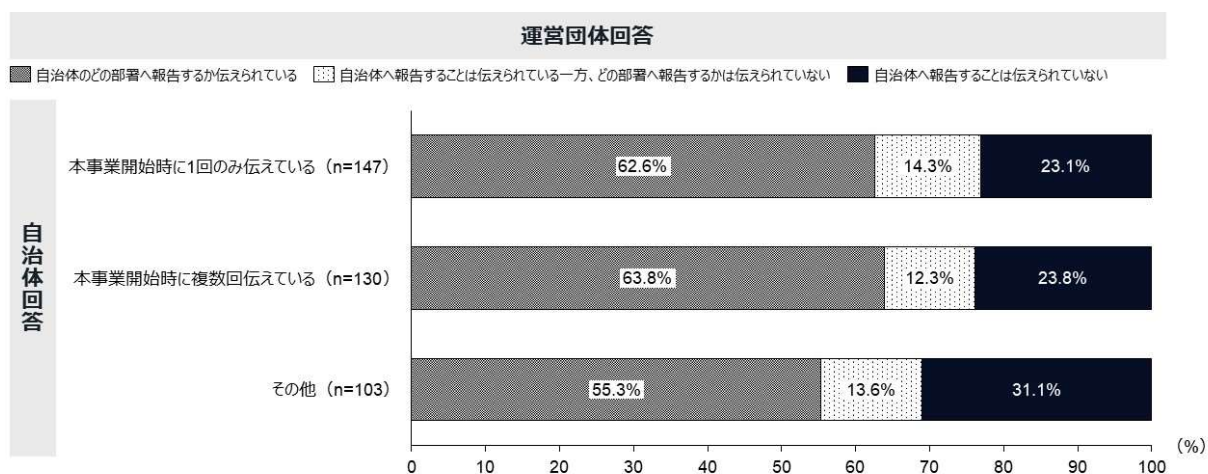
必要な支援につないだ子どもの有無別で見ると、「自治体のどの部署へ報告するか伝えられている」「自治体へ報告することは伝えられている一方、どの部署へ報告するかは伝えられていない」と回答した割合は、必要な支援につないだ子どもがいる団体の 79.7%、必要な支援につないだ子どもがない団体の 69.0%であった。

図表 2-90 必要な支援につないだ子どもの有無別の、自治体からの支援が必要な子どもを把握した場合の報告先の共有有無 (SA, n=467)



自治体から運営団体への支援が必要なことに関する報告要請頻度別で見ると、「自治体のどの部署へ報告するか伝えられている」と回答した割合は、「本事業開始時に1回のみ伝えている」自治体に所在する運営団体の62.6%であり、「本事業開始時に複数回伝えている」自治体に所在する運営団体の63.8%であった。

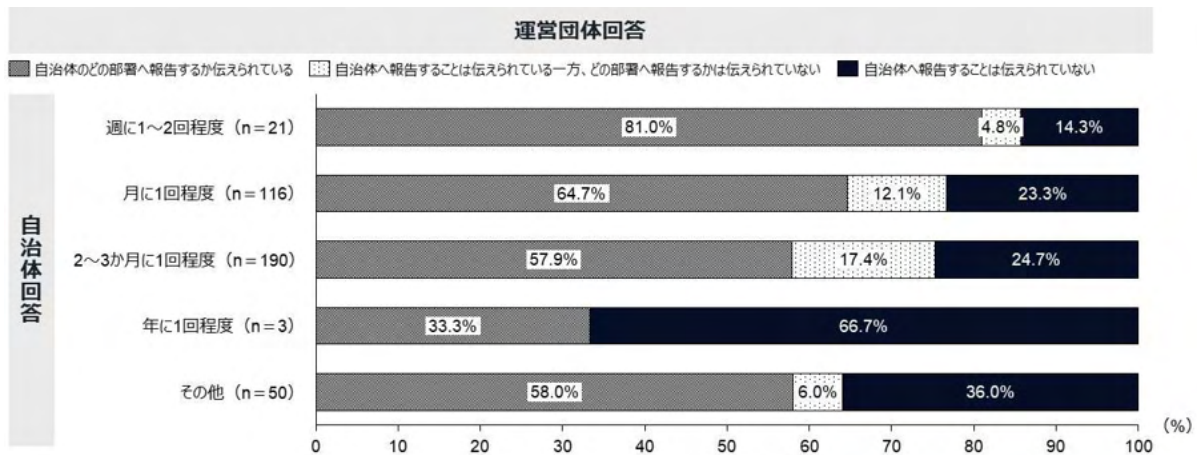
**図表 2-91 自治体からの報告要請頻度別の、
支援が必要なことを把握した場合の報告先の共有有無（SA, n=380）**



※所在する自治体からの回答があった運営団体が集計対象

運営団体との普段のコミュニケーション頻度が高い自治体に所在する運営団体ほど、支援が必要なことに気づいた時、「自治体のどの部署へ報告するか伝えられている」と回答する割合が高かった。

図表 2-92 自治体からの普段のコミュニケーション頻度別の、支援が必要なことを把握した場合の報告先の共有有無 (SA, n 数はグラフ内に記載)

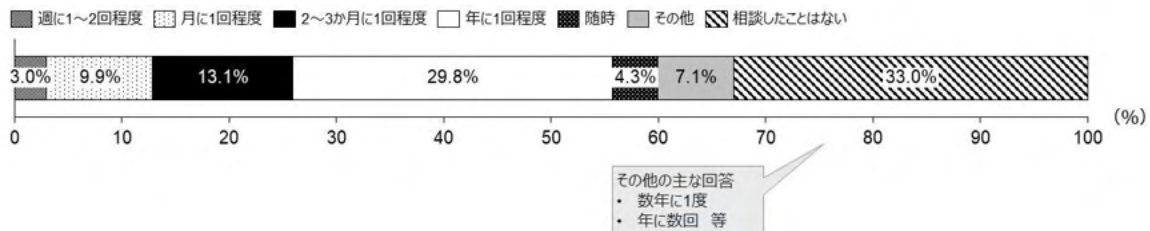


※所在する自治体からの回答があった団体が集計対象

16) 支援が必要なことに関する自治体への相談頻度

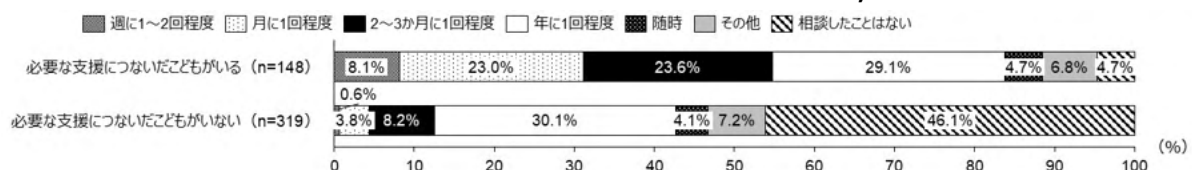
支援が必要なことに関する自治体への相談頻度として「相談したことはない」が 33.0%と最多であった。

図表 2-93 支援が必要なことに関する自治体への相談頻度 (SA, n=467)



必要な支援につないだことがある運営団体は、いない運営団体に比べて、支援が必要なことに関する自治体への相談頻度が「週に1~2回程度」と回答した割合が7.5ポイント、「月に1回程度」と回答した割合が19.2ポイント、「2~3か月に1回程度」である割合15.4ポイント高かった。

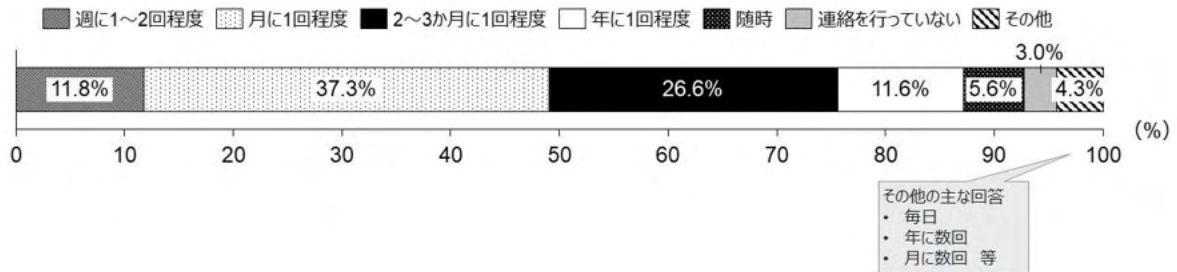
図表 2-94 必要な支援につないだことの有無別の、支援が必要なことに関する自治体への相談頻度 (SA, n=467)



17) 自治体との普段のコミュニケーション頻度

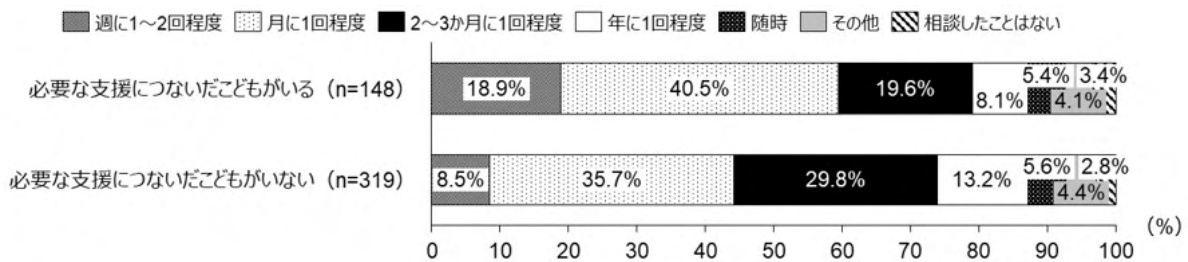
自治体との普段のコミュニケーション（メールの往復や電話、連絡会議の開催等）の頻度として、「月に1回程度」が37.3%と最多であった。

図表 2-95 自治体との普段のコミュニケーション頻度（SA, n=467）



必要な支援につないだこどもがいる運営団体は、いない運営団体に比べて、自治体との普段のコミュニケーション頻度が「週 1~2 回程度」と回答した割合が 10.4 ポイント、「月に 1 回程度」と回答した割合が 4.8 ポイント高かった。

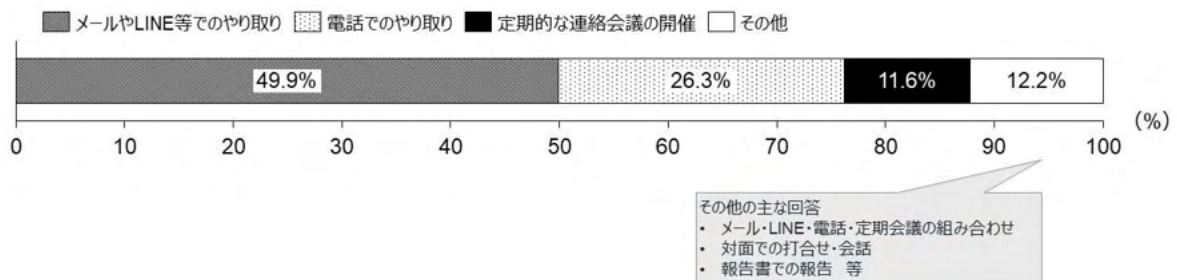
図表 2-96 必要な支援につないだこどもの有無別の、自治体との普段のコミュニケーション頻度（SA, n=467）



18) 自治体との普段のコミュニケーション方法

自治体との普段のコミュニケーション方法は「メールや LINE 等でのやり取り」が 49.9%を占めていた。

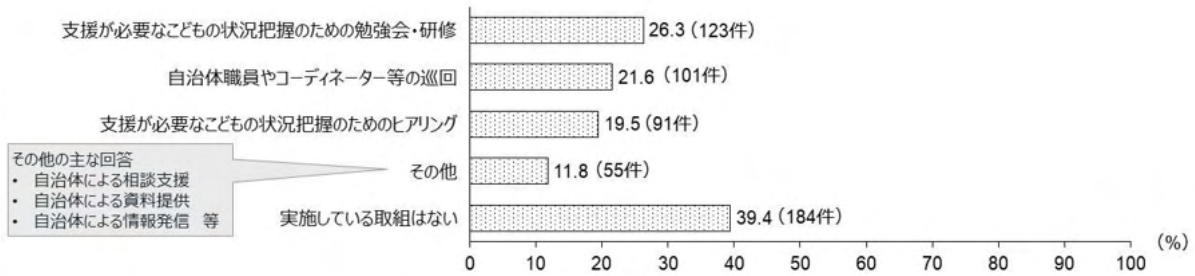
図表 2-97 自治体との普段のコミュニケーション方法（SA, n=467）



19) 自治体が運営団体に対して実施している取組内容

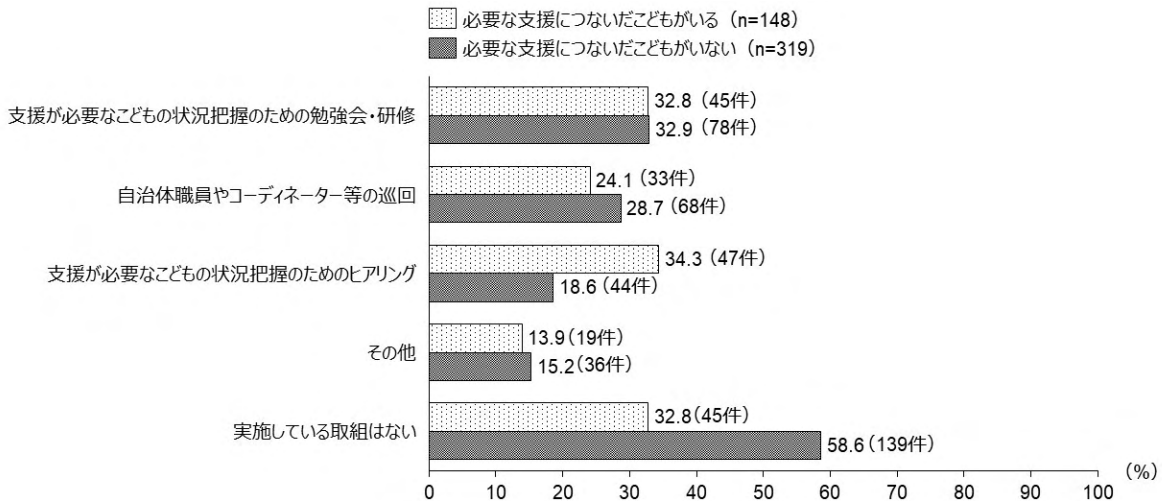
自治体が運営団体に対して実施している取組として、「支援が必要なこどもの状況把握のための勉強会・研修」「自治体職員やコーディネーター等の巡回」「支援が必要なこどもの状況把握のためのヒアリング」がそれぞれ 2 割程度挙げられた。

図表 2-98 自治体が団体に対して実施している取組内容 (MA, n=467)



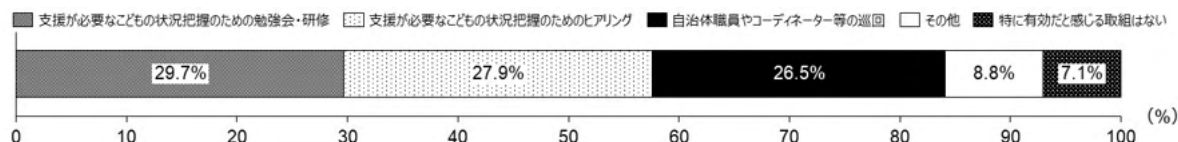
必要な支援につないだこどもがいる運営団体は、いない運営団体と比べて、自治体が運営団体に対して「支援が必要なこどもの状況把握のためのヒアリング」を実施していると回答した割合が 15.7 ポイント高かった。また、自治体が運営団体に対して「実施している取組はない」と回答した割合が 25.8 ポイント低かった。

図表 2-99 必要な支援につないだこどもの有無別の、自治体から運営団体に対し実施している取組内容 (MA, n=467)



特に効果的だと思う内容も、「支援が必要なこどもの状況把握のための勉強会・研修」「支援が必要なこどもの状況把握のためのヒアリング」「自治体職員やコーディネーター等の巡回」等を挙げる運営団体がそれぞれ3割弱見られた。

図表 2-100 自治体が団体に対して実施している取組のうち、効果的だと思う内容
(SA, n=283)

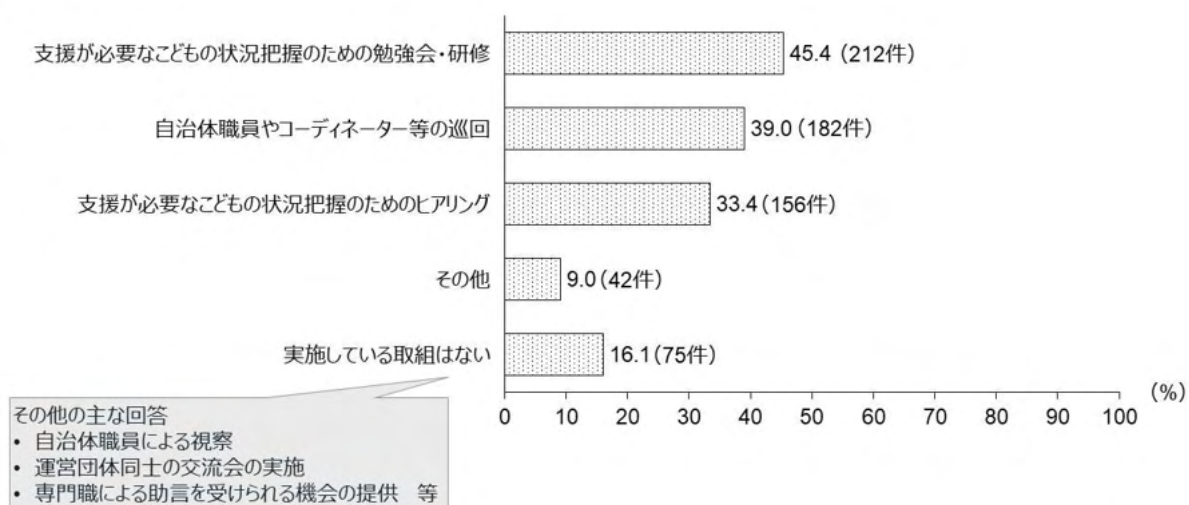


※自治体が運営団体に対して何らかの取組を実施している場合のみ回答

20) 自治体から運営団体に対し実施してほしいと感じる取組内容

自治体から運営団体に対し実施してほしいと感じる取組内容として、「支援が必要なこどもの状況把握のための勉強会・研修」が45.4%と最も多く挙げられた。

図表 2-101 自治体から運営団体に対し実施してほしいと感じる取組内容 (MA, n=467)



21) その他、支援が必要な子どもを把握するために工夫していること・留意していること

支援が必要な子どもを把握するための工夫・留意事項として、「子どもや保護者とのコミュニケーションや信頼関係構築」「関係機関や地域住民との連携や情報収集」等が挙げられた。

図表 2-102 その他、支援が必要な子どもを把握するために工夫していること・留意していること
(FA, n=262)

カテゴリ	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
子どもや保護者とのコミュニケーションや信頼関係構築	85	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂に来る子に、声掛けをしている。子どもとのふれあいの時間をもちたいと思い、昼食の1時間半前から開場し、絵本やおもちゃ、ゲーム等を用意している。スタッフが最低1名子どもたちに付き添うようにしている。 ・ 来てくれる子どもや保護者から安心して話しかけてもらえるような雰囲気・居場所づくりに注力している。
関係機関や地域住民との連携や情報収集	57	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子どもたちに関わる団体と月1度の五者会議（小学校、子ども園、学童、児童センター、居場所、行政の貧困対策員等）を開き支援が必要な児童の情報共有をしている。 ・ 利用時に最近の悩み事や困りごとをヒアリングし、お困り度の高い世帯については行政と連携している。またスクールソーシャルワーカーの地域担当者とも連携し、支援が必要な学童がいる場合は情報共有している。
参加者との言動や様子に留意する	45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援品配布後にお茶を飲める場所を開設し、そこでの親子の様子を観察している。 ・ 遊びなどプログラムを通して、子どもの小さな変化（表情、言動）を見逃さない。子どもの言動をメッセージとして捉え、声なきサインに気づける空間づくりに注力している。
運営メンバー間での情報連携	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めて利用される子どもについてはスタッフ内で共有し、終了後に気になる点等がなかったか確認している。 ・ 問題を抱える子どもについて過去の事例等をスタッフ間で共有している。
誰でも気軽に参加してもらうための取組	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な子どもを掘り起こすことを目的にした事業ではなく、全ての子どもや住民を対象に開かれた、参加しやすい事業として実施している。 ・ チラシ配布のみではなくSNSを利用し参加者を募集している。

※支援が必要な子どもを把握するための工夫・留意事項に関する自由記述回答のうち、弊社にて分類分けの上集計した。

22) 支援が必要な子どもを把握するうえで有効と考えられる方法

「地域・関係機関との連携や情報共有」「子どもや保護者との交流や信頼関係構築」といった手法で、支援が必要な子どもを把握するうえで有効と考えられる方法が多く寄せられた。

図表 2-103 支援が必要な子どもを把握するうえで有効と考えられる方法 (FA, n=231)

カテゴリ	回答数	具体的な回答 (自由記述回答から抜粋)
地域・関係機関との連携や情報共有	66	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による子ども食堂への巡回支援が必要である。既存スタッフには専門性がないため、ソーシャルワーカーなどの専門職の目線で子どもたちをみてほしい。 ・ 地域のキーパーソンに、たまに居場所へ「昔遊び」や「料理」を教えに来てもらう「ゲストおじさん・おばさん」制度を行うことで、子どもにとって地域の顔見知りや、居場所の外（路上や公園）での見守り密度が劇的に上がるのではないかな。
子どもや保護者との交流や信頼関係構築	54	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの公園、地区センターなど子どもの集まる場所で子どもから信頼されるよう接しながら様子を聞き、「もぐもぐがあるよ」と、保護者に申し込んでもらうよう勧めたりすることで、子どもにとって安心できる相談相手として認識してもらっている。 ・ 定期的な状況確認のために LINE 等でのやり取りをこまめに行う。
子どもや保護者の言動や様子への留意	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ イートインで紙芝居やマジックショー、スイカ割などを行うことで、子どもたちの表情を観察し、変化にいち早く気づけるようにしている。 ・ 日常生活におけるテーマを設け、本人自らで絵を描いてもらうことで、日常の心情や家庭状況を確認している。
誰でも気軽に参加してもらうための取組	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駄菓子屋のような、不特定多数の子どもが集まる場所を作ることが有効ではないか。 ・ 支援が必要な場合や、支援が必要と感じる子ども・家族がまわりにいたら声かけてね！というメッセージを会場内に掲示する。
支援が必要な子どもや家庭への対応ノウハウの共有	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所・学校・地域それぞれが「こういった様子が確認されたら要注意」と思う項目を出し合ってチェックリストを共同開発することで、支援が必要な家庭を早期発見するための視点を揃えることができる。 ・ 「居場所から行政にどう情報を上げれば、行政は動きやすいか」をテーマに勉強会を開催することで、居場所運営者が「行政へつなぐこと」への心理的ハードルを下げるのではないかな。

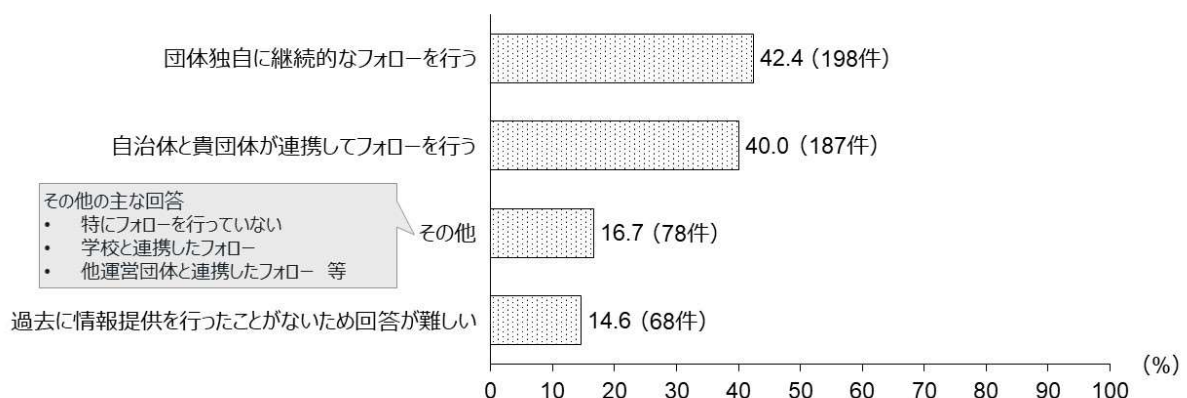
カテゴリ	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
支援が必要な子どもや家庭の声を拾い上げる取組	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが利用する場所に匿名でも実名でも投書できる「気づいて、助けて BOX」の設置することで、子どもが SOS を出しやすくなる。 ・ チャットやアプリを活用した匿名相談ツールを導入する。

※支援が必要な子どもを把握するうえで有効と考えられる方法に関する自由記述回答のうち、弊社にて分類分けの上集計した。

23) 自治体に支援が必要な子どもの情報を提供した後、運営団体としての当該子どもとの関わり方

支援が必要な子どもの情報を提供した後の運営団体としての当該子どもとの関わり方として「団体独自に継続的なフォローを行う」「自治体と貴団体が連携してフォローを行う」を挙げる運営団体がそれぞれ 4 割程度であった。

図表 2-104 自治体に支援が必要な子どもの情報を提供した後、運営団体としての当該子どもとの関わり方（MA, n=467）



具体的な関わり方としては、自治体とフォローすべき方向性について相談することや、自治体職員と一緒にこどもの話を聞くこと、該当の家庭に食事や物資を提供しながら継続支援をすること等が挙げられた。

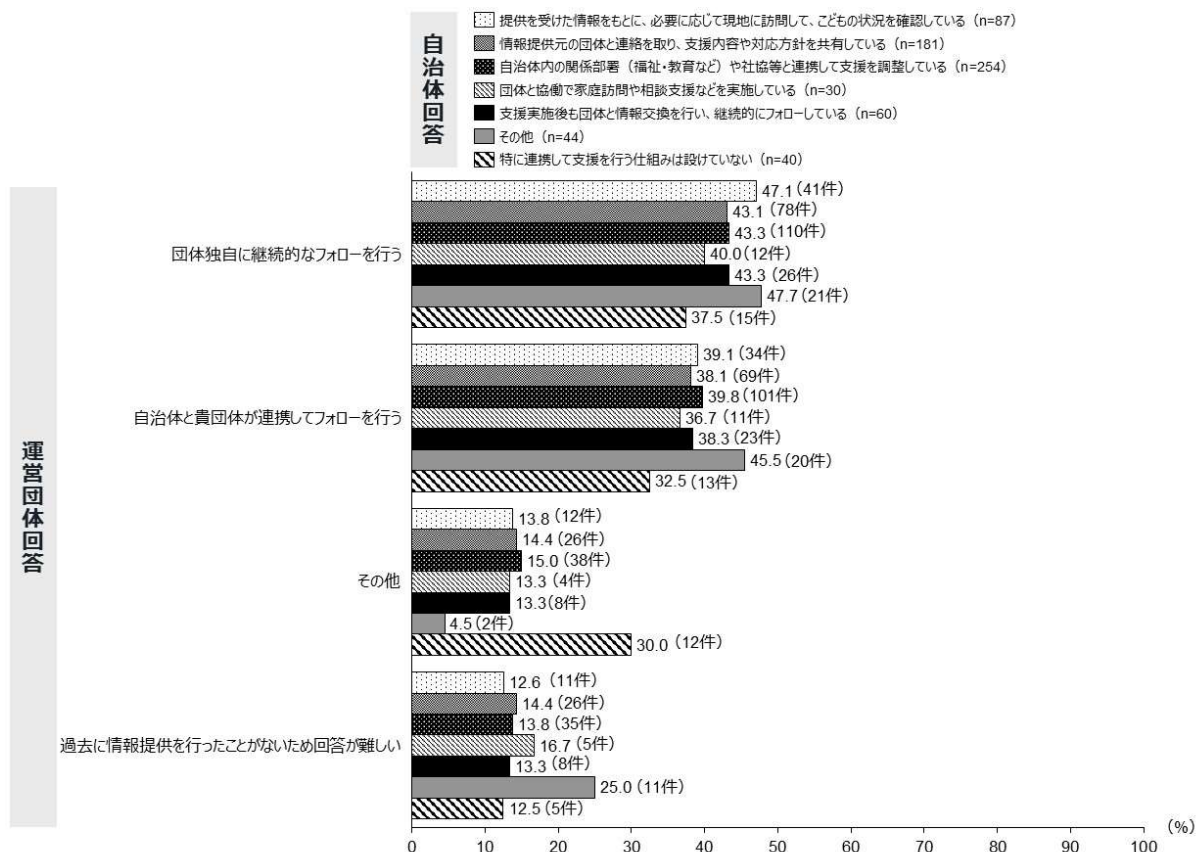
図表 2-105 具体的な関わり方 (FA, n=127)

カテゴリ	回答数	具体的な回答 (自由記述回答から抜粋)
自治体と継続的な情報交換や連携した支援	58	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂等での様子を担当課に情報提供し、継続してフォローすべき方向性をアドバイスしていただく。 ・ 自治体等と一緒に校外カフェで話を聞く。
見守りや団体としての継続支援	30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事提供を通じた見守り支援を継続する。 ・ 該当の子どもや世帯に食事や物資を提供している。
関連機関等の第三者への共有	22	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカー、民生委員、社会福祉協議会と連携している。 ・ 当団体から関係機関に連絡し会議を設ける等の情報共有をしている。

※「自治体と貴団体が連携してフォローを行う」を選択した場合のみ回答。具体的な関わり方に関する自由記述回答のうち、弊社にて分類分けの上集計した。

所在する自治体の回答内容別に見ると、「提供を受けた情報をもとに、必要に応じて現地に訪問して、こどもの状況を確認している」と回答した自治体に所在する運営団体は、「団体独自に継続的なフォローを行う」と回答した割合が47.1%と高かった。

図表 2-106 自治体回答別の、自治体に支援が必要なこどもの情報を提供した後、団体として当該こどもとの関わり方（MA, n数はグラフ内に記載）

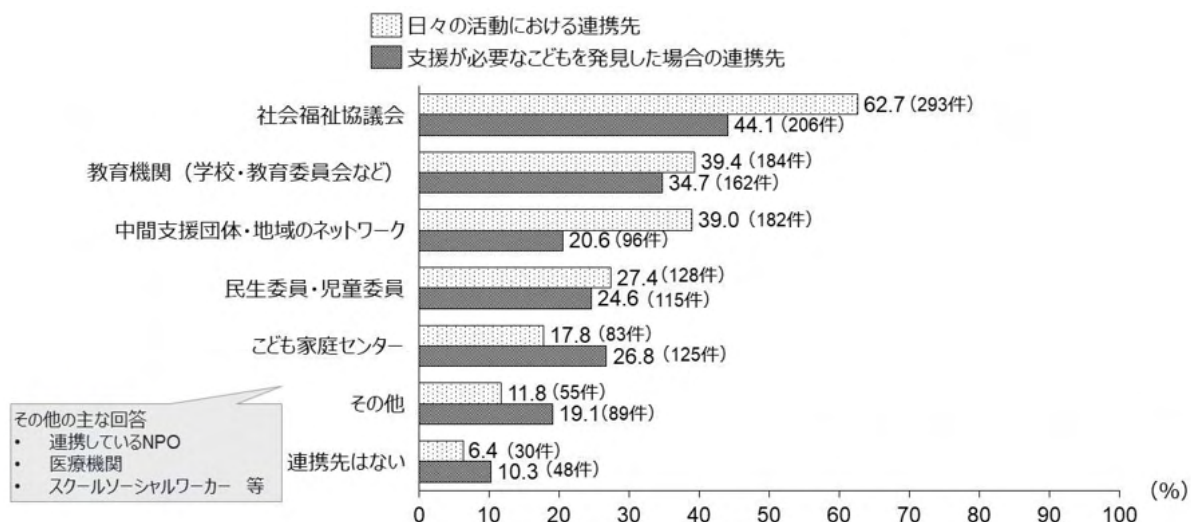


※所在する自治体からの回答があった団体が集計対象

24) 連携を行っている自治体以外の関係機関

日々の活動における連絡先・支援が必要な子どもを発見した場合の連絡先は、ともに「社会福祉協議会」「教育機関（学校・教育委員会など）」等が多く挙げられた。

図表 2-107 連携を行っている自治体以外の関係機関（MA, n=467）



25) 自治体からの支援で満足していること

自治体からの支援に関して満足していることとして、「助成金等の経済支援」が最も多く挙げられた他、「相談支援やフォローなどの対応」「情報提供による支援」等が挙げられた。

図表 2-108 自治体からの支援で満足していること（FA, n=271）

満足していること	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
助成金等の経済的支援	100	・ 県による経済的支援を得られるようになったおかげで、毎月子どもの居場所づくりや食堂・学習支援が実施できて、とても助かっている。
相談支援やフォロー等の対応	43	・ ケースのあるなしに関わらず、自治体が積極的にコミュニケーションをとってくれている。
情報提供による支援	27	・ 月に一回のミーティングで、特に注意が必要なご家庭で、アウトリーチから居場所に繋げていただいたり他団体での様子をお知らせいただける。
活動や企業等による寄付に関する広報支援	20	・ 開催日を市の広報にて告知してくれている。 ・ 自治体が企業からの支援を募集することで、企業による支援の橋渡しをしてくれる。
活動場所や物資の提供	15	・ 活動場所として公民館を使用させていただいている。 ・ 食材などの物資を提供してくれる。

満足していること	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
活動への理解・関心	13	・ いつも活動に関心を持ってくださり、スタッフにも労いや励ましのお言葉をいただく。
連絡会議の開催や関係機関との連携支援	9	・ 年に数回、連絡会を実施し他団体との関わる機会を設けていただいている。 ・ 要保護児童対策協議会のメンバーに子ども食堂ネットワークとして入ることができ、各機関との連携の可能性が広がり、連携についての話し合いがもたれている。
巡回支援やボランティアとしての支援	7	・ 定期的に巡回支援を受けている。 ・ 人手不足の際に、ボランティアとして参加してくれる。
研修の開催	7	・ 勉強会を定期的で開催してもらえる。

※自治体からの支援で満足していることに関する自由記述回答のうち、弊社にて分類分けの上集計した。

26) 自治体からの支援で課題に感じていること

自治体からの支援における課題として、「支援事業の制約（補助金額・補助金の使途・手続き等）」
「活動の理解・関心」「相談支援やフォロー等の対応」等が挙げられた。

図表 2-109 自治体からの支援で課題に感じていること（FA, n=225）

課題に感じていること	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
支援事業の制約（補助金額・補助金の使途・手続き等）	58	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金の上限について、もう少し上げてもらえると支援者も増やせるのではないか。 ・ 補助金の使途が限られているため、もう少し範囲を広げてほしい。
活動への理解・関心	22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体と団体で、課題感のギャップを感じるため、団体側が「なぜやっているのか」を見聞きしてほしい。 ・ 実際に現場でこどもの様子を見てもらうことで、よりよい運営ができるのではないかと感じている。
相談支援やフォロー等の対応	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体とコミュニケーションがとれる機会が少ない。 ・ 自治体と情報共有に留まらず、情報交換を行いたい。
相談支援のための自治体・関係機関の連携や体制構築	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課の子ども政策課は連携しやすいが、子育て支援課や障害福祉課、生活福祉課など、生活支援でかかわる家族に関係する課との連携が課題である。 ・ 部署ごとで支援が細切れになるため、一貫した対応が難しい。
連絡会議の開催や関係機関との連携支援	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自団体を越えた支援が十分できていないため、団体同士を繋げる役割を担っていただきたい。 ・ 市から企業へ食料寄付の呼び掛けを強化していただきたい。
活動や企業等による寄付に関する広報支援	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体からも積極的にイベントへの参加を呼びかけてほしい。 ・ SNS 等による情報発信等、時代に合わせた広報ができるとうい。
情報提供による支援	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な情報共有の機会がほしい。 ・ 補助金等の情報を広く提供してほしい。
活動場所や物資の提供	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所や倉庫の家賃が払えないので、無償で提供・斡旋してほしい。 ・ 問題を抱える子どもの居場所になりえる常設施設を市内に増やしてほしい。

課題に感じていること	回答数	具体的な回答（自由記述回答から抜粋）
研修の開催	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのようなこどもを支援につなぐべきかの勉強会を開催してほしい。 ・ 自治体へつないだ家庭の事例を具体的に教えてほしい。

※自治体からの支援で課題に感じていることに関する自由記述回答のうち、弊社にて分類分けの上集計した。

(3) 運営団体調査のまとめ

運営団体調査のまとめは以下の通りである。

図表 2-110 運営団体調査のまとめ

カテゴリ	調査結果からわかること
回答した運営団体の事業実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答した運営団体が実施種別については、自治体からの委託・補助の活用有無を問わず、こども食堂に関する事業が7割以上と最多であった。 ・ 事業ごとの平均運営人数について、「こども食堂に関する事業」では、「6～10人」「11～20人」と回答した運営団体が合わせて61.0%を占めた。また、「その他こどもの居場所の提供を行う事業」では、「4～5人」「6～10人」と回答した運営団体が合わせて56.1%を占めた。これ以外の「その他」を除く各事業では「2～3人」「4～5人」と回答した運営団体が合わせて5割以上を占めた。 ・ 事業ごとの拠点数については、いずれの事業も「1箇所」と回答した運営団体が8割以上と最多であった。 ・ 事業ごとの年間開催頻度としては、「その他生活支援を行う事業」を除き、「週に1～2回程度」「月に1回程度」と回答した団体を合わせると各事業の5割以上を占めた。 ・ 事業ごとの1回あたりの平均参加人数としては、「フードパントリーに関する事業」「こども宅食に関する事業」を除き、「10～25人」「26～50人」と回答した団体が合わせて各事業の5割以上を占めた。 ・ 実施する活動において、外国にルーツのあるこどもが参加したことがあると回答した運営団体は、全体の49.7%を占めた。
自治体からの委託・補助や本事業活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体からの委託・補助を活用するメリットとして、「事業運営の負担が軽減された」が83.7%と最多であった。 ・ 本事業を実施した効果として、「地域内の関係機関・団体との連携やネットワークが強化された」が64.9%と最多であり、本事業を運営する中での連携やネットワーク強化に効果を見出す団体が多いことが

カテゴリ	調査結果からわかること
	<p>伺えた。一方で、本事業を使いづらいと感じる理由として、「助成金額が十分でない」「助成金の使途に制約がある」「助成対象期間が十分でない」等が挙げられた。</p>
<p>支援が必要なこどもの把握や自治体との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度中に、行政等の支援につないだこどもが 1 人以上いると回答した運営団体は全体の 31.7%であり、支援が必要なこどもについて「相談したことはない」と回答した運営団体が 33.0%と最多であった。一方で、行動・情緒の変化等、支援が必要なこどもを発見するための留意点や観点を団体内で「共有している」と回答した運営団体は全体の 80.1%を占めていた。 ・ 支援が必要なこどもを把握するための工夫・留意事項として、「こどもや保護者とのコミュニケーションや信頼関係構築」「関係機関や地域住民との連携や情報収集」等が挙げられた。 ・ 自治体から支援が必要なこどもに気づくためのポイントを「共有されている」と回答した運営団体は全体の 41.1%であり、支援が必要なこどもを把握した場合、「自治体のどの部署へ報告するか伝えられている」と回答した運営団体は 59.5%を占めた。
<p>自治体や関係機関との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体との普段のコミュニケーション（メールの往復や電話、連絡会議の開催等）の頻度として、「月に 1 回程度」が 37.3%と最多であり、方法としては「メールや LINE 等でのやり取り」が 49.9%と最多であった。 ・ 自治体が団体に対して実施している取組として、「支援が必要なこどもの状況把握のための勉強会・研修」「自治体職員やコーディネーター等の巡回」「支援が必要なこどもの状況把握のためのヒアリング」がそれぞれ 2 割程度挙げられていた。自治体から団体に対し実施してほしいと感じる取組内容として、「支援が必要なこどもの状況把握のための勉強会・研修」が 45.4%と最も多く挙げられた。 ・ 自治体からの支援に関して満足していることとして、「助成金等の経済支援」が最も多く挙げられた他、「相談支援やフォローなどの対応」「情報提供による支援」等が挙げられた。一方で、自治体からの支援における課題として、「支援事業の制約（補助金額・補助金の使途・手続き等）」「活動の理解・関心」「相談支援やフォロー等の対応」等への課題感が挙げられた。 ・ 自治体以外に連携している関係機関として、「社会福祉協議会」「教育機関（学校・教育委員会など）」が多く挙げられた。

第3章. ヒアリング調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

自治体と地域の子ども食堂や子どもの居場所団体が連携し、困難に直面する子どもを早期に把握して子どもの課題に応じた行政による支援につなげている事例を対象として、その取組内容および取組を可能にしている要因を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の方法

自治体および運営団体ⁱに対するヒアリング調査を実施した。

詳細は以下の通りである。

図表 3-1 ヒアリング調査の方法 詳細

項目	内容
調査対象	地域子どもの生活支援強化事業を活用し、自治体と運営団体の連携の仕組みや取組、および困難に直面する子どもを把握して自治体につなぐ仕組みや取組がみられた自治体および運営団体を調査対象とした。
悉皆・抽出	自治体 10 件、運営団体 10 件（抽出）
抽出の観点	1) 自治体と運営団体との対応づけ 自治体とその管轄内で活動する運営団体を対応づけて抽出した。本調査では、自治体と運営団体との連携を中核とする好事例を明らかにすることを目的としている。そのため、自治体側・運営団体側の双方の視点から取組を把握することで、取組を可能にしている要因をより立体的に捉えることを狙いとした。 2) 好事例の定義 好事例は、以下の要件を満たすものと定義した。 ① 自治体と運営団体の連携の仕組みや取組がみられること ・ 運営団体から自治体へ相談できる体制が存在する。 ・ 自治体が運営団体に対し、財政的・物資的支援ならびに情報提供や広報活動を通じた支援を行っている。 ② 困難に直面する子どもを把握し、自治体につなぐ仕組みや取組がみられること ・ 運営団体が活動を通じて、困難に直面する子どもを把握している。

ⁱ 地域の子ども食堂や子どもの居場所を運営する団体を指す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 把握した子どもについて、自治体に相談や情報提供を行う仕組みや取組がある。
抽出の方法	<p>1) 自治体については、机上調査と本調査研究のアンケート調査結果を踏まえ、好事例の候補を抽出した。</p> <p>2) 運営団体については、調査対象とした自治体より好事例の候補として紹介を受けた。</p>
調査方法	<p>方法：オンライン会議</p> <p>調査時期：令和7年12月—令和8年3月</p>
主な調査項目	<p>1) 自治体</p> <p>① 準備前・準備段階について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子どもの生活支援強化事業の活用に至った背景・経緯・キーパーソン ・ 準備段階における課題・工夫 <p>② 実施段階について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注力している取組例と課題・工夫・キーパーソン ・ 運営団体の支援にあたって連携している関係機関・団体 ・ 地域子どもの生活支援強化事業以外の補助金や制度の活用有無 <p>③ 困難に直面する子どもを把握・支援する取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営団体から情報共有・相談を受ける流れや頻度 ・ 取組に至った経緯・キーパーソン、課題・工夫 ・ 把握した子どもに対し、運営団体と連携して支援を行う取組例 <p>④ 今後の展望について</p> <p>2) 運営団体</p> <p>① 準備前・準備段階について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子どもの生活支援強化事業の活用に至った背景・経緯・キーパーソン ・ 準備段階における課題・工夫 <p>② 実施段階について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注力している取組例と課題・工夫・キーパーソン ・ 活動にあたって連携している関係機関・団体 ・ 自治体とのコミュニケーションの頻度・方法 <p>③ 困難に直面する子どもを把握・支援する取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政等の支援が必要な様子のある子ども等を把握する場面・流れ ・ 自治体への情報共有・相談における課題と工夫 ・ 把握した子どもに対し、自治体と連携して支援を行う取組例 <p>④ 今後の展望について</p>

2. 調査結果

(1) 調査結果の示し方

図表 3-2 に示す 10 自治体および各自治体の管内における運営団体の調査結果を (2) ～ (11) に記載する。自治体、運営団体それぞれの取組の全体像に加え、困難に直面することも把握・支援する取組に着目し、「取組内容」と「取組実現のポイント」に整理してとりまとめた。

図表 3-2 調査対象の自治体・運営団体

#	自治体	運営団体・中間支援団体 ⁱ 等
1	福島県福島市	特定非営利活動法人ビーンズふくしま
2	石川県七尾市	特定非営利活動法人第三の居場所ひなたぼっこ
3	東京都目黒区	一般社団法人みんなのランド
4	静岡県沼津市	社会福祉法人沼津市社会福祉協議会
5	愛知県瀬戸市	特定非営利活動法人エム・トゥ・エム
6	奈良県吉野町	社会福祉法人吉野町社会福祉協議会
7	大阪府八尾市	かもめ会 こども朝食堂「いってらっしゃい！」
8	山口県下関市	一般社団法人彦島ぼれぼれ
9	香川県丸亀市	認定特定非営利活動法人さぬきっずコムシアター
10	熊本県水俣市	一般社団法人みなすまいる

ⁱ自治体と運営団体の間に立ち、団体の活動を支援・調整する役割を担う団体を指す。こども食堂やこどもの居場所を直接運営する団体ではないが、運営団体と自治体との連携や、困難に直面することも把握・支援する運営団体の取組を多角的に把握することを目的としてヒアリングを実施した。

(2) 事例① 福島県福島市

1) 自治体（福島県福島市）

図表 3-3 福島県福島市 基礎情報

人口規模	261,220 人（令和 8 年 1 月時点）
運営団体数	子ども食堂：51～100 団体、フードパントリー：5 団体以上、フードバンク：5 団体以上

図表 3-4 福島県福島市 事業情報

事業名	子どもの居場所づくり支援事業
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業	食支援、居場所支援、相談窓口の設置やコーディネーターの配置

※「取組全般」は福島市子ども政策課からのヒアリング内容を基に記載した。「困難に直面することも把握・支援する取組」は福島市子ども家庭課が中心に実施していることを踏まえ、福島市子ども政策課・福島市子ども家庭課の両課からのヒアリング内容を基に記載した。

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

・福島市では、平成 28 年度に子どもの貧困調査を実施し、平成 29 年度に子どもの貧困対策に関する検討会を開催した。福島市における子どもの貧困対策に係る施策は、貧困層の世帯に限らず、子どもがこもらしくいられる居場所づくりの支援が必要であるといった検討会での結果を受け、平成 30 年に「子どもの居場所づくり支援事業」¹を開始し、「福島市子どもの居場所づくりバックアップ本部」（以下、「バックアップ本部」という）の設立に至った。

・特定非営利活動法人「ビーンズふくしま」に「バックアップ本部」の運営を委託し、運営団体の立ち上げ、助成金活用、運営等における相談支援を実施している。「ビーンズふくしま」は平成 11 年より、ひきこもりなどの困難に直面することも寄り添っており、フリースクールの運営や子どもの自立・社会参加に向けた実践が豊富であるため、委託に至った。

様々な問題を抱える家庭の利用が増加する中、子ども食堂に求められる役割が拡大していると感じ、居場所づくりを継続・発展させるためにも、関係機関や団体との連携強化が不可欠であると考え、令和 7 年度より子どもの居場所づくり支援事業の活用に至った。

¹令和 6 年度以前の財源は「地域子どもの生活支援強化事業」以外の補助金であり、令和 7 年度より「地域子どもの生活支援強化事業」の補助金が財源として利用されている。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

- ・福島市としては、こども食堂が継続して活動できるよう後方支援を行うため、「ビーンズふくしま」に委託し、「BACKUP本部」の運営を行っている。
- ・「ビーンズふくしま」は各運営団体に対する後方支援として、運営相談や研修会・交流会の実施、フードバンク、フードドライブ等で集まった食材の配布を行っている。
- ・広報活動としては、こども食堂等の居場所づくりへの福島市全体の理解を深めるため、市および「ビーンズふくしま」それぞれのホームページでの情報発信を行っている。また、こども食堂マップの作成を「ビーンズふくしま」が行い、市内小・中学校等へ福島市が配布している。
- ・各運営団体がこども食堂を立ち上げた後も事業を継続できるよう、定期的に会議を開催し、各運営団体からの活動報告や意見交換の場を設けている。
- ・福島市と「ビーンズふくしま」は、週3回程度、電話・メール・LINE等で情報交換を行っている。
- ・福島市では、令和2年にこども食堂同士の連携（横のつながり）を企図して「福島市子ども食堂 NET」を組織し、ネットワーク化を行った。「福島市子ども食堂 NET」では、こども食堂間の情報共有のほか、運営や活動にあたっての相互支援が図られており、それを支える企業や団体の情報交換や連携も行っている。
- ・福島市が運営団体に行っている直接的な支援としては、手続き等に関する相談受付や、居場所の運営で公共施設を利用する際の相談事項があった場合の庁内連携、開催回数や参加人数に応じた量の精米配布（※子どもの居場所づくり支援事業外の支援）、庁内フードドライブの実施や常設フードドライブの設置等がある。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

【こども政策課】

- ・基本的には「ビーンズふくしま」が各運営団体からの相談を受けている。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

【こども家庭課】

- ・こども食堂を利用した家庭に何らかの問題や支援の必要性があると運営団体が判断した場合に、市への情報共有という形で連絡が入ることがある。市と運営団体との連絡方法は電話でのやり取りを基本としている。

<自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組>

【こども家庭課】

- ・市で把握した食料支援が必要な家庭に対し、こども食堂等の運営団体につなぐことが適当と判断した場合に運営団体を紹介することがある。頻度としては、年に数回である。市と運営団体との連絡方法は電話でのやり取りを基本としている。
- ・市と運営団体が連携し、食材の提供を行っている。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における課題と今後の展望>

【こども家庭課】

・市としては、運営団体が「家庭に問題があるのではないか」「虐待の可能性はあるのではないか」と感じた場合でも、専門的な知識がないため、その違和感のみで市や関係機関に相談してよいのかと悩むケースがあると認識している。

・運営団体は民間団体であり、市や関係機関との契約関係がないため、守秘義務が課されず、情報共有のしにくさが課題となっている。今後、市や関係機関との連携強化にあたっては、情報共有および守秘義務に関する仕組みの構築が必要である。

・福島市ではこども食堂数が年々増加し、こどもや子育て家庭にとって身近な場所となっている。市では、こども食堂について「行政には相談しにくい悩みや困りごと」を把握し、要保護児童の早期発見につなげるネットワークの一つであると位置づけている。

2) 運営団体（特定非営利活動法人ビーンズふくしま）

図表 3-5 特定非営利活動法人ビーンズふくしま 基礎情報

事業名	子どもの居場所づくり支援事業
支援団体数	「福島市子ども食堂 NET」の 63 団体と、その他の事業を行う 10～20 団体に加え、運営やボランティア等の支援を希望する個人や企業等を支援している。
スタッフ数	2 名
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業	中間支援団体として、「福島市子どもの居場所づくりバックアップ本部」（団体の立ち上げ・助成金活用・運営等における相談支援）を運営

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

・当団体では、ひきこもり支援やこども支援に取り組む中で、大人になっても困りごとを抱え続けることがないよう、こどもの段階で困りごとを把握し支援することの重要性を認識するようになった。そのためには居場所づくりが重要であり、特に利用者にとってわかりやすいこどもの居場所として、こども食堂の拡充に注力した。こうした取組の一環として、令和 2 年に福島市内のこども食堂ネットワークである「福島市子ども食堂 NET」を立ち上げた。当初は 14 団体の加盟であったが、現在は 63 団体まで増加している。

・平成 30 年に福島市から「子どもの居場所づくり支援事業」の委託を受け、「福島市子どもの居場所づくりバックアップ本部」（以下、「バックアップ本部」という）を運営している。困難に直面することもに対する地域の

ⁱ 令和 6 年度以前の財源は「地域こどもの生活支援強化事業」以外の補助金であり、令和 7 年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の補助金が財源として利用されている。

理解を広げるためには、専門職による支援ではなく、地域住民による支援が重要であるとの認識のもと、こども食堂の数を増やしながらか地域理解を進めていくことを目標としている。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・「バックアップ本部」では、団体の立ち上げや助成金活用、運営等における相談支援に加え、ボランティアとして活動を希望する個人への支援等を実施している。各運営団体からは、運営基盤の脆弱さやボランティア確保の困難さなど、ヒト・モノ・カネに関する課題が多く聞かれる。

・当団体と市との間で、週 3 回程度、電話・メール・LINE 等で情報交換しているほか、必要な場合は会議も実施している。

・最近では、企業が SDGs や地域貢献に積極的に取り組むようになってきていることを踏まえ、企業との連携による好事例の蓄積を図っている。もともと福祉機関とのつながりは強かったが、こども食堂への支援を行う中で、企業との関係性も深まってきた。

・学生ボランティアなど、地域貢献に関心を持ち支援を担う若者が増えていくことも重要であるため、学校への出張授業等の連携を重視している。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・各運営団体が困難に直面するこどもを把握した場合でも、個人情報の観点から、「ビーンズふくしま」が直接関係機関への紹介や支援を行うことは難しい。そのため、運営団体から相談があった際には、相談を受け止めた上で、連携先等に関する助言を行っている。

・当団体では、運営団体や関係機関向けに、勉強会と交流会を組み合わせたイベントを年 4～5 回、フォーラムを年 1 回実施しており、福島市の関係者も参加する。勉強会の内容は、鑑別所や児童相談所の職員による講演会や、刑務所の視察会等である。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における課題と今後の展望>

・困難に直面するこどもを把握した際の連携先がロードマップとして可視化されているとよいが、それだけでなく、運営団体が困った際に関係機関へ相談できる関係性を有していることが重要である。

・困難に直面するこどもは支援に関する情報を得にくく、こども食堂への来所のハードルが高い。こうした中、参加の間口を広げつつ、来所したこどもの異変や違和感を捉えることが、こども食堂の役割である。

・より多くのこどもに参加してもらうために、学校との連携が重要である。福島市では、こども食堂のマップを市内の全小・中学校で配布している。これにより、教職員もこどもの学校以外の居場所としてこども食堂を認識することができる。

・運営団体がこども食堂を運営する理由は様々である。こども食堂は福祉サービスではなく、困難に直面するこどもを支援につなぐための間口であるため、運営団体が福祉機能を担いすぎないことが重要である。

・子ども食堂に限らず、フリースクールや障害者支援施設、無料塾等、様々な子どもの居場所に支援が届く仕組みの構築が必要である。子ども側が自身の居場所として、学校・子ども食堂・フリースクール等の多様な選択肢から選択できることが重要である。

(3) 事例② 石川県七尾市

1) 自治体（石川県七尾市）

図表 3-6 石川県七尾市 基礎情報

人口規模	45,304 人（令和 8 年 1 月時点）
運営団体数	子ども食堂：6～10 団体、子ども宅食：2 団体、フードパントリー：1 団体、フードバンク：2 団体

図表 3-7 石川県七尾市 事業情報

事業名	地域こどもの生活支援強化事業
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業	食支援、居場所支援

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

・令和 4 年度、七尾市子育て支援課職員と七尾市子ども家庭センター（以下、七尾市センターという）相談員を兼務する職員 A を中心に、「子どもへの支援を提供する場所がない」という課題意識のもと、市内の地域資源の掘り起こしを実施した。その結果、地域の居場所を運営する団体が市内に存在することが明らかになった。

・また、不登校や家庭での関わりが十分でない子どもが、学習意欲はあるものの保護者による送迎が難しいという理由で市の教育支援センターを利用できていないという課題があった。

・そこで、令和 7 年度より、地域資源の掘り起こしの際に発見された市内の居場所団体に対して「地域こどもの生活支援強化事業」を委託し、教育支援センターへの送迎支援を開始した。

・事業化にあたっては、「学習意欲はあるものの教育支援センターを利用できていない」という子どもの人数が多いわけではないため、利用人数の少なさが懸念されたが、市の職員が居場所団体や市内の小・中学校に出向き、実際に支援を必要とするこどもの存在を庁内にて説明し、「1 人でも支援が必要なこどもが存在するのであれば地域こどもの生活支援強化事業を活用する意義がある」と理解を得て事業化に至った。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・居場所は、子どもたちにとって安心・安全な場として機能しており、市の地域こどもの生活支援強化事業担当者としては、地域資源を活用しながら支援を展開していくことの重要性を実感している。

・居場所団体からの事業に関する相談は子育て支援課、相談業務に関する相談は七尾市センターが窓口

である。職員は地域こどもの生活支援強化事業と相談事務を兼務しており、市と居場所団体との間では月 1 回以上のコミュニケーションが図られている。

・農林水産省の政府備蓄米の無償交付、厚生労働省の子どもの学習・生活支援事業を併用している。各事業担当課で連携しながら利用団体への情報提供を行っている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

＜運営団体による把握・関係機関との連携＞

・地域こどもの生活支援強化事業を委託している市内 2 箇所の居場所団体はこども食堂も運営している。週 1 回のこども食堂のみを利用する家庭もあれば、継続的に居場所を利用する家庭もあるため、利用状況に応じて幅広い場面で把握している。また、居場所を利用していない家庭であっても、利用中の保護者からの心配の声をきっかけに状況を把握するケースもある。

・地域行事の場でボランティアが把握したこどもの状況（「おなかがすいた」と繰り返し訴えている等）が、民生委員を経由して居場所団体に共有され、団体から市に共有されるなど、地域全体でこどもを見守るネットワークが機能している。

＜運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組＞

・居場所団体から七尾市センターには、電話やメールなどで月 1 回以上連絡が届く。七尾市センターの職員は定期的に居場所団体を訪問しており、支援が必要と思われるこどもの様子を把握するとともに、関わり方について助言を行っている。訪問時に現場のスタッフから相談を受けることも多い。

・学校、七尾市センター、居場所団体の連携のもと、教員が居場所を訪問して不登校のこどもを見守ることもある。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・七尾市センターでの面談を通じて支援が必要と判断された場合には、居場所団体と情報共有を行い、居場所の利用につなげている。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

＜取組における工夫＞

・地域こどもの生活支援強化事業実施前は、市への相談をためらい、居場所団体のみで支援を行うことで、団体側が負担を感じてしまうケースもあった。事業開始後、七尾市センターの職員が現場に足を運ぶ中で情報共有や相談が円滑になり、支援の幅が広がった。

・毎年 5 月の連休明けに七尾市センター職員が市内の全小中学校を訪問し、情報提供およびヒアリングを実施している。児童相談所や民生委員も参加し、「顔の見える関係づくり」を意識している。

・七尾市センター内の七尾市要保護児童対策地域協議会が調整機関として機能し、医療・行政・地域のあらゆる関係機関が集まってケース会議を実施している。ケース会議では、支援が必要な家庭に対する見立ておよび支援方針の検討を行っている。

・七尾市センターが学校への月 1 回の定期訪問時に居場所団体の情報を共有し、学校から保護者へ団体

を直接案内できる体制を整備している。これにより、関係機関間で情報が循環する体制が構築されつつある。

<取組における課題と今後の展望>

- ・地域こどもの生活支援強化事業のみでは支援につながらないこどもも一定数存在する。本人が家から出ることを望まない場合や、保護者の精神疾患やこどもの発達特性等により居場所での受入れが困難な場合など、支援ニーズはケースごとに異なる。
- ・一方で、地域こどもの生活支援強化事業によりこどもや親の困りごとを把握する機会が増え、事業内で対応できないケースであっても別事業・相談支援につなぐことができている。地域こどもの生活支援強化事業は多様な支援ニーズを適切な支援につなぐ「入口」の役割を果たしている。
- ・今後は、各関係機関との連携を一層強化していきたい。具体的には、主任児童委員の活用や、こども食堂と地域との連携強化に向けた仕組みづくりを進めていきたい。

2) 運営団体（特定非営利活動法人第三の居場所ひなたぼっこ）

図表 3-8 特定非営利活動法人第三の居場所ひなたぼっこ 基礎情報

事業名	地域こどもの生活支援強化事業
団体箇所数	1 箇所
スタッフ数	4～5 名
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業（実施頻度、参加人数/回）	居場所 + 食事提供（平日毎日、10～20 名/回） フリースクール + 食事提供（週 3 回、10～20 名/回） こども食堂（週 1 回、26～50 名/回）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

- ・平成 22 年に乳児から高齢者までを対象とした共生型デイサービスとして活動を開始した後、保護者からのニーズを受けてフリースクール、学童のサービスも開始した。
- ・令和 6 年の能登半島地震発生後、こどもが安心して過ごせる居場所の必要性をより一層強く感じ、令和 7 年 4 月より日本財団の助成プログラム「子ども第三の居場所」の利用を開始した。フリースクールに通うこどもから市の教育支援センターへの通所希望があったため市に相談したところ、地域こどもの生活支援強化事業で送迎が可能であるとの案内を受け、令和 7 年 6 月より「地域こどもの生活支援強化事業」の開始に至った。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

- ・取組の中核は居場所の提供である。フリースクール、学童、こども食堂をすべて同一の拠点で実施しているため、フリースクールに来たこどもとこども食堂に来たこどもが互いに交流するなど関わり合っており、
- ・地域こどもの生活支援強化事業の開始にあたり、市の教育支援センターへの送迎が可能と周知したところ、

利用を希望することも増えた。当初は利用に抵抗を示していたことも、スタッフの後押しにより通い始め、楽しく学びながら継続的に利用するようになった。

・居場所に通う子どもたちの発案でフリースクールの紹介冊子を作成して教員に配布したり、地元企業や事業者と協力して実施した伝統工芸の体験イベントに、市の教育長や居場所の子どもたちの通う小学校の校長が参加したりするなど、近隣の学校との交流も盛んに行われている。

・事業運営と利用料設定のバランスが課題である。日本財団の助成を受ける以前は、法人内の介護事業の収益を充当することで、子ども関連事業の運営を維持してきた。現在は助成を活用して利用料を1日100円に抑えているものの、利用者には低所得世帯が多く、負担が難しい家庭もある。

・仕事が忙しく、居場所に子どもを連れていく時間的余裕がない保護者や、「支援を受ける」ことへの心理的な障壁があるため居場所に来所することが難しい保護者もあり、教育支援センターに通いたい気持ちがあっても通えない子どもが多くいる。教育支援センターが親にとって利用しやすい場所となるよう、より柔軟な運営が望まれる。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・日常的な関わりの中で、子どもの言動（遊び方や視線、学習の習得状況など）に気になる点が見られる場合には、保護者と面談を実施している。面談は1～2時間程度かけて実施し、子どもの学校での様子、栄養状態、家庭の状況など多角的な視点から状況を把握している。

・団体のパンフレットを学校や児童相談所などに配布し、「気になる子どもがいれば相談に乗る」旨を伝えたところ、徐々に相談が寄せられるようになった。

・児童相談所が団体を直接紹介するケースもある。学校に通えていない子どもにフリースクールの利用を案内したり、「子どもと一緒にいると手が出てしまいそうになる」という母親に対して、子どもを預ける場として居場所の利用を紹介したりすることもある。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

・七尾市子ども家庭センター（以下、七尾市センターという）とは週に1～2回程度、主に電話で連絡を取り合っている。利用者のうち気になる子どもについて相談し、ケース会議で取り上げることで、関係機関とともに見立てや対応方針を検討できている。

・団体側の視点からは、七尾市センター職員による巡回訪問時の保護者との関わりを通じて、市の支援の枠組みの中で七尾市センター職員と保護者との間に円滑な連携と信頼関係が築かれている様子がうかがえ、安心感につながっている。

<自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組>

・七尾市センターから見守りを依頼された子どもについて、通所の中で状況を把握し、気になる点があれば随時七尾市センターに情報を共有している。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

・地域こどもの生活支援強化事業実施後、現場で気になるこどもがいた際にまずは行政に相談するという連携ルートが徐々に構築されてきた。

・以前は「面談サービスを無料で実施している」旨を、SNS（Facebook や Instagram）の団体アカウントや代表個人のアカウントで発信していたが、反応はほとんど得られなかった。一方、現場での声かけやこども食堂での会話の中から相談を寄せられることが多く、直接声をかけ合う方が相談につながりやすいと感じている。

・スタッフには、気になることは見過ごさず団体代表に報告するよう伝えている。利用者全員の日々の記録を作成し、気になった点を記載することを徹底している。また、勉強会への参加や個別面談を通じて、スタッフの気づきや対応力の向上にも取り組んでいる。

・石川県の「被災地のこどもの居場所づくり支援ネットワーク会議」や日本財団「第三の居場所」が定期的開催している勉強会に参加している。特に発達障害のあるこどもの特徴や関わり方を学べる回が、現場で特性のあるこどもと関わる際に非常に役に立っている。

<取組における課題と今後の展望>

・フリースクールが特別な場所ではなく、こどもたちが興味・関心に応じて学べる柔軟な場になることを目指している。現在は日本財団の助成により、1日100円という低料金で運営している。低料金または無料で学べる環境を整えることで、発達特性のあるこどもも含め、すべてのこどもが楽しく学べる場とし、家庭の事情によって学びの機会が制限されないことを目指している。

(4) 事例③ 東京都目黒区

1) 自治体（東京都目黒区）

図表 3-9 東京都目黒区 基礎情報

人口規模	282,632人（令和8年2月）
運営団体数	こども食堂：6～10団体

図表 3-10 東京都目黒区 事業情報

事業名	子ども食堂推進事業、地域学習支援団体運営費補助
事業実施年度	令和6年度、令和7年度
主な事業	食支援、居場所支援、学習支援

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

・令和元年度より東京都の間接補助を活用してこども食堂への支援を行っていたが、国の補助規模が大きいため令和6年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の活用を開始した。

・区の予算の確保にあたっては、国の補助制度があることで財政当局からの理解も得やすかった。運営団体数が増加しているため、実態に即した補助を実施できるよう、次年度は予算を増額する予定である。

・「子ども食堂推進事業」として区内の子ども食堂への補助金交付、「地域学習支援団体運営費補助」として学習支援を行う団体への補助金交付を行っている。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・子ども食堂に対しては、区主催の「子ども食堂連絡会」（年 1 回開催）への参加を補助の要件としている。子ども食堂の開催頻度が月 1 回程度であれば、人件費を除き、運営は概ね可能と考えられる。食材については、地域企業や地域住民とのつながりを通じて確保している場合もある。

・区が中心となり、国や都、区の制度に関する情報を子ども食堂に周知している。

・区内の子ども食堂において、長年地域で活動している運営団体が新規団体に対して助言を行っている。各団体によって対象者の考え方は異なり、「誰でも参加可能」とする団体と、「支援が必要な家庭を優先したい」とする団体が混在している。

・学習支援を行う団体については、都の補助制度がないため、子ども食堂と比べて財政的支援の規模が限定的であり、団体数自体も少ない。加えて、賃料が高額であることから、補助額の範囲内で活動できる団体は限られている。現在は 1 団体のみ支援しているが、今後ニーズが増加した場合には、補助の範囲拡大も視野に入れている。

・運営団体から区へはメールや電話で相談が寄せられ、頻度は多くて月 1 回、平均すると 2 か月に 1 回程度である。立ち上げ初期の団体からは利用可能な支援制度や申請手続きに関する問い合わせが多く、経験のある団体からは区の掲示板の活用希望など、子ども食堂の周知に関する相談が寄せられている。

・人材確保が最大の課題であり、ボランティアだけでは継続的な運営が難しい。

・活動場所の確保も大きな課題である。区の施設を利用する場合、子ども食堂の利用を優先できるわけではないため、必ずしも継続的に利用できるとは限らない。飲食店での実施は比較的運営しやすいものの、一般利用客との利用場所の調整が必要となる。会場使用料については区が補助しているが、調理室などの設備を備えた場所の確保は容易ではなく、結果として区の施設に依存する傾向がある。そのため、学校の調理室の活用を希望する声も上がっている。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・月 1 回実施の団体では子どもの変化を把握しにくいいため、週 1 回程度実施する団体が増えることで、子どもの状況把握が進むことが期待されている。

・今年度、週 1 回以上の開催を希望する運営団体が 2 団体現れた。団体側からは、支援が必要な子どもを少しでも支援したいという意向がある。一方で、実際の利用者が必ずしも支援対象とは限らないことから、段階的に取組を進めている。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

・「子ども食堂連絡会」や四半期ごとの実績報告の機会を活用し、食事の提供以外の場面で子どもや家庭の気になる様子が見られた際には、目黒区子ども家庭センター（以下、目黒区センターという）または区の担

当部署へ連絡するよう周知している。

- ・「子ども食堂連絡会」では、「こども虐待防止対応マニュアル」を配布し、早期発見のポイントや対応方法、相談先について目黒区センターから説明を行う時間を設けている。
- ・目黒区センターには年間数百件の相談が寄せられており、その多くは警察からの通報によるものである。まだ実績は多くないものの、こども食堂は虐待など困難なケースを発見する場としての役割も期待されている。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

- ・目黒区では、週 1 回以上定期的にこども食堂を開催する団体に対して、目黒区センター等の関係各所や、近隣の区有施設（児童館や学童保育クラブ等）へのチラシ配布を義務付けている。これにより、支援を必要とする家庭への直接的な利用勧奨を推進している。

<取組における課題と今後の展望>

- ・今後、区や目黒区センターの職員がこども食堂に訪問し、状況確認を行うことも検討している。
- ・保護者や地域住民にも広く利用してもらいたい一方で、支援が必要な家庭への利用促進を優先課題としている。
- ・こども食堂の開催頻度の高い運営団体を増やすためには、現在の区の補助だけでは十分ではなく、安定した経済的基盤が必要である。今年度新たに参入した団体の中には、企業の社会貢献活動として参画した団体もある。また、支援の意義を周知するとともに、実際の利用者の声を発信することで、団体の参入を促したいと考えている。

2) 運営団体（一般社団法人みんなのランド）

図表 3-11 一般社団法人みんなのランド 基礎情報

事業名	子ども食堂推進事業
団体箇所数	1 箇所
スタッフ数	10～13 名
事業実施年度	令和 6 年度、令和 7 年度
主な事業（実施頻度、参加人数/回）	こども食堂（週 1 回、約 70～80 名/回）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

- ・代表がベビーカタログ製作事業に携わる中で、お風呂に入れていないこどもやストレスを抱える保護者など、様々な親子の姿を目にした経験から、こどもに関わる支援に携わりたいと考えるようになった。知人の飲食店が物件を手放すタイミングを契機としてこども食堂の立ち上げに向けた活動を開始した。

・飲食業の経験がなく手探りの状態で開始したため、立ち上げにあたってはまず区役所に相談し、進め方を確認した。また、周知方法についても区に相談した結果、「後援名義等使用許可」ⁱを受け、区の公営掲示板にチラシを掲示できるようになった。

・保育士の友人より絵本やおもちゃなどの提供を受けた。友人自身に子ども食堂の運営経験はなかったが参加経験はあり、立ち上げに際して他の食堂を見学するなどの情報収集も行ってくれた。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・子ども食堂の参加者のうち、新規参加は全体の約 1/4 程度である。参加方法については、募集定員を上回る申込が発生している中、機会の公平性を担保するため、先着順による受付ではなく、事前申込みに基づく利用調整を行っている。具体的には、リピーターの参加頻度は原則として月 1 回程度として管理するとともに、支援の必要性が高いと考えられる家庭からの申込については優先的に受け入れる仕組みを設けている。

・運営初期は乳幼児連れの保護者による交流が主体となる傾向にあり、本来の子ども食堂としての支援目的との乖離が課題であった。その後、区へ相談を行い、児童館にチラシを設置した結果、参加者層が広がり、現在は子ども単独やきょうだいのみでの利用事例もみられている。

・ボランティアスタッフには、子育てを終えた主婦やボーイスカウト団体など多様な人が参加している。また、区内の大手企業の社員が、社会貢献活動の一環として業務時間内に約 2 時間参加している。団体の活動が同社役員の目に留まったことを契機に参加が始まった。

・ボランティアの募集は口コミや横のつながりによる広報が中心であり、SNS よりも効果を感じている。月 1 回開催される有志の会（近隣の子ども食堂運営団体等で構成）から参加者が集まることもある。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・子どもたちの様子を見ている中で、不安に感じる場面がある。例えば、きょうだい関係において、上の子が下の子に強く当たる一方で、別の場面ではかわいがっているようにも見えることがあり、どのように判断すべきか迷うケースがある。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

・「子ども食堂連絡会」や四半期ごとの実績報告での案内を通じて、困難に直面する可能性のある子どもを見かけた場合の対応の流れを理解している。

・区からは、気になることがあれば迷わず報告してほしい点や、個人情報共有したこと本人に不利益が生じることはない点を案内されている。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

ⁱ 目黒区では、区の趣旨に賛同する団体に対して「後援名義等使用許可制度」を設けており、承認された団体は公営掲示板への掲示やチラシ設置が可能となる。

・別の団体が同じ場所で子ども食堂を運営しており、不登校の子どもたちを支援する活動の様子を見ることができると、利用することもとの関わり方の参考となっている。

<取組における課題と今後の展望>

・子ども食堂のあり方については、現在も課題意識を持ち続けている。地域の特性上、利用者の中には所得の高い家庭も多く、高級車で子どもを迎えに来る保護者の姿を見ると、「どのような状態が望ましいのか」と悩むこともある。経済的困難は分かりやすい指標ではあるが、実際にはそのような家庭と出会う機会は多くない。本当に困っている家庭ほど外に出られず、子ども食堂まで来ることが難しいのではないかという思いもある。そのため、子ども食堂への申込を受け付ける際には、気になる家庭やひとり親家庭を優先する運用も行っている。

・今後は、イベント等に積極的に取り組む団体の活動も参考にしながら、子どもたちがいつでも気軽に利用して遊ぶことができる居場所づくりを進めていきたいと考えている。特に、子育てを始めたばかりの保護者は外出の機会が少なく引きこもりがちになることもあるため、週 1 回でも気軽に来て話ができる場所になればよいと考えている。子どもだけでなく、母親も気軽に立ち寄り、子どもや保護者が安心して過ごせる居場所づくりを続けていきたい。

・活動を始めて約 1 年半になるが、最初の半年間は精神的にきつと感じることもあった。その経験から、無理をせず楽しみながら続けることが大切だと感じている。子ども食堂の運営には正解がなく、「困っている子どもを探さなければならないのではないか」と悩むこともある。そのため、すぐに答えを求めるのではなく、長い目で見ながら無理のない形で活動を続けていくことが大切だと感じている。

(5) 事例④ 静岡県沼津市

1) 自治体（静岡県沼津市）

図表 3-12 静岡県沼津市 基礎情報

人口規模	183,510 人（令和 8 年 1 月時点）
運営団体数	子ども食堂：22 団体、子ども宅食：1 団体、フードパントリー：2 団体、フードバンク：1 団体

図表 3-13 静岡県沼津市 事業情報

事業名	・沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業 ・沼津市支援対象児童見守り強化事業
事業実施年度	・沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業：令和 6 年度、令和 7 年度 ・沼津市支援対象児童見守り強化事業：令和 7 年度
主な事業	食支援、居場所支援、体験の場の提供、相談窓口の設置やコーディネーターの配置

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

- ・令和 3 年度までは沼津市社会福祉協議会（以下、沼津市社協という）にこども食堂・居場所団体の運営を委託していたが、団体からの相談先が不明瞭であることや、団体数が広がらないといった課題があった。
- ・令和 4 年度より沼津市社協に「沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業」を委託し、沼津市社協が運営団体の立ち上げ・運営支援を担い、対応の中で課題が生じた場合は市が受ける形に移行した。
- ・また、市内の居場所団体 2 か所に「沼津市支援対象児童見守り強化事業」の補助金を交付し、人件費や食材等購入費などを支援している。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

- ・運営団体数は拡大し、運営主体も沼津市地区社会福祉協議会（以下、沼津市地区社協という）や自治会、NPO など多様である。
- ・市と沼津市社協の間では定例会議は設けていないものの、広報イベントや寄附の贈呈式といった行事や日常的な連絡を通じて、月 1 回程度、継続的に情報を共有している。
- ・年に 2 回程度情報連絡会を実施し、沼津市社協、沼津市地区社協、運営団体、市職員に加え、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW という）や団体の立ち上げ検討者など幅広い立場の人が参加している。
- ・30 年以上前から高齢者の居場所支援など複数の事業を通じて自治会、沼津市社協、沼津市地区社協、企業との関係性が築かれており、こうした長年のつながりがこども支援にもつながっている。
- ・企業からは、物品の寄附や居場所の立ち上げにおいて協力を得ている。企業同士の紹介による連携や、赤い羽根共同募金など募金活動でのつながりなど、多様な経路で協力企業を拡大している。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

- ・元 SSW や過去に相談支援を担っていたボランティアが関わっている居場所ⁱが多いことが、こどもの状況把握を円滑にしている要因の一つであると考えられる。
- ・市内には、市民ボランティアを活動主体とする月 1 回開催のイベント型の居場所が多い。一方で、困難に直面するこどもには、週 2～3 回程度、日常的に過ごせる居場所が必要であるとの課題が挙げられた。
- ・今年度に福祉事業所や企業を対象としたセミナーを実施した結果、新たな主体の居場所が立ち上がりつつある。特に企業が運営する居場所は、日常的な開催が可能な例が多く、こどもが参加しやすい環境となっている。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

- ・令和 6 年 4 月の沼津市こども家庭センター（以下、沼津市センターという）設置後、月 1～2 回の頻度で運営団体から相談が届いている。立ち話の中で相談を受けるケースもある。相談内容は、虐待が疑われるサインの把握から、家庭環境は良好だが発達障害や不登校が気になるケースに関する相談まで多様である。

ⁱ 本事例では、「居場所」をこども食堂および居場所団体の双方を含む語として用いる。

・運営団体から沼津市センターにつなぎたいものの、タイミングが合わないこともある。団体と協力の上、沼津市センターの職員が団体に出向いて子どもおよび保護者との面談を実施したケースもある。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・沼津市センターから運営団体を紹介し、利用につながるケースもある。沼津市センターは開設されたばかりであるため、現時点では件数は多くない。開催頻度や立地の制約により、適切なマッチングが難しいという課題もある。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

＜取組における工夫＞

・運営団体の登録手続きや情報連絡会の場において、沼津市センターの相談機能に関する周知を行っている。

・運営団体に状況把握やつなぎをどこまで依頼するかについては、個別のケースごとに慎重に判断する必要があることを意識している。

・個人情報の取扱いについては、保護者および子どもの同意を都度確認した上で情報共有を行っており、現時点で大きな課題は生じていない。

＜取組における課題と今後の展望＞

・居場所数が広がっている現状を踏まえ、次の段階として、日常型の居場所ⁱの拡充をより一層推進する。よって、①児童育成支援拠点、②日常型の居場所、③地域の自由な居場所を配置する三層構造を構想している。市の補助対象は②日常型の居場所とし、子どもの困りごとの把握につなげていきたい。

2) 運営団体（社会福祉法人沼津市社会福祉協議会）

図表 3-14 社会福祉法人沼津市社会福祉協議会 基礎情報

事業名	沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業
支援団体数	37 箇所（子ども食堂：22 箇所、その他の居場所：15 箇所）
スタッフ数	6～10 名
事業実施年度	令和 6 年度、令和 7 年度
主な事業	居場所団体（子ども食堂を含む）の立ち上げ・運営支援 （活動頻度平均月 2 回、参加人数平均 30 名/月）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

・沼津市社会福祉協議会（以下、沼津市社協という）は昭和 26 年 10 月に設立され、市内 20 地区

ⁱ 本事例では、「日常型の居場所」は開催頻度が週 2～3 回程度と高く、気になる家庭について密に相談機関につなぐ対応が可能である居場所を指す語として用いられていた。

の沼津市地区社会福祉協議会設立段階から伴走し、子育て支援や高齢者支援の取組を支援してきた。

・地域コミュニティに参加しづらい子どもや子育てに困難に直面する家庭が増加したことを受け、令和 2 年度より沼津市社協の直営で市内 2 箇所のこどもの居場所運営を開始した。

・沼津市社協によるこどもの居場所運営に係る人的資源不足が課題となり、令和 4 年度より市から「沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業」¹を受託し、沼津市社協が運営団体の立ち上げ・運営支援を行う後方支援へと軸足を移した。市のこども家庭課に沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業の必要性を強く認識する職員が存在し、庁内調整を積極的に進めたことが後押しとなった。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・沼津市社協では、市内の運営団体に対する窓口対応や相談支援を担うとともに、物品配布や研修の実施などを通じて、団体の運営を支えている。

・市内の運営団体数は拡大し、月 1 回程度開催する居場所は市内の全地区で展開できている。

・運営団体の立ち上げ・運営支援に関するセミナーを年に 5 回実施している。ボランティア養成に特化した回や、団体同士の情報連絡会・勉強会も含まれている。

・運営団体から沼津市社協には、運営に関する相談が月 15 件程度届いている。主な相談内容は、助成金や周知方法、開催内容についてである。例えば夏休みのイベント開催にあたり団体に連携可能な学校を紹介するなど、地域のネットワークを活かして対応している。

・学校を通じたチラシ配布など、地元の学校と連携して地域住民への広報を行っている。運営団体のスタッフと沼津市社協の職員がともに校長や教頭を訪問し、活動の趣旨や内容を説明する機会も多い。

・運営財源の制約が課題である。自治会事業の一環として位置づけることで自治会加入の保険を活用してボランティア保険料の負担を軽減したり、補助金情報を団体に積極的に提供して自立的な運営を支援したりするなどの工夫を行っている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・令和 6 年度の市との振り返りでは、月 1 回程度の居場所開催では困難に直面するこどもの把握が難しいこと、また、そうしたこどもには週 2～3 回程度、日常的に過ごせる居場所が必要と認識された。

・企業や福祉事業所向けの立ち上げセミナーの実施により、週 2～3 回開催する居場所が今年度新たに 4～5 箇所立ち上がった。

・沼津市社協が実施する食料配布会では、運営団体からの連絡を受けて該当世帯に食料を提供することがあり、生活困窮世帯の把握にもつながっている。また、配布会で居場所の案内を配布しており、食支援を契機に居場所利用につながる事例も見られる。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

¹令和 4～5 年度の財源は「地域こどもの生活支援強化事業」以外の補助金であり、令和 6 年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の補助金が財源として利用されている。

・令和 6 年 4 月の沼津市こども家庭センター（以下、沼津市センターという）設置以降、運営団体に対しては、困難に直面することもに関する相談は直接沼津市センターへ行うよう周知を進めている。

・過去には、居場所の運営者が強い使命感から、困難に直面することもや世帯への支援を居場所主体で担おうとし、結果として大きな負担を抱え込んでしまうケースがあった。沼津市センター設立後は、運営者が全て抱え込むのではなく、気になることもができれば行政に相談し、対応は専門家に委ねるという役割分担の明確化が進んでいる。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・沼津市センターより、居場所を案内したい家庭の近隣に拠点がないため送迎をしてほしい、といった相談が届くことがある。しかし、現状は送迎の仕組みの構築が難しい。今後、居場所の拡充に加えて送迎の仕組みを整備するか検討する必要がある。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

＜取組における工夫＞

・運営団体の連絡会に沼津市センターも参加することで、団体との間に顔の見える関係性が構築されつつある。連絡会では毎回 10～15 分程度の時間を設け、沼津市センターの役割や相談窓口について定期的に説明を行っている。これにより、団体が相談先を具体的にイメージできる環境づくりを進めている。

・今年度の連絡会では「こどもに関わる大人が大切にしたいこと」をテーマに、気になる様子のこどもへの声かけを学ぶ勉強会を実施した。沼津市センター職員も参加し、沼津市センターへの相談が望ましいケースを説明した。

・全ての居場所にこどもの困りごとの把握を求めることは現実的ではなく、強制もしていない。できる範囲で活動する中で気になるこどもがいた場合は沼津市センターに共有するという緩やかな連携が活動継続の鍵である。

＜取組における課題と今後の展望＞

・今年度、日常的に開催する居場所が新たに立ち上がったものの、現時点では市内全域を十分にカバーできているとは言い難い。今後も地域の多様な個人や団体へ働きかけ、居場所の拡充を進めていく。

(6) 事例⑤ 愛知県瀬戸市

1) 自治体（愛知県瀬戸市）

図表 3-15 愛知県瀬戸市 基礎情報

人口規模	125,175 人（令和 8 年 1 月）
運営団体数	こども食堂：11～20 団体、フードパントリー：5 団体

図表 3-16 愛知県瀬戸市 事業情報

事業名	瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業
-----	--------------------

事業実施年度	令和 6 年度、令和 7 年度
主な事業	居場所支援、食支援（こども食堂、食料等配布）、学習支援、体験の場の提供

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

- ・ コロナ禍前後の令和 2～4 年度には、生活状況が厳しい世帯が増加していた。瀬戸市長からこども食堂への支援を行ってはどうかとの提案があり、政府の臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を活用し、補正予算により支援活動への助成を実施したところ、想定以上にニーズが高かった。そのため、恒常的な取組として年度当初予算に位置付けられることとなった。
- ・ その後、「愛知県地域未来応援金」を財源とした市独自事業として展開したが、令和 5 年度で終了したため、令和 6 年度より新たな財源として「地域こどもの生活支援強化事業」の利用を開始した。
- ・ 市の相談窓口への相談内容や関係機関へのアンケート調査を通じて、運営団体の困りごとやニーズを把握してきた。瀬戸市には地域に根差した特色のある団体が多く、こどもへの支援では、まず「食べること」を支え、その上で困りごとを把握するという姿勢がみられる。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

- ・ 瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業による活動の支援を受けたのは、令和 6 年度に 7 団体、令和 7 年度は事業を拡充し、13 団体となっている。中でも、県営住宅に住むひとり親世帯や外国籍世帯への支援を行ってきた「特定非営利活動法人エム・トゥ・エム」は、自らこども食堂を運営するとともに、他の団体を支援する役割を担っている。民生委員・児童委員経験者が在籍する団体が参画し、瀬戸市社会福祉協議会（以下、瀬戸市社協という）も含めた支援体制を構築するなど、それぞれの団体が特徴ある活動を行っている。
- ・ 市と団体の間では、電話やメールにより 3 日に 1 回程度連絡を行っている。主な内容は、寄附の申し出に関する情報共有、補助金メニューの案内や活用の相談、補助金の活用状況の確認である。
- ・ 「エム・トゥ・エム」は、あいち子ども食堂応援ステーションの認定を受け、瀬戸市社協や民間企業などと連携してフードドライブによる食料提供を行うなど、他の団体の後方支援を行っている。
- ・ 当補助金のみで事業費の全額を賄えるわけではないため、市は他の補助制度や農林水産省の備蓄米などに関する情報提供を行っている。しかし、支援者には 60～70 代が多く、PC による申請が難しい場合もあるなど申請書類の作成負担が大きい。一方で、本業を持つ世代が支援活動を担うことも容易ではなく、担い手の確保が課題となっている。
- ・ 市でも可能な範囲で運営団体の補助申請支援を行っているが、申請に至るまでの負担が大きい。申請手続の簡素化や、小額で使途報告を過度に求めない形で資金を提供するなどの工夫が必要である。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

- ・具体的には、児童からの「父親が帰ってこない」といった家庭状況に関する相談のほか、入浴などの生活環境に課題が疑われるネグレクトの可能性、ひとり親家庭で食料が不足しているケースなどが挙げられる。
- ・困難に直面する子どもは自ら困難であることを言語化することが少ないため、信頼関係の中で日常的な関わりを重ねることが重要である。週 3 回程度顔を合わせる関係性の中から課題が見えてくることも多く、子どもが自然に関われる場所とつながることが不可欠である

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

- ・運営団体から瀬戸市子ども若者家庭センター（以下、瀬戸市センターという）に相談が届く。多くは電話での連絡や団体訪問時に現場で共有されるもので、頻度は不定期である。
- ・瀬戸市センターは、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業の担当部門であるとともに、児童虐待対応や子ども・若者への相談窓口機能を担っており、様々な困難に直面するケースを一体的に支援している。また、瀬戸市要保護児童対策地域協議会（以下、瀬戸市要対協という）や子ども・若者支援地域協議会の調整機関も担っており、困難に直面する子どもを把握しやすい立場にある。
- ・団体から得た情報と市が把握している情報を統合し、瀬戸市センター内の瀬戸市要対協の枠組みの中で対応を検討し、継続的な支援が必要な場合には瀬戸市センターから団体に協力を依頼している。

<自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組>

- ・団体に対しては、市が把握している個別の情報は原則として提供せず、「このような声掛けをしてもらえないか」など、具体的な支援の依頼という形で連絡している。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

- ・すべての事案について逐一報告を求めることは団体側の負担となるため、必要に応じた連携としている。
- ・困難事案への対応には、社会福祉士資格等の専門性や幅広い基礎知識が必要である。現場の団体に過度な専門性を求めるのではなく、行政職員が専門性を持ち後方支援を担うことが重要である。また、個人任せにせず組織として対応を判断する体制が求められる。

<取組における課題と今後の展望>

- ・月 1 回程度の開催では子どもの困難の把握は難しく、信頼関係の構築には週に数日程度の関わりが望ましい。継続的に関われる居場所が増えることで、子どもの危機を早期に把握できる可能性が高まる。
- ・行政のみで支援を抱え込むと業務が逼迫するため、つながり先を増やすことにより支援の幅が広がる意義は大きい。ネットワーク形成や団体育成には時間を要するが、団体が独り立ちして機能することで支援体制は中長期的に強化される。そのため、短期的成果だけでなく中長期的視点での投資が重要である。

2) 運営団体（特定非営利活動法人エム・トゥ・エム）

図表 3-17 特定非営利活動法人エム・トゥ・エム 基礎情報

事業名	瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業
団体箇所数	1 箇所
スタッフ数	約 20 名
事業実施年度	令和 6 年度、令和 7 年度
主な事業（実施頻度、参加人数/回）	こども食堂（週 1 回、約 35 名/回） 居場所支援（週 1 回、約 20 名/回） ひとり親家庭への食料配布（週 5 日、約 4 名/回）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

・令和 2 年頃、外国籍の方や派遣労働で無職となった方など、生活に不安を抱える家庭の増加を背景として、地域で食支援を行う必要性を強く認識するようになった。当初は生活困窮家庭に対し、食料等の物資を届ける支援を中心に行っていたが、家庭の状況を把握する中で、こどもを取り巻く生活環境の厳しさを実感し、令和 3 年から週 1 回のこども食堂を開始した。フードドライブを実施したところ、地域住民より多くの寄附や食料提供が寄せられた。

・瀬戸市の関係部署（こども未来課、社会福祉課等）と相談を重ねる中で、令和 5 年度より「瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業」ⁱの活用を開始した。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・週 1 回のこども食堂を中心に、フードパントリーや食料配布などの食支援を実施している。また、ひとり親家庭など支援が必要な世帯に対しては、食料品の提供を通じて継続的な支援を行っている。

・その他にも、フードバンク、日本語学習会（外国籍住民からの相談にも対応）、「便利屋」ⁱⁱなど、多様な取組を行っている。

・市は団体の活動に対して協力的であり、日頃から社会福祉課、危機管理課、環境課など様々な部署との関わりを持っている。市のこども未来課、瀬戸市こども若者家庭センター、社会福祉課、健康課と運営団体が集まって情報交換会を実施し、食料支援の状況や困り事について共有を行ったこともある。

・近隣の企業経営者から肉や魚の寄附を受けているほか、地域住民が自主的に食材を購入して提供するなど、地域の支援により運営が支えられており、食材不足に困ることは比較的少ない。

・瀬戸市社会福祉協議会（以下、瀬戸市社協という）からは関係団体に関する情報提供を受けている。

ⁱ 令和 5 年度の財源は「愛知県地域未来応援金」であり、令和 6 年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の補助金が財源として利用されている。

ⁱⁱ 高齢者の生活のサポートなど、地域の困りごとを幅広く支援する取組である。

現在、約 15 団体と連携している。市内協力企業が実施するフードドライブで集められた食品については、瀬戸市社協が定期的に回収を行い、届けていただいている。活動範囲は瀬戸市のほか、尾張旭市、豊田市など近隣地域にも広がっている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

＜運営団体による把握・関係機関との連携＞

・具体的には、児童からの「父親が帰ってこない」といった家庭状況に関する相談のほか、入浴などの生活環境に課題が疑われるネグレクトの可能性、ひとり親家庭で食料が不足しているケースなどが挙げられる。

・困難に直面するこどもは自ら困難であることを言語化することが少ないため、信頼関係の中で日常的な関わりを重ねることが重要である。週 3 回程度顔を合わせる関係性の中から課題が見えてくることも多く、こどもが自然に関われる場所とつながることが不可欠である。

＜運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組＞

・運営団体から瀬戸市こども若者家庭センター（以下、瀬戸市センターという）に相談が届く。多くは電話での連絡や団体訪問時に現場で共有されるもので、頻度は不定期である。

・瀬戸市センターは、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業の担当部門であるとともに、児童虐待対応やこども・若者への相談窓口機能を担っており、様々な困難に直面するケースを一体的に支援している。また、瀬戸市要保護児童対策地域協議会（以下、瀬戸市要対協という）や子ども・若者支援地域協議会の調整機関も担っており、困難に直面するこどもを把握しやすい立場にある。

・団体から得た情報と市が把握している情報を統合し、瀬戸市センター内の瀬戸市要対協の枠組みの中で対応を検討し、継続的な支援が必要な場合には瀬戸市センターから団体に協力を依頼している。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・団体に対しては、市が把握している個別の情報は原則として提供せず、「このような声掛けをしてもらえないか」など、具体的な支援の依頼という形で連絡している。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

＜取組における工夫＞

・すべての事案について逐一報告を求めることは団体側の負担となるため、必要に応じた連携としている。

・困難事案への対応には、社会福祉士資格等の専門性や幅広い基礎知識が必要である。現場の団体に過度な専門性を求めるのではなく、行政職員が専門性を持ち後方支援を担うことが重要である。また、個人任せにせず組織として対応を判断する体制が求められる。

＜取組における課題と今後の展望＞

・月 1 回程度の開催ではこどもの困難の把握は難しく、信頼関係の構築には週に数日程度の関わりが望ましい。継続的に関われる居場所が増えることで、こどもの危機を早期に把握できる可能性が高まる。

・行政のみで支援を抱え込むと業務が逼迫するため、つながり先を増やすことにより支援の幅が広がる意義は大きい。ネットワーク形成や団体育成には時間を要するが、団体が独り立ちして機能することで支援体制は

中長期的に強化される。そのため、短期的成果だけでなく中長期的視点での投資が重要である。

(7) 事例⑥ 奈良県吉野町

1) 自治体（奈良県吉野町）

図表 3-18 奈良県吉野町 基礎情報

人口規模	5,591 人（令和 8 年 1 月時点）
運営団体数	子ども食堂：1 団体

図表 3-19 奈良県吉野町 事業情報

事業名	地域こどもの生活支援強化事業
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業	食支援、居場所支援、相談窓口の設置やコーディネーターの配置、子ども支援の仕組みづくり

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

・高齢者の集いの場や民生委員・児童委員による見守りなど地域コミュニティの基盤は形成されていたものの、全国的に児童虐待やひとり親家庭、こどもの貧困が顕在化する中、吉野町として、予防的な取組や支援の強化が必要であると考えた。

・令和 2 年度から子ども宅食事業を実施していたが、子ども・保護者同士の交流を通じた地域コミュニティの強化を企図して子ども食堂に事業を転換することを決定し、令和 7 年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の利用を開始した。

・事業の実施にあたっては、吉野町社会福祉協議会（以下、吉野町社協という）に委託し、吉野町社協が子ども食堂を直接運営する体制としている。

・現状の行政資源のみでは、すべてのこどもに事業を行き渡らせることは困難ではないかとの意見もあった。しかし、「一か所でも拠点を設けることが重要であり、全くない状態とは支援体制の質が大きく異なる」「まずは実施してみた上で試行錯誤を重ねていく」という方針で合意した。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

＜主な取組と工夫＞

・吉野町社協では、「こどもよる（寄る・夜）食堂」という名称で、月 1 回、平日の夜に子ども食堂を運営している。名称には、「気軽に“寄る”ことができる場所」とあると同時に、「夜の時間帯に開かれる食堂」とあるという二つの意味を込めている。

・子ども食堂で提供する食事には、地元農家の協力を得て吉野町の食材を使用し、こどもや保護者に地域の味を楽しんでもらっている。

- ・こども食堂では、食事の後に会話や交流の時間を設けている。食事を終えた後は、こどもや保護者が安心して、打ち解けた雰囲気の中で過ごすことができるため、自然な形で交流が生まれている。
- ・こども食堂には、吉野町の長寿福祉課内の児童虐待担当職員が定期的に訪れ、施設内の見回りを行うとともに、来所している子育て家庭の状況を確認している。
- ・民生委員・児童委員は、地域住民と顔を合わせる機会を活かし、こども食堂の周知を行っている。日常的な見守り活動の中で情報を伝えることで、多くの家庭に自然な形で情報が届くよう工夫している。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

- ・こどもの言動の様子や服装の乱れ、傷の有無や頻度、落ち着きのなさや過度に隅で静かにしている様子などについては、気づきのサインとなり得るものとして吉野町社協職員に共有している。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

- ・毎月の食堂開催前には吉野町社協にヒアリングを行い、新規利用者や気になる家庭の状況について情報共有を受けている。また、吉野町要保護児童対策地域協議会で把握している家庭が参加する場合には事前に吉野町社協へ情報共有し、見守りの際の留意点や確認してほしい事項を伝えている。
- ・毎月の食堂開催時に、原則として町の職員も参加する体制としている。食後の交流時間に、保護者が談笑している場面やこどもが遊んでいる場面で声かけを行い、自然な形で状況把握に努めている。
- ・地域こどもの生活支援強化事業の開始により、月 1 回は家庭やこどもの様子を直接目視し、表情が明るいかどうか、疲れが見られないかといった日々の変化を感じ取ることができ、継続的な見守りにつながっている。
- ・談笑の場では、深刻な悩みがその場で打ち明けられることは多くない。一方で、利用者から「隣近所で気になる家庭がある」といった情報が寄せられることもある。その場合には、必要に応じて民生委員・児童委員に状況を確認するなど、地域の見守りネットワークの中で対応している。なお、民生委員・児童委員への情報共有については、こども食堂利用前に吉野町社協が行う面談で本人の同意を確認している。
- ・町が吉野町社協からのヒアリング内容を踏まえ、地区の民生委員・児童委員に状況確認を行うこともある。また、民生委員・児童委員から町に対して住民の悩みに関する相談が寄せられることもある。

<自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組>

- ・特定の子育て世帯に対して居場所の利用を周知することは行っていない。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

- ・高齢化が進む中、子育て家庭で介護や金銭面の問題が重なっているケースも多い。相談内容の把握時には背景に別の課題がないかを常に意識しつつ、必要に応じて自治体内の関係部署とも連携しながら支援につなげている。
- ・こども食堂に地域のボランティアや民生委員・児童委員が関わることで、利用者との顔合わせや交流の機会が生まれている。子育て家庭にとって地域の中に「顔見知り」が増えることで、安心感の醸成につながっている。

と感じている。

<取組における課題と今後の展望>

・本地域は高齢者世帯が多く、子育て中の親が自身の親の介護を担っているケースも少なくない。そのような状況の中で、こどもが家族のケアを担う、いわゆるヤングケアラーの課題も懸念される。こうした背景を踏まえ、家庭全体を支える支援体制の強化を目指していきたい。

2) 運営団体（社会福祉法人吉野町社会福祉協議会）

図表 3-20 社会福祉法人吉野町社会福祉協議会 基礎情報

事業名	地域こどもの生活支援強化事業
団体箇所数	1 箇所
スタッフ数	2～5 名/回
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業（実施頻度、参加人数/回）	こども食堂・居場所提供（月 1 回、30～35 名/回）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

・吉野町社会福祉協議会（以下、吉野町社協という）は、昭和 41 年 10 月に設立され、高齢者支援を中心に活動してきたが、コロナ禍で子育て世帯の困窮が顕在化したことを受け、令和 2 年度よりこども宅食事業を開始した。

・地域こどもの生活支援強化事業の実施にあたっては、食料を届ける形ではなく、家庭やこどもが自ら通うことのできる居場所を運営する形が望ましいのではないかと、行政と協議を重ねた。宅食事業を通じて構築された子育て家庭とのつながりを基盤に、令和 7 年 6 月より町から「地域こどもの生活支援強化事業」を受託した。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・「こどもよる（寄る・夜）食堂」という名称で、月 1 回、平日の 17 時から 19 時 30 分までの時間帯に開催している。夕食後に参加者同士が交流する時間を設け、吉野町社協職員が近況の聞き取りや相談・困りごとの有無を確認している。

・地元野菜の提供や下処理、食事の調理についてはボランティアに依頼し、相談対応や見守りは吉野町社協職員が担当するなど役割分担を明確にして運営している。ボランティアとの連絡時は電話やグループ LINE を活用しているが、個別の相談や詳細な調整は顔を合わせて対面で行うことが多い。

・ボランティアの高齢化が進んでおり、こども食堂の夜間開催については「会場までの車での移動に不安がある」との声が上がっている点は課題である。

・吉野町社協と、こども食堂事業を担当している吉野町長寿福祉課とは同一建物内に所在しており、上階と下階という物理的な近さもある。加えて、吉野町社協の担当者 1 名が長寿福祉課に席を置き業務に従事していることから、随時連絡や相談が可能な体制となっている。日常的にコミュニケーションを重ねる中で、迅速な情報共有や対応が図られている。

・来所者数は徐々に増加しているものの、今後の周知・利用拡大は課題である。教育委員会を通じてチラシを町内のこども園および小中学校へ配布したほか、宅食事業の実施時に開設した吉野町社協公式LINEで周知を行っており、宅食事業利用者がこども食堂の利用につながっているケースも多い。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・こども食堂の利用希望者には必ず事前面談を実施し、困りごとや相談先の有無などを聴取の上、こども食堂の場には職員が常駐しているため、何かあれば相談してほしい旨を案内している。聴取項目としては、家族構成、日中の過ごし方、こども食堂に来所可能な時間帯、育児で困りごとが生じた際の相談先の有無などの項目を含めている。

・こども食堂の場で個別に面談の希望があった場合は、面談スペースとして別室に移動し、プライバシーに配慮した環境で話を聞くようにしている。その際は相談記録を作成し、情報は担当職員 2 名の間で共有している。緊急性が高い場合には、速やかに関係機関等へつなぐ対応を行う。一方で、緊急性が高くない場合は、継続的に声かけを行いながら見守り続ける方針としている。

・相談内容としては、夫が病気で就労できず、妻が求職中であることに伴う家計面の不安に関する相談や、親の介護に関する相談などが挙げられる。こどもや子育てに関する相談にとどまらず、生活全般にわたる複合的な課題がみられる点が特徴である。

・吉野町社協の相談支援機能という強みを生かすことを意図し、こどもや保護者が来所した際に相談を受けられるよう職員体制を整えて事業を実施している。実際には、居場所の中で保護者同士や家族同士が情報共有や相談をし合う様子も見られており、こうした形もまた一つの相談・支え合いの在り方であると捉えている。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

・毎月の食堂開催時に町の職員が参加し、こどもや保護者の状況把握を行っている。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

・ボランティアや民生委員・児童委員など、地域の幅広い人々の協力を得て活動を行うことで、本取組は地域に関わる人々にとっての新たなコミュニティの一つとなっていると感じている。

<取組における課題と今後の展望>

・今後は、こども食堂の利用者増加に向け、地域で活動している民生委員・児童委員とも協力しながら、継続的に働きかけを行っていききたい。

・人的資源の確保が大きな課題である。利用者が増えることは望ましい一方で、相談対応を担う職員の確保が難しいという課題がある。

(8) 事例⑦ 大阪府八尾市

1) 自治体（大阪府八尾市）

図表 3-21 大阪府八尾市 基礎情報

人口規模	257,637 人（令和 8 年 2 月）
運営団体数	こども食堂：15 団体以上、フードパントリー：1 団体、フードバンク：1 団体

図表 3-22 大阪府八尾市 事業情報

事業名	八尾市こどもの居場所づくり事業
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業	食支援、居場所支援

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

・平成 29 年度より、市独自の事業として実施してきた「八尾市こどもの居場所づくり事業」は、放課後等にこどもが食事や学習、団らんなどを通じて安心して立ち寄れる居場所づくりを支援するものであり、支援を必要とするこどもの早期発見と適切な支援機関への接続を目指すものである。こうした趣旨が「地域こどもの生活支援強化事業」と合致したため、令和 7 年度より活用を開始し、市内の居場所運営団体に補助金を交付している。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・市内の運営団体に補助金を交付するほか、企業や団体からの寄付等を取り次いでいる。

・年に 1 回、こどもの居場所づくり連絡会議を開催している。市内の運営団体のほか、市の事業担当の他、支援関係機関として、家庭児童相談や生活困窮者相談担当、教育委員会、社会福祉法人、八尾市社会福祉協議会等の居場所支援団体、大阪府子ども食堂ネットワークなど庁内外の関係者 40～50 名が参加し、情報交換を行っている。団体の運営者と関係機関同士で「顔の見える関係性」が築けるようなグループワークや交流会も実施している。

・こどもの居場所づくり連絡会議をきっかけとした運営団体同士の交流により、こどもが複数の団体を行き来することにもつながっている。また、運営団体間で不安や悩みを共有することで、居場所の継続的な実施へのモチベーションにつながっているという声が上がっている。

・運営団体が事業を行うにあたり、ヒト・モノ・カネ・場所といった運営面での課題を抱えていないかを確認するために、四半期に 1 度の実施状況報告の中で積極的に各運営団体の状況を確認するとともに、運営団体からの相談には随時対応している。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・運営団体において、支援が必要と感じるこどもや家庭を把握したり、こどもや保護者から相談を受けたりした場合には、運営者だけで悩むのではなく、各支援関係機関に連絡するように伝えている。支援機関の連絡先は補助金の交付決定通知の際やこどもの居場所づくり連絡会議等で周知している。

・さらに、「どこに連絡してよいかわからない」「本当に行政に連絡してよいか悩む」という場合には、事業担当課であるこども若者政策課に連絡するように案内を行っている。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

・運営団体から「食事の摂り方に切実さを感じるなど、家庭での食生活に不安を感じる子がいる」と連絡を受けたことが今年度内に 1～2 回あった。安易な介入により団体の運営者と利用者の信頼関係を損なわないよう、運営者に状況を随時確認しながら慎重に見守りを行っている段階である。

・こどもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる、誰でも利用できる場所として居場所を運営しているため、団体が必ずしも家庭の状況を確認できるわけではない。また、緊急性にもよるが、団体から相談があった直後に市が家庭に踏み込んでしまうと、こどもと団体の関係性に関わることもあるため、慎重にならざるを得ないと考えている。

<自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組>

・こどもの居場所を求めて市の窓口に来訪する市民には、利用するこどもの意向や移動範囲を考慮しつつ、なるべく家から近いこどもの居場所を案内するようにしている。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

・市による福祉的な支援が必要なこどもを把握した際に、団体から市に相談しやすい体制や関係性を作っている。補助金に関するやり取りにとどまらず、団体の運営者の悩みや課題を積極的に聞き取り、相談支援や情報提供、支援関係機関や運営団体同士の顔の見える関係づくりを行い、同じ目線に立って関わることが、信頼関係の構築につながると考えている。

・こどもの居場所づくり連絡会議を通じて市、運営団体、支援関係機関が顔の見える関係を築くことで、運営団体から支援関係機関への相談や、市が把握しているこどもや家庭に対しての運営団体の紹介を行いやすくすることを企図している。

<取組における課題と今後の展望>

・こどもの居場所を運営する団体数は増加傾向にあり、こどもの居場所づくり連絡会議等により市・関係機関・運営団体間のネットワークは構築されつつあるが、その中でこどもたちが抱える課題に気がつき、必要な支援につなげていく取組をより強化したい。今後のこどもの居場所づくり連絡会議のテーマとして、支援が必要と思われるこどもを把握するための方法と、支援機関等へのつなぎ方を取り上げたいと考えている。

2) 運営団体（かもめ会 子ども朝食堂「いってらっしゃい！」）

図表 3-23 かもめ会 子ども朝食堂「いってらっしゃい！」 基礎情報

事業名	八尾市こどもの居場所づくり事業
団体箇所数	1 箇所
スタッフ数	10～15 名程度
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業（実施頻度、参加人数/回）	子ども食堂（週 1 回、約 60 名/回）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

・代表は長年、八尾市立大正北小学校の学校支援ボランティアとして、家庭科の裁縫や調理実習の補助や、1 年生の下校の引率などを行っていた。その中で、朝食を食わずに登校することも多いことを知り、「子ども食堂を学校の中で開催すること」を提案したところ、学校側から家庭科室・プレイルームの使用を含めて前向きに調整を進めてもらうことができた。

・学校側の前向きな対応を受けて代表が即座に準備を進め、市からも「八尾市こどもの居場所づくり事業」の活用に向けて順調なサポートが得られ、令和 6 年度¹より開設に至った。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・毎週月曜日に、大正北小学校内のプレイルームでこどもに朝食を提供している。年間約 30 回開催し、今年の 4～12 月までにのべ 1023 名に朝食を提供した。6:30 から仕込みを行い、7:50 からこどもを迎えている。

・登校前の朝の時間帯でもあるため、参加者は大正北小学校の児童が大半である。始業前に児童に朝食を提供し、授業へと送り出している。

・食器や調理器具はすべて煮沸消毒している。アレルギーは必ず記載してもらい、アレルギーがあるこどもにはスタッフが担当制で対応し、必ず除去食を提供している。

・外部からの見学希望者にはボランティアとして参加してもらうなど、積極的に人を巻き込み、地域住民とともに活動を盛り立てている。

・市とは月 1 回程度連絡を取り合っている。代表は市の他事業にも参加協力しているため市庁舎に訪問することも多く、市担当者とは直接顔を合わせて相談する機会も多い。市とは頻りに相談し合える関係を築いて

¹「八尾市こどもの居場所づくり事業」は、令和 6 年度までは「地域こどもの生活支援強化事業」以外の補助金を財源としていたが、令和 7 年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の補助金を活用して実施されている。

おり、気軽に相談に応じてもらえることが心強い。

・市が開催する連絡会議をきっかけとして他団体との交流が深まり、ボランティアとして活動に参加してもらうこともある。

・八尾市社会福祉協議会からは、コミュニティワーカーによる活動支援として補助金申請や書類作成のサポートを受けている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

＜運営団体による把握・関係機関との連携＞

・こどもの見守りや状況把握にあたっては特別なチェックポイントを設けているわけではなく、自然体で接することを大切にしている。こどもが安心して過ごせる環境の中で声をかけたり、日常の様子の変化に気がついたりすることを通じて状況を把握している。

・活動終了後に、ボランティアスタッフ間でミーティングを行い、気になったこどもについては学校に情報共有している。ボランティアスタッフはこども全員の顔と名前が一致しているため、こどもの変化に気がつきやすい。

・個人情報取り扱い上、学校側からこどもの情報を団体側に共有することは難しい。あくまで団体側で気になるこどもを把握した際に学校に共有するようにしている。

・こども食堂で朝食を食べることが登校するモチベーションとなり、学校側からも、遅刻や欠席が多かった児童が登校するようになったという声が上がっている。

＜運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組＞

・活動の中で気になったこどもについては、随時学校と情報共有を行い、団体と学校が協力してこどもを見守る体制をとっている。また、福祉的な支援が必要なこどもや世帯を把握した場合には、市に相談や情報共有をすることで、必要な支援へつなぐ体制を整えている。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・市より、市に相談があった家庭に当団体を紹介されるケースもある。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

＜取組における工夫＞

・自然体でこどもに接することがポイントである。代表の人柄もあり、こども食堂の雰囲気は家族や友達同士で食事をしているような安心できる雰囲気である。こどもは大人の態度を敏感に察知するため、運営者側が自然体で関わることで、こどもも警戒することなく、安心感を持って過ごすことができている。

・代表がもともと学校支援ボランティアとして活動していたことから、気になるこどもの見守りについて学校と円滑な連携が取れている。

・代表やスタッフが、こどもや保護者から街中で声をかけられることもあるなど、こども食堂で築かれた関係性を基盤に、この取組は食事の場にとどまらず、地域におけるこどもの見守りにもつながっている。

＜取組における課題と今後の展望＞

・大正北小学校以外の児童や、卒業した児童等への見守りをどのように行うかが課題である。

・長期休暇中に登校する児童に対する食事の提供を企画している。現状の取組を当たり前のことと捉えるのではなく、常に「こどもがどのようなことに喜ぶか」という視点に立ち、次の展開を考えている。

(9) 事例⑧ 山口県下関市

1) 自治体（山口県下関市）

図表 3-24 山口県下関市 基礎情報

人口規模	239,655 人（令和 7 年 12 月時点）
運営団体数	こども食堂：33 団体、こども宅食：1 団体、フードパントリー：11 団体、フードバンク：2 団体

図表 3-25 山口県下関市 事業情報

事業名	地域こどもサポート事業
事業実施年度	令和 6 年度、令和 7 年度
主な事業	居場所支援、コーディネーター配置、地域でこども等を支援する仕組みづくり

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

・平成 30 年のこどもの生活実態調査により、困難に直面する家庭で相談できる相手がいないという課題が明らかとなった。これを受け、平成 31 年度（令和元年度）から内閣府の地域こども未来応援交付金を活用した事業を開始し、令和 6 年度からは地域こどもの生活支援強化事業に移行し、地域でこども等を支援する体制整備を開始した。

・事業開始当時は市内のこども食堂数が 4 箇所と少なく、運営団体間のつながりも限定的であったため、コーディネーターによる団体巡回や立ち上げ支援、勉強会の開催などを通じて担い手の育成を進めた。

・初代コーディネーター（令和元年～4 年度、社会福祉士・公認心理師）は、山口県のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーであり、フードバンク活動にも携わっていた専門家であり、市内の子育て支援団体や民間企業、フードバンク、まちづくり協議会などを巡回し、顔の見える関係づくりを進めた。

・平成 20 年頃から市が運営していた子育て関係団体のネットワーク「チャイルドネット」が後のネットワーク形成の基盤となった。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・年 2 回程度、運営団体、まちづくり協議会、子育て支援団体、下関市社会福祉協議会（以下、下関市社協という）などを対象としたネットワーク会議を開催し、事例共有やグループワークを通じて顔の見える関係づくりを推進している。運営団体のみでの情報交換会も年 2 回実施し、運営ノウハウの共有やスキルアップ支援を行っている。

・市のネットワーク会議に加えて NPO 法人が運営する「下関市こどもの居場所づくりネットワーク協議会」が存

在する。20以上の運営団体が参加し、LINEでの情報共有や寄付の受け皿として機能している。

・市内では、家庭相談を担当する部署、教育委員会（不登校・児童対応、家庭教育支援）、保健センター、下関市社協などの職員がネットワーク会議に参加し、情報共有と連携を図っている。当初は部局間の壁があったが、課長同士の協議から始め、徐々に連携が深まった。

・地域によっては、コミュニティスクール（学校運営協議会）にこども食堂の運営者が参加しており、学校と地域が連携してこどもを見守る体制が構築されている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

＜運営団体による把握・関係機関との連携＞

・運営団体では、日常的な関わりの中でネグレクトや不登校、家庭の経済的困窮などの困りごとを把握している。来所頻度の変化など日常の違和感から気づくケースが多く、地域に長く住む運営者は学校を通じてこどもの状況も一定程度把握している。

＜運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組＞

・コーディネーターが月4回程度運営団体を巡回し、困難に直面するこどもの情報を収集している。各団体には年1～2回程度訪問し、相談の多い団体には複数回訪問するなど柔軟に対応しているほか、LINEでも随時相談に対応している。

・こども食堂に来られなくなったこどもには、運営者が家庭の人数分のお弁当を届けて関係を継続している。月1回の訪問を通じて見守りを続け、気になる点があればコーディネーターに相談している。

・父子家庭で父親が夜勤のためこどもが夜間一人で過ごしていたケースでは、コーディネーターが子育て短期支援事業（宿泊型一時預かり）を紹介し利用につなげた。家庭の状況に応じて適切な行政サービスを提案できる体制となっている。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・市のこども家庭支援課など他部署で把握された困りごとに直面するこどもについて、必要に応じてコーディネーターがこども食堂などの居場所を紹介することもある。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

＜取組における工夫＞

・コーディネーターは市の子育て政策課（居場所づくり担当）に所属しており、児童福祉の担当部署ではない。「こどもの居場所を応援するコーディネーター」として活動することで、家庭や運営団体が身構えず相談しやすい関係を築いている。

・ネットワーク会議や情報交換会の休憩時間などを活用し、運営者がコーディネーターや下関市社協の職員に個別相談することも多く、気軽に相談できる関係が築かれている。

・コーディネーターが「困ったら連絡してほしい」という受け身の姿勢ではなく定期的に運営団体を訪問することで、運営者と気軽に相談できる関係が構築されている。その中で、運営者が「相談するべきことか」と迷うような小さな気づきも、会話の中で共有され、拾い上げることができている。

・困りごとに直面する家庭を訪問する際は、コーディネーター単独ではなく、こども食堂の運営者と同行している。こどもにとって「知らない専門職」でなく「こども食堂のスタッフ」という身近な存在が関わることで信頼関係が築かれやすく、その後の支援がスムーズに進む。

<取組における課題と今後の展望>

・コーディネーターへの相談が少ない運営団体では、困りごとがないのか、団体内で解決できているのか、困りごとに気がついていないのかの判断が難しい。運営者の気づきや対応力には差があるため、把握の精度を高める継続的な支援が必要である。

2) 運営団体（一般社団法人彦島ぼれぼれ）

図表 3-26 一般社団法人彦島ぼれぼれ 基礎情報

事業名	地域子どもサポート事業
団体箇所数	1 箇所
スタッフ数	15 名
事業実施年度	令和 6 年度、令和 7 年度
主な事業 (実施頻度、 参加人数/ 回)	こども食堂（月 1 回、100 名/回） フードパントリー（週 1 回、30 件/回） 父子家庭へのお弁当提供（毎日、1～2 名/回） 学習教室（平日毎日、10 名/回） 体験の場提供（平日毎日、10 名/回） その他生活支援（週 1 回、3 名/回）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

・代表は塾講師として 35 年間勤務する中で、困りごとに直面することもや障害のあるこどもと接する機会があった。そのノウハウを活かし、貧困の連鎖の解消、発達障害等のあるこどもの自立支援、保護者の子育て相談支援を 3 本柱として、2024 年 3 月から活動を開始した。

・2024 年 10 月の一般社団法人化により、学校や医療機関との情報共有や地域の自治会等との協力体制の構築が進んだ。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・最も注力しているのは学習支援である。月額上限 2,500 円（支払困難な場合は半額）で利用可能とし、高校卒業までのこどもの学びを支え、将来自立して生活できるよう支援している。机上の学習だけでなく、無農薬野菜の栽培や潮干狩りなどの体験活動も行っている。

・こども食堂を月 1 回開催し約 100～125 食を提供している。週 1 回のフードパントリーに加え、「おすそ分けご飯」として急な要望にも対応し、父子家庭や一人暮らしの大学生にも食事を提供している。

・下関市社会福祉協議会とは日常的に連絡を取り合っており、担当者が事業推進や相談対応を支えている。フードバンクから食材提供を受け、不足分は購入している。

・送迎が必要な子ども約 5 名を自家用車で片道 20 分程度送迎しており、燃料費が負担となっている。拠点があるため送迎は不可欠だが、交通費として計上できない状況である。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

① 取組内容

＜運営団体による把握・関係機関との連携＞

・学習支援での子どもや保護者との日常的な関わりを通じ、家庭内虐待や子どもが家にいつらい状況を把握している。保護者からの相談や子どもの様子の変化から、困難な状況を早期に発見している。

・地域の中学校と月 1 回の定期的な会合を実施し、学年主任や通級担当教員と情報交換を行っている。団体側から気になる子どもの情報を学校に伝え、学校側からも子どもの状況について情報を得ることで、双方向の連携体制を構築している。

・障害のある子どもについては、保護者の同意のもと通院に同行し、医師や心理カウンセラーと情報交換を行っている。家庭・学校・医療機関・支援団体が連携した包括的な支援体制を実現している。

＜運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組＞

・虐待の疑いなどを把握した際は、保護者に市の家庭支援課への相談を促しつつ、団体からも直接家庭支援課へ連絡している。

・市のコーディネーターと電話や LINE で情報交換や相談を行っている。また、年 1 回程度、団体の拠点で相談会を開催し、利用者がコーディネーターに悩みを相談できる機会を設けている。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・家庭支援課から、保護が必要な子どもや障害のある子どもの受け入れ依頼を受けることがある。その際、市の支援員と子どもと一緒に団体を訪問し、子ども本人の意思を確認した上で判断している。受け入れ後は子どもの様子や支援内容を都度家庭支援課と共有し、継続的に情報を連携しながら支援している。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

＜取組における工夫＞

・学習支援を毎日実施する中で、週 1～2 回通う子どもや保護者と継続的に関わることにより、子どもや保護者の困りごとを把握できるようになった。日常的な信頼関係の構築により、保護者から直接相談を受けたり、子どもの様子の変化から異変を察知したりすることが早期発見につながっている。

・市の家庭支援課との連携により、団体と行政の双方向のつながりの仕組みが構築された。特に虐待の疑いがある場合などは、保護者と団体の双方から家庭支援課に連絡することで、より確実に行政の支援につなげる工夫をしている。

・中学生には子ども食堂の盛り付けボランティアや高齢者へのお弁当配達などを通じ、「支援される側から支援する側へ」の転換を促している。これにより自己肯定感の向上や地域での役割獲得を図り、多世代交流と相互見守りの仕組みづくりを目指している。

<取組における課題と今後の展望>

・個人情報保護の制約により支援が必要な子ども等の情報を得られず、踏み込んだ支援が難しい場合がある。民生委員は公的な立場から家庭訪問が受け入れられやすいが、民間団体は家庭に踏み込んだ支援が難しい。親や本人の同意があっても学校等から情報提供を受けられないこともあり、「誰一人取りこぼしたくない」という思いとのギャップを感じている。

・学校との連携には体制や役割の違いによる調整が必要である。登校支援では学校の求める支援とのギャップがあり、学校種や状況によって連携のしやすさにも差がある。互いの事情を理解しながらより良い連携の形を模索していくことが課題である。

(10) 事例⑨ 香川県丸亀市

1) 自治体（香川県丸亀市）

図表 3-27 香川県丸亀市 基礎情報

人口規模	107,359 人（令和 8 年 1 月時点）
運営団体数	子ども食堂：12 団体、フードパントリー：2 団体

図表 3-28 香川県丸亀市 事業情報

事業名	丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク事業、丸亀市つながりの場づくり支援事業
事業実施年度	令和 6 年度、令和 7 年度
主な事業	食支援、居場所支援、体験の場の提供、物品提供、相談窓口の設置やコーディネーターの配置

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

・平成 29 年に市内初の子ども食堂が開設され、住民が自発的に活動を行う中で、子どもだけでなく地域の大人を含めたコミュニティとして人々が集まり始めた。そこから徐々に子ども食堂の数が増えていった。

・丸亀市社会福祉協議会（以下、丸亀市社協という）は、物品の効率的分配や市内の運営団体間連携の強化を目的に、令和 4 年度、市の委託を受けて「丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク事業」を開始した。財源は内閣府「地域子供の未来応援交付金」である。

・市と丸亀市社協が一緒に子ども食堂の理解促進と周知を図り、新たな団体が活動しやすい体制を整えた。丸亀市社協の積極的な姿勢も取組の推進につながった。

・「地域子供の未来応援交付金」の交付が終了するタイミングで、これまでの取組に合う別の補助金・制度を検討し、令和 6 年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の活用を開始した。「地域こどもの生活支援強化事業」内で引き続き「丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク事業」を丸亀市社協に委託するほか、「丸亀市つながりの場づくり支援事業」を市内のこどもの居場所団体 2 か所に委託している。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・「丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク」（以下、「丸亀市ネットワーク」という）には、市内の子ども食堂全 12 団体が加入している（R7.6 月時点）。「丸亀市ネットワーク」では、年 2 回のネットワーク会議の開催、食料・物品の分配、寄附の受付を行っている。

・ネットワーク会議には、市、丸亀市社協、運営団体に加え、他の市町村からのオブザーバーも参加する。来年度からは近隣の 2 市 3 町を巻き込んだより広域的なネットワーク会議への拡大を検討している。

・市と丸亀市社協の定例会議は年 1～2 回だが、週に 1 回は丸亀市社協から市に電話で相談が届く。相談内容は、運営団体の活動休止や集客、開催場所、施設の利用、近隣からの意見対応等、様々である。市からは、丸亀市社協に対し、細かいことであっても逐一報告してほしい旨を伝えている。

・子ども家庭庁の「児童育成支援拠点事業」や県の基金など、複数の補助金を活用している。新しい補助金の情報にも常に注目し、既存の事業に活用できるものがないか探索している。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・子どもの居場所・学習支援の現場でスタッフが子どもと接する中で家庭環境や生活状況について情報を得たり、フードパントリーでは親との会話から困りごとを聞き取ったりしている。

・子ども食堂と比べて居場所や学習支援を提供する運営団体からの相談・報告件数が多い。これは、スタッフの充実や相談会の実施等により、参加者と密に話したり状況を把握したりしやすいためと考えられる。また、居場所や学習支援を提供する運営団体の中でも、活動の頻度が高い団体からの報告が多い。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

・居場所団体は、困りごとに直面した保護者に対し、丸亀市子ども家庭センター（以下「丸亀市センター」という）への相談を促している。保護者の同意を得たうえで、丸亀市センターへ電話により情報共有を行っており、その頻度は 2～3 か月に 1 回程度である。

・居場所団体から丸亀市センターに事前に連携された親が来所した際に、丸亀市センター側は事前情報をベースに関わることができている。

・共有されるケースとしては、経済的事情やひとり親家庭により親が子どもに食事を用意するのが難しいケースや、不登校など子どもが学校に馴染めないケースが多い。

<自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組>

・子ども食堂から困難に直面する子どもに関する相談が届くことは少ない。一方、丸亀市センターに来所する親子に対し、食支援が必要な場合には近隣の子ども食堂を紹介している。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

・居場所団体から丸亀市センターに連携された保護者について、丸亀市センターと団体がほぼ毎日のように

連絡を取り合いながら情報共有・相談を行うケースもあるなど、丸亀市センターと団体の双方向的なコミュニケーションが継続的に行われている。

・こどもの状態や親の困りごとを把握する方法を研修やマニュアル等で伝えているわけではなく、居場所団体のスタッフが自発的・能動的に把握している。人生経験が豊富な年配のスタッフも多く、特別な訓練を受けずとも、人を支えたり相談に乗ったりする力がある。

＜取組における課題と今後の展望＞

・運営団体間や関連機関（児童館や保育所など）との情報共有において、個人情報取り扱いが最大の課題となっている。支援が必要な家庭の情報を共有する際、本人の同意を得ることや、どこまでの情報を他の団体に伝えてよいかの線引きが難しい。そのため、現状では市が各団体・機関の情報を集約し、ハブとなって間接的に情報を繋ぐ役割を果たしている。各団体・機関が直接連携できると効率的であると感じつつ、個人情報保護の観点から慎重な対応が求められるため、難しさを感じている。

2) 運営団体（認定特定非営利活動法人さぬきっずコムシアター）

図表 3-29 認定特定非営利活動法人さぬきっずコムシアター 基礎情報

事業名	丸亀市つながりの場づくり支援事業
団体箇所数	2 箇所
スタッフ数	13～14 名
事業実施年度	令和 6 年度、令和 7 年度
主な事業（実施頻度、参加人数/回）	フードパントリー＋相談窓口（月 1 回、約 40 名/回） 学習教室＋食事提供（週 1 回、約 15 名/回） 体験の場の提供（月 1 回、2～3 名/回）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

・昭和 58 年に「丸亀子ども劇場」として発足し、令和 2 年に香川県より認定特定非営利活動法人として認定された。発足以降、地域の課題やニーズに応じて活動内容を柔軟に変化させ、現在の活動に至っている。

・令和 4 年度に「地域子育て支援コーディネート事業（利用者支援事業）」、令和 5 年度から「丸亀市つながりの場づくり支援事業¹」を活用し、当事者と支援者、また保護者同士のつながりづくりに注力してきた。理事長の強い信念とリーダーシップが活動推進の原動力となっている。

・市内で子育てに関わる関係団体がイベントを実施する「まるがめ子育てフェスタ」の事務局を担う中で、丸亀市社会福祉協議会（以下、丸亀市社協という）や関係団体と顔の見える関係性を構築することができ

¹ 令和 5 年度の財源は「地域こどもの生活支援強化事業」以外の補助金であり、令和 6 年度より「地域こどもの生活支援強化事業」の補助金が財源として利用されている。

た。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・特に注力しているのは、フードパントリー配布会での相談対応である。月1回、平日の16時30分から20時まで配布会を実施しているが、今年度より食品の受け取りにあたって10分間の相談を必須とした。衝立で区切られた半オープンな空間で、机を挟んでコーディネータースタッフと相談を行う形式である。こどもの状況に加え、母親の健康面、経済面、人間関係の困りごとを確認している。

・丸亀市社協とは他事業を通じても関係性が築かれており、相談しやすい土台がある。定例会議は設けていないものの、物資提供や資材準備などについて、日常的に連絡を取り合っている。また丸亀市社協の支援が必要な家庭についても連携した相談体制をとっている。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

＜運営団体による把握・関係機関との連携＞

・フードパントリーでの相談会は親子での来訪が多く家族全体の状況を把握できるほか、団体の公式LINEを通じて来訪が難しい利用者からも近況報告や相談が寄せられている。

・経済・発達・精神面など複合的な課題を抱えた「家庭丸ごと」の支援が必要なケースは、丸亀市社協と連携し、丸亀市社協職員がフードパントリーに同席して対応することもある。

・学習支援の場でこどもの様子が気になった場合は、フードパントリーでの相談時に保護者へ状況を確認するほか、スクールソーシャルワーカーと連携して学校での様子を共有している。また、学校側に受け皿を整えてもらうなど、保護者だけが課題を抱え込まないよう支援環境を調整したケースもある。

＜運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組＞

・こどもの育ちに関わる課題や、保護者への見守りが必要な場合は、丸亀市こども家庭センター（以下、丸亀市センターという）と連携して対応している。課題が確認された際にはその都度電話で相談しており、丸亀市センター職員が団体を訪問することもあれば、団体側が丸亀市センターを訪問して相談することもある。

・ひきこもり状態で自治体の訪問では接触が難しい家庭でも、フードパントリーには来訪する場合がある。そのため、自治体が把握していない家庭状況について、団体から情報提供を行うことがある。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・丸亀市センターから、経済的課題や孤立が懸念される家庭の紹介を受けることがある。事前に情報共有を受けたうえで、当団体が詳細な聞き取りを実施している。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

＜取組における工夫＞

・従来は物品提供時に立ち話で聞き取りを行っていたが、十分な把握が難しく、自立支援につながっているのか疑問があった。新形式への懸念はあったものの、開始後は毎月予約が埋まり、短時間では足りないほど相談ニーズが高く、従来把握できなかった課題を把握できるようになった。

・相談のみの場では利用につながりにくいが、食品提供という具体的なメリットがあることで、来訪や相談につながっている。

・今年度から丸亀市センターの「連携窓口」の指定を受け、丸亀市センターと連絡が取りやすくなった。指定以前は、どのような内容をどの程度共有し、どのような対応を依頼すべきかが必ずしも明確ではなかった。

＜取組における課題と今後の展望＞

・フードパントリー配布会での相談対応において手書きで記録を取っているが、話を聞きながら書くのが大変である。記録のまとめ方・コーディネータースタッフ間での共有の仕方について工夫の余地がある。

・関係機関間の情報共有はなされているが、こどもの将来的な着地点や真に必要な支援についての共通認識は十分ではなく、各機関が個別に対応している状況がある。今後は、中心となる機関がこども本人の声を踏まえて支援方針を整理し、関係機関で方向性を共有する体制が望ましい。自治体と連携し、家族全体を包括的・継続的に見守る仕組みづくりを進めていきたい。

・社会全体で「地域で子育てをしよう」という掛け声は多いが、単なる掛け声だけでは地域での子育ては実現しない。こどもに関わる人々のマンパワーの確保が重要だが、「やりがい」だけでは続けられない現実があり、現場での人材不足は今もなお解消されていない。財源の面も含めて、現場で活動する人々を支える仕組みが必要である。

(11) 事例⑩ 熊本県水俣市

1) 自治体（熊本県水俣市）

図表 3-30 熊本県水俣市 基礎情報

人口規模	約 21,000 人（令和 8 年 1 月時点）
運営団体数	こども食堂：5 団体、こども宅食：4 団体、フードパントリー：4 団体、フードバンク：1 団体

図表 3-31 熊本県水俣市 事業情報

事業名	地域こどもの生活支援強化事業
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業	食支援、居場所支援、体験の場の提供、コーディネーターの配置

取組全般

① 準備段階（地域の課題と事業活用に至るまでの体制整備）

・熊本県の独自事業「子どもの貧困対策推進事業」の補助金を活用して市内のこども食堂への支援を行ってきたが、令和 7 年度から廃止となったため、居場所づくりや学習・体験支援など幅広く活用可能な「地域こどもの生活支援強化事業」の利用を開始した。

・平成 28 年より「水俣市ふれあいセンター」の運営を担ってきた一般社団法人「みなすまいる」に地域こどもの生活支援強化事業を委託した。「ふれあいセンター」は市内最大の商業施設の隣という好立地で、こども

から高齢者まで幅広い地域住民の居場所として機能しており、地域こどもの生活支援強化事業を通じて既存の取組のさらなる充実を企図した。加えて、市内のその他の 4 団体に月 1 回のこども食堂運営の補助を行っている。

・事業開始にあたって市内の合意形成が課題だったが、こどもの状態に応じた複層的な支援の必要性を示しつつ、こども食堂に限らず学習・体験支援や物資配布も支援できる点を説明することで合意を得た。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・市のこども子育て課の担当職員は月 1 回以上「みなすまいる」を訪問し、こどもたちの様子の確認や代表者との信頼関係の維持を図っている。「現地に行くことで関係性や連携が深まる」という実感のもとアウトリーチ型の関与を続けるとともに、市内の他の居場所団体にも必要に応じて訪問し、運営状況や課題を把握している。

・市内のこども食堂の横のつながりを構築するため、市が事務局となり「地域ネットワーク協議会」を設立した。運営は「みなすまいる」が主体となり、近隣市町の団体も参加する「みんなの食堂フェスタ」を年 1 回開催するなどネットワークの認知拡大を図っている。

・「みなすまいる」で行っている学習支援は宿題の見守り程度の簡易なものであり、より専門的な学習支援が必要と判断されたこどもについては水俣市社会福祉協議会の学習支援事業等へつないでいる。

困難に直面するこどもを把握・支援する取組

① 取組内容

＜運営団体による把握・関係機関との連携＞

・「みなすまいる」では、日々こどもたちと接する中で、「最近来なくなったが学校に行けていないのではないかな」「来ていても様子が普段と異なる」といった変化を、日常の会話や関わりの中で把握している。

・さまざまな環境のこどもが通う「ふれあいセンター」は小中学校にも重要な居場所として認識されており、教員が顔を出すこともある。午前中のみ開催している学校の自立支援教室終了後の居場所や昼食の提供の場として活用されるなど、学校と地域の居場所が機能的に接続されている。

＜運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組＞

・「みなすまいる」から水俣市こども家庭センター（以下、「水俣市センター」という）に対して、電話や訪問により随時相談や情報共有を行う体制が定着している。支援の検討が必要な案件の連絡は月に数件程度である。

・運営団体から水俣市センターに情報が連携された際には、水俣市センターが家庭訪問を実施する体制を整えている。DV や要保護・要支援児童など、幅広いケースについて連携している。

＜自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組＞

・水俣市センターや市の家庭相談窓口で把握した困難ケースのうち、地域の居場所とのつながりが有効と判断された場合には、「みなすまいる」の利用につないでいる。例えば不登校で日中の見守りが難しいこどもについて、当初は水俣市センターで預かっていたものの、「みなすまいる」の利用に切り替えたケースがあった。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

・地域こどもの生活支援強化事業開始前より、市と「みなすまいる」は実務上のやり取りを行う機会も多く、「みなすまいる」側から「気になる家庭がいる」という情報が市に届くなど連携の素地が整っていた。さらに委託事業として正式に契約したことで個人情報上の整理が行われ、水俣市センターや市の子育て課への情報連携のスピードと頻度が大幅に向上した。

・運営者に任せきりにしないことを市の基本姿勢とし、定期的な現場訪問や随時の電話相談によって継続的に関与し、資料だけでは把握できない実態を確認するようにしている。

・「みなすまいる」から情報提供を受けて水俣市センター職員が家庭を訪問する際に、「みなすまいる」がフードバンクから食材を用意し、訪問時のお土産として持参することで、行政訪問への家庭側の心理的ハードルを和らげている。これは、「みなすまいる」のフードバンク機能を活かした連携の工夫である。

・「待っていても来ない家庭」に対して家庭訪問の役割を担うことのできる水俣市センターが団体の連携先であることは、地域こどもの生活支援強化事業の効果を高める重要な要素となっている。

<取組における課題と今後の展望>

・「みなすまいる」以外の団体との情報連携は今後も検討が必要であり、困難に直面するこどもの情報が市に届きにくい構造が残っている。委託ではなく補助の関係にある団体からも情報が届くようにする仕組みをいかに整えるかが今後の課題である。

・「ふれあいセンター」へのアクセスが難しい地域のこどもたちへの対応が未解決の課題となっている。送迎ニーズはあるものの、ドライバー・車両・燃料費の確保はハードルが高く、実現には至っていない。

2) 運営団体（一般社団法人みなすまいる）

図表 3-32 一般社団法人みなすまいる 基礎情報

事業名	地域こどもの生活支援強化事業
団体箇所数	1 箇所
スタッフ数	10～11 名
事業実施年度	令和 7 年度
主な事業（実施頻度、参加人数/回）	・こども食堂、こども宅食、フードパントリー（月 1 回、130 食分/回） ・フードバンク（随時、150 世帯分/回） ・学習教室、体験の場、居場所提供（週 3 回、20 人程度/回）

取組全般

① 準備段階（団体の沿革と事業活用に至るまでの体制整備）

・「水俣市ふれあいセンター」は、当初ひとり親協議会・母子会が運営していたが、代表の高齢化により継続が困難となった。市の依頼で現代表の母親が運営を引き継ぎ、保育園などを回ってバルーンショーを行う取組を通じて地域のこどもに親しまれていた現代表者夫妻の協力によりこどもが集まるようになったことを受け、平成

28年に「一般社団法人みなすまいる」を設立し、市の指定管理者として運営を引き継いだ。

・同時期に発生した熊本地震では、代表者夫妻が被災施設を数百か所訪問し、子どもたちの心のケアにあたった。この経験を契機に同年子ども食堂を立ち上げ、孤食・個食に着目した取組を開始した。

・地域子どもの生活支援強化事業の活用については令和6年度末に市より打診があった。公的な事業として予算がつくことで、既存の活動のさらなる充実につながっている。

② 実施段階（主な取組と工夫、関係機関との連携）

・子ども食堂は10年間一貫して継続してきた活動の核である。月1回開催し、子ども約70名を含む約130食を提供している。フードパントリーは団体と利用者がLINEで個別にやり取りできる仕組みになっており、食材情報の共有にとどまらず、育児や生活に関する悩み相談の窓口としても機能している。

・放課後の居場所教室を毎日実施し、学年ごとに時間帯を分けて受け入れている。帰宅時間まで、軽食をとりながら会話を楽しんだり、宿題に取り組んだりして過ごすことができる場となっている。

・年1回「みんなの食堂フェスタ」を開催しており、市内の子ども食堂が各100食を持ち寄り、1食につき300円で提供する。地域への認知拡大と食堂間のネットワーク形成の場となっている。

・キーパーソンは代表者夫妻である。里親支援にも携わり、バルーンショーの活動を通じて地域の子どもたちに親しまれており、夫妻が運営する「ふれあいセンター」は保護者の安心感につながっている。

・水俣市社会福祉協議会とはフードバンク事業を通じて連携し、生活困窮に関する相談対応でも協力している。

困難に直面する子どもを把握・支援する取組

① 取組内容

<運営団体による把握・関係機関との連携>

・里親支援や地域活動で培った気づきの視点を生かし、子どもたちとの日常の関わりの中で表情や怪我、来所状況などの変化を把握している。子どもが自然と話せる雰囲気があるため情報が集まりやすい。

・150世帯が登録するLINE公式アカウントを通じて、近所の子どもの様子の変化などの情報が届いている。団体との個別のやりとりであるため、プライバシーへの配慮も確保されている。

・LINEによる24時間対応により夜間や休日でも相談を受けられる体制となっており、行政の相談窓口を補完している。行政には相談しにくいと感じる住民からの信頼が、早期の情報把握につながっている。

・小・中学校の教員も定期的に「ふれあいセンター」を訪れ、不登校や気になる子どもの状況について団体と情報交換している。

<運営団体から自治体につなぎ、連携して支援を行う取組>

・個人情報の取り扱い上、市側から個人名等の情報を得ることはできないが、団体側から気になる子どもや家庭の情報を伝えることで、すでに支援につながっているかどうかを確認している。市がすでに把握しているケースでは団体が見守りを続け、把握していないケースでは市の相談窓口につないでいる。

<自治体から運営団体を紹介し、連携して支援を行う取組>

・水俣市子ども家庭センターや市の子育て課が把握したケースで、地域の居場所とのつながりが有効と判断さ

れた場合は団体への来所を案内している。

② 取組の実現にあたって重要なポイント

<取組における工夫>

- ・地域こどもの生活支援強化事業を意識して開始した取組ではなく、地域のニーズに応える活動の積み重ねが結果的にアウトリーチとして機能し、困りごとに直面するこどもの早期把握と支援につながっている。
- ・バルーンショーの活動を通じた地域への浸透が、こどもたちの来所しやすさの土台となっている。幼い頃から代表者夫妻の活動を見て育ったこどもたちにとって、「ふれあいセンター」は顔見知りがある安心できる場所として認識されており、こどもが自然と集まり、困りごとを打ち明けやすい環境が生まれている。
- ・児童養護施設を18歳で退所した若者など、制度の対象外となった後も団体が継続的に見守っている。幼い頃からの関係が途切れない支援につながり、行政が関係を築きにくい若者と接点を保っている。
- ・「食」を通じた信頼関係構築を基盤とし、こども食堂やフードパントリーでの関わりが相談や情報収集の入り口となっている。フードロスへの取組という共通の目的を出発点とすることが、支援を受けることへの抵抗感を生じさせない工夫につながっている。LINEについても相談窓口として前面に打ち出すのではなく、あくまでフードパントリーの延長線上に位置づけることで、利用のハードルが下がっている。
- ・市からの指定管理のため連携が図りやすく、児童相談所勤務経験を持つ子育て課の担当者と、気になるこどもや家庭について気軽に相談できる関係が築かれている。
- ・行政窓口への相談に心理的ハードルを感じる住民に対し、団体から市の担当者の名前を伝えて相談を促し、「知っている人に会いに行く」ような感覚で足を運べるよう橋渡ししている。

<取組における課題と今後の展望>

- ・専門職を配置していないため対応や関わり方に迷う場面もある。一方で、こどもや保護者が安心して話せる地域の居場所として、行政や専門機関と連携しながら適切な支援につなげていくことが重要であると考えている。

3. ヒアリング調査のまとめ

(1) 自治体と運営団体の連携体制におけるポイント

1) 委託・補助にとどまらない日常的な関係性

自治体と運営団体の連携が機能している事例では、委託契約や補助金交付といった制度的な関係にとどまらず、日常的・継続的なコミュニケーションが確保されている。具体的には、定例会議に加え、電話やメールによる随時の相談、行事や活動現場での顔合わせなどを通じて、柔軟なやり取りが重ねられている(p75、p87、p92、p96、p98、p108、p110)。月に1回以上連絡を取り合うケースも多く見られた。このような関係性があることで、運営団体は困りごとや気になるケースを早い段階で共有しやすくなり、自治体側も現場の実情を把握しやすくなることがうかがえた。

2) 中間支援団体の「ハブ」としての機能

複数の事例にて、社会福祉協議会等の中間支援団体が「ハブ」として機能している点が確認された(p71、p83、p104)。特に、管内の団体数が多い自治体では、自治体がすべての運営団体と個別に深く関わるのではなく、社会福祉協議会等が団体の相談窓口やネットワーク形成、情報集約の役割を担っている。このような体制により、連携の効率性や持続性が高まっていることがうかがえた。また、自治体と中間支援団体との間でも、月に1回～週に複数回程度、日常的なコミュニケーションが確保されている点が重要である。定例会議に加え、運営上の相談や気になるケースが生じた際には、電話やメール、LINE等を通じて、必要に応じて随時連絡を取り合う関係が構築されている。

3) 自治体側のアウトリーチ型の関与

さらに、複数の事例にて、自治体が現場の運営や支援を「任せきり」にするのではなく、アウトリーチ型で関与している点も特徴的である(p75、p92、p100、p108)。具体的には、自治体職員が運営団体の活動拠点を訪問し、子どもや家庭の様子を直接確認するとともに、団体側の悩みや課題を聞き取っている。このような関与により、自治体職員が現場感覚を踏まえて支援を検討できるだけでなく、顔の見える関係性が築かれることで、運営団体側にとっても「行政に相談してよい」という安心感が生まれる。その結果、連絡や相談を行いやすい関係性の土壌となっていることがうかがえた。

4) 地域に既に存在する資源の活用

連携の基盤として、地域に既に存在する資源や関係性を活用している点も重要である。具体的には、既存の子ども食堂や子どもの居場所、民生委員・児童委員、企業、地域ボランティアなどが挙げられる。七尾市(p75)では、当初は地域資源の不足が課題として認識されていたが、実際に地域内の取組を把握する過程で居場所団体の存在が確認され、その団体を軸に地域こどもの生活支援強化事業を活用したこどもの居場所支援が推進されている。また、吉野町(p92)では従来から民生委員・児童委員や社会福祉協議会による見守り活動が活発で、地域ネットワークが既に形成されていた。そのため、吉野町社会福祉協議会が中心となって子ども食堂を開始するとともに、民生委員に対して食堂の周知や住民の悩みの把握、関係

機関へのつなぎ等を依頼している。このように、新たな仕組みを一から構築するのではなく、既存の取組や人材をつなぎ直すことで、連携が現実的かつ持続可能なものとなっている。

以上より、自治体と運営団体の連携を機能させる上では、日常的なコミュニケーションの確保、社会福祉協議会等の中間支援団体による「ハブ」としての機能、自治体によるアウトリーチ型の関与、地域に既に存在する資源や関係性の活用が重要であることが示唆された。これらの要素が相互に補完し合うことで、地域の実情に即した支援体制の構築が可能となっていると考えられる。

(2) 運営団体の困難に直面するこどもの把握におけるポイント

1) 日常的な関わりによる「違和感への気づき」

運営団体が困難に直面するこどもを把握する契機は、明確な相談や申告によるものよりも、日常的な関わりの中での微細な「違和感」への気づきによる場合が多い（p77、p90、p100、p102、p108、p110）。例えば、こどもの表情や言動の変化、来所頻度の低下、こどもから語られる保護者の様子への違和感などがきっかけとなっている。特に、週に複数回開催される居場所では、こうした小さな変化に気づきやすい傾向がある（p83、p85、p87、p102）。また、こどもと頻りに顔を合わせ、長期的に信頼関係を育むことで、こどもが自分の気持ちや思いを言葉にしてくれるようになるとの声も聞かれた（p87、p90）。一方で、月に1回程度の開催では、個別のこどもと深い関係性を築くことが難しく、それだけでは困難の把握が難しいとの声も複数の事例で確認された（p79、p83、p85）。例えば沼津市（p83）では、①児童育成支援拠点、②開催頻度が週2～3回程度と高く、気になる家庭について密に相談機関につなぐ対応が可能である居場所、③地域の自由な居場所を配置する三層構造とし、市の補助対象は②とすることが今後の構想として示されている。このように、居場所の開催頻度や役割に応じて機能を整理する取組も、地域でこどもを支える仕組みの一つとして有効であると考えられる。

2) 「相談の場」ではなく「活動の延長」の中で把握する工夫

こどもや保護者の困りごとの把握は、「相談窓口」として構えた場よりも、食事提供、フードパントリー、学習支援、遊びや雑談といった活動の延長線上で行われている場合が多い（p92、p106、p110）。「困っている人が支援を受けに行く場所」や「困りごとの相談をする場所」という位置づけでは、特に困難を抱えている人ほどスティグマを感じ、利用のハードルが高くなる可能性がある。そのため、こどもや保護者が心理的な負担を感じにくい形で参加できる活動を通じて、自然な形で困りごとを把握する取組が行われている。特に「食支援」は、一緒に食事をとることで、安心して打ち解けた雰囲気の中で過ごすことができる（p92）、こどもや保護者にとって直接的なメリットがある（p106）、フードロスへの取組という共通の目的を出発点とできる（p110）といった側面を持つ。このような「食」を通じた関わりを重視することで、支援を受けることへの抵抗感を生じさせにくい形で信頼関係を築く工夫がなされていることがうかがえた。

以上より、運営団体が困難に直面するこどもを把握するためには、日常的な関わりの中での小さな変化や違和感に気づきやすい関係性を築くこと、また「相談の場」として構えるのではなく、食事提供や学習支援、

遊びなどの活動の延長線上で子どもや保護者と関わることが重要であることが示唆された。こうした関わりを通じて信頼関係が形成されることで、子どもや家庭の状況を把握しやすくなり、必要な支援につなげる契機となっていると考えられる。

(3) 困難に直面する子どもに対し、運営団体と自治体が連携して支援を行う際のポイント

1) 団体が「抱え込まない」ための連携ルール

多くの事例において、運営団体が困難に直面する子どもや家庭への対応を団体のみで抱え込まないことが重要視されている。具体的には、「気になる段階で行政の所管窓口に共有してよい」（p81、p85、p96）「専門的な対応が必要な場合は行政に任せる」（p83、p85）といった連携のルールが、自治体と団体の間で共有されている。これらのルールは自治体が書面で一度通達して終わりとするものではない。自治体職員が運営団体の集まる連絡会議に定期的に参加し、顔を合わせた状態で周知を重ねる（p79、p83、p96）、団体への訪問時に姿勢を示す（p108）など、実際のケース対応を重ねる中で継続的に共有・明確化されているものである。こうしたルールがあることで、団体側の精神的・実務的負担の軽減につながり、活動を継続しやすくなっていることがうかがえる。実際に、地域子どもの生活支援強化事業の利用前には「どの程度のことを相談してよいのか迷っていた」「団体内のみで抱え込んで疲弊してしまっていた」といった声が上がっていたが、事業開始後には「困難を把握した場合はまず行政につなぐ」というルールが明確になったことで、相談や連絡が行いやすくなり、役割分担が整理されたとする事例が複数見られた（p75、p85）。

2) 自治体と運営団体の双方向の連携による継続的な支援

運営団体から自治体への一方向の情報提供にとどまらず、自治体から運営団体への紹介や働きかけが行われている事例も複数見られた。例えば、自治体に相談があった子どもや家庭に対して運営団体を紹介する取組（p75、p83、p96、p100、p104、p108）や、自治体が気になる子どもや家庭について運営団体に見守りや声かけを依頼する取組（p87、p92）などがあった。また、居場所を通じて支援につながった子どもや家庭について、自治体と運営団体が随時連絡を取り合いながら、双方で見守りを継続する取組も行われていた（p77、p102、p104、p106）。このように双方向のやり取りが行われることで、支援が単発の「点」にとどまらず、継続的な見守りを伴う「線」の支援として展開されている様子がうかがえた。

3) 子ども家庭センター・子ども若者家庭センターによる支援方針の整理と共有

多くの事例において、運営団体が困難に直面する子どもや家庭を把握した際の連絡・相談窓口は、各自自治体の子ども家庭センターや子ども若者家庭センターであった（p75、p79、p83、p87、p104、p108）。運営団体が把握した子どもや家庭の情報を子ども家庭センターや子ども若者家庭センターに共有し、子ども家庭センターや子ども若者家庭センターが専門的な視点から支援方針を整理・共有することで、支援の方向性が明確化されていた。例えば七尾市（p75）では、七尾市子ども家庭センター内の要保護児童対策地域協議会がハブとなり、医療・行政・地域の関係機関が集まってケース会議を実施していた。ケース会議は、運営団体から報告のあった子どもや家庭について、関係機関とともに見立てや対応方針を検討する場として機能していた。また、瀬戸市（p87）では、運営団体から寄せられた情報と自治体が既に把握している情報を

瀬戸市こども若者家庭センター内で統合し、支援方針を検討していた。継続的な支援が必要な場合には、瀬戸市こども若者家庭センターから運営団体に支援を依頼するなど、こども若者家庭センターが「どの支援を誰が担うのか」を調整する役割を果たしている点も特徴的であった。

以上より、困難に直面するこどもに対し、運営団体と自治体が連携して支援を行うためには、団体が「抱え込まない」ための連携ルールの共有、自治体と団体の双方向のやり取りによる継続的な見守り、こども家庭センター等による支援方針と役割分担の整理が重要であることが示唆された。こうした取組を通じて、関係機関の役割分担が明確になり、運営団体と自治体が相互に補完し合う継続的な支援の実施につながっていると考えられる。

第4章. 事業マップの概要

1. 事業マップ作成の目的

こども食堂等の運営には、立上げ時の設備整備から運営段階の食材費・水光熱費まで、フェーズごとにさまざまな困りごとが生じる。国にはこうした活動を支援する事業が存在するものの、情報が一元化されておらず、運営団体が必要な支援を把握・活用しづらい状況にある。また、支援事業の中には自治体が申請・採択を受けることで初めて運営団体が活用できるものもあり、自治体と運営団体の密接な連携が支援を現場へ届ける重要な鍵となる。

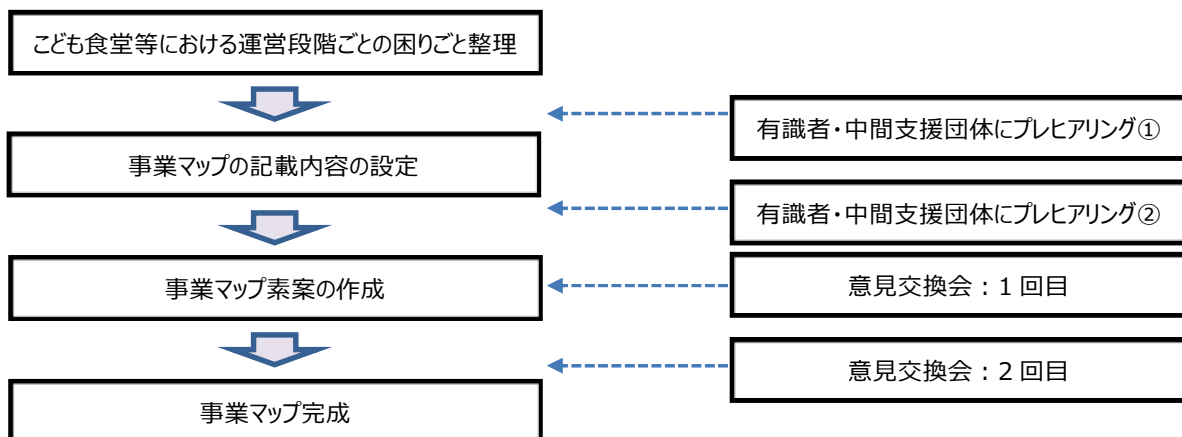
こうした課題を踏まえ、本事業マップは、自治体・中間支援団体・運営団体を読み手として想定し、食支援を中心にこどもの支援に関する各種事業の情報をわかりやすく提供するとともに、運営団体の事業フェーズごとの困りごとを整理したうえで活用できる補助事業の概要やアンケートやヒアリングで把握した好事例をコラム等で紹介することで、自治体が運営団体への支援を考えるきっかけを後押しし、地域全体での事業活用を促進することを目的とする。

2. 事業マップ検討の流れ

こども食堂等における運営段階ごとの困りごとを整理し、事業マップに必要な情報の方向性を検討する。その結果を有識者・中間支援団体に確認したうえで、事業マップの記載内容を整理し、改めて有識者・中間支援団体への確認を行う。

次に、事業マップの素案を作成し、第1回意見交換会において構成や記載内容について意見を得る。いただいた意見を踏まえて記載内容を見直すとともにデザインを整理し、第2回意見交換会で改めて意見を得たうえで修正を図り、事業マップを完成させる。

図表 4-1 事業マップ検討の流れ



3. 意見交換会の実施

意見交換会の参加機関と意見交換会の内容は以下のとおり。

(1) 参加者

図表 4-2 意見交換会参加者

有識者・中間支援団体	全国子ども食堂支援センター・むすびえ
自治体 ・社会福祉協議会	高松市 子育て支援課
	堺市 子ども企画課
	堺市社会福祉協議会 地域福祉課
食支援等こどもの支援 に関する事業を実施する 関係省庁	子ども家庭庁 支援局 家庭福祉課
	子ども家庭庁 成育局 成育環境課
	子ども家庭庁 支援局 虐待防止対策課
	厚生労働省社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課

(2) 実施内容

1) 第1回：意見交換会の概要

図表 4-3 第1回意見交換会の概要

開催日	2025年 11月 26日 (水)
実施方法	対面＋オンライン (ハイブリッド形式)
プログラム	○開会・参加者紹介
	○趣旨説明
	○事業マップの概要・作成の進め方
	○関係事業の概要
	○意見交換 ・事業マップの構成等について ・子ども食堂等の運営団体のニーズ・困りごと・課題について ・関係事業に寄せられる質問等について
	○事務連絡・閉会

(第1回目の意見交換会での主な意見と対応について)

図表 4-4 第 1 回意見交換会に提示した事業マップの構成（参考）

1. マップの目的・地域こどもの生活支援強化事業紹介
2. アンケート調査の結果
3. 事例調査の結果
4. 想定する対象の困りごと
5. 各事業の概要（事業概要一覧表） ※困りごとに対応できる事業の確認表
6. 各事業の活用の流れ（スキーム図・Q&A）
7. 各事業の URL 一覧

■事業マップの考え方について

図表 4-5 事業マップの考え方に関する意見

事業マップに関する意見	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 各部署にまたがる事業を一元化し、わかりやすく情報提供することで、こども食堂の増加と地域に根ざした活動としての発展が期待できる。 	—
<ul style="list-style-type: none"> 現場の人々が「これは役立つ」と思える資料を作る。政策情報にアクセスしにくい現場の人々を最優先に考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営団体にとって必要と思われる情報を最初に示すようにする。
<ul style="list-style-type: none"> お金や困りごとへの行政サポート情報へのアクセスが最重要。 	⇒次頁： ■構成の「対応の方向性」を参照


■タイトル

図表 4-6 事業マップのタイトルに関する意見

事業マップに関する意見	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> マップは示されていない。「あなたを応援する行政政策一覧」など、手に取りたくなるタイトルへ。 	<ul style="list-style-type: none"> ページの最初に地図の要素のある情報を示し事業マップという表現は残しつつ、副題として手に取りたくなるタイトルを検討する。（次回の意見交換会までにタイトル案を検討）

■ 構成

図表 4-7 事業マップの構成に関する意見

事業マップに関する意見	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 現在の構成は調査報告書である。アンケート結果から始まる構成では、手に取ってもらえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ページの構成案として以下のような2部構成を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 「場所代の支援」「冷蔵庫の購入資金」など、具体的な困りごとへの解決策を最初に提示すると良い。事業の概要表を冒頭に配置し、数ページで簡潔する別冊子として独立させると良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1部：困りごとを示すページ（スゴロク等・目次的要素）と解決に関する情報（各種事業の概要一覧表） 第2部：各種調査や事業に関する内容（アンケート結果・事例紹介・各事業のQ&A等）
<ul style="list-style-type: none"> 詳細情報（スキーム、アンケート結果、運営者プロフィール等）については、現場では不要である。行政説明用として後段に補足資料として配置してはどうか。 	<p>参考：議論であげられた「こども食堂スタートマップ」</p> 
<ul style="list-style-type: none"> 支援団体の「こども食堂スタートアップすごろく」（30ステップ）を参考にすると良いのではないか。スゴロクの20マス目を「助成金の情報を知る」という内容にしているが、詳細な情報を本資料で補完できる。 	

■ 情報提供の示し方

図表 4-8 事業マップの情報提供の示し方に関する意見

事業マップに関する意見	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> スキーム図は複雑に見える。「誰が申請できるか」が明確に分ければ良いのではないか。（自分で申請可能か／自治体経由が必要か／申請主体は誰か） 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の概要一覧表の中で対象となる申請者が把握できるように情報を提供する。スキーム図の提示については要検討。（後半の二部に示すか）
<ul style="list-style-type: none"> 既存事業への支援と新規事業立ち上げ支援を明確に区別すると良い。（児童育成支援拠点事業や学習支援事業は新設が前提であることを明記） 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の概要一覧表の中で対象となる事業段階が把握できるように情報を提供する。
<ul style="list-style-type: none"> 複雑にならないよう、既存活動への支援と新規立ち上げ支援を分けて提示。 	<ul style="list-style-type: none"> 食支援以外の関連事業についての示し方については要検討

■デザイン

図表 4-9 事業マップのデザインに関する意見

事業マップに関する意見	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 文字を減らし、余白を活用。視覚的にゆとりのあるレイアウトで、必要な情報にすぐアクセスできる構成が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報量を詰め込み過ぎないようにデザインを進める。(デザイナーに依頼)

1) 第2回：意見交換会の概要

図表 4-10 第2回意見交換会の概要

開催日	2026年2月24日(火)
実施方法	対面+オンライン(ハイブリッド形式)
プログラム	○開会・参加者紹介
	○趣旨説明
	○修正の考え方・デザイン案の説明
	○意見交換 <ul style="list-style-type: none"> 事業マップの構成とデザインについて 困りごとに対応する事業の確認 事業マップの周知方法・活用方法について
	○事務連絡・閉会

(第2回目の意見交換会での主な意見と対応について)

図表 4-11 第2回意見交換会に提示した事業マップのタイトルと構成(参考)

タイトル：こどもの食支援事業マップ -地域でつくるこどもの食の安心-

第1部	1. 事業マップ(困りごとをスゴロクのマス目に示したもの)
	2. 各事業の概要(事業概要一覧表) ※困りごとに対応できる事業の確認表
	3. 各事業のURL一覧
第2部	4. 各事業の活用の流れ(スキーム図・Q&A)
	5. 地域こどもの生活支援強化事業紹介
	6. アンケート調査の結果
	7. 事例調査の結果

■タイトルについて

図表 4-12 事業マップのタイトルに関するご意見

事業マップに関する意見	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> • タイトル（食支援事業マップ）は、事業という言葉が入ると行政向けのような印象を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> • タイトルから「事業」をとる。 修正前：こどもの食支援事業マップ 修正後：こどもの食支援マップ
<ul style="list-style-type: none"> • 副題は食の安心というよりは食の提供のほうが良いか。「こどもが安心して成長できる」、「地域で支える」、「地域でこどもの成長を応援する」という内容が伝わるものが良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 意見を踏まえて地域でこどもを支える・応援するなどのニュアンスが伝わるように修正する。 修正前：地域でつくるこどもの食の安心 修正後： (案1) 地域で支えるこどもの安心 (案2) 地域で応援するこどもの成長 (案3) 地域で育むこどもの安心と成長

■第2部の内容について

図表 4-13 事業マップの第2部の内容に関するご意見

事業マップに関する意見	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> • スキーム図はなくても問題はない。（一覧表で必要な情報はある程度確認できる。） 	<ul style="list-style-type: none"> • スキーム図は削除し、①地域こどもの生活支援強化事業の説明、②アンケート結果、③事例の構成とさせていただく。

■事業マップに掲載する事業について

図表 4-14 事業マップに掲載する事業に関するご意見

事業マップに関する意見	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> • 事業マップに掲載する事業のうち、居場所支援が主となるもの等、食支援を対象とするなら合わないものもあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 居場所づくりが主となるものは事業概要一覧から外すこととするが、一部で食事提供等もすることからコラム等で紹介することを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> • 食支援には、例えばこども食堂などの移動支援等も対象になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • アクセスの不便な地域では重要な観点であるが、今年度は食支援を主とする事業に絞り、関連事業は今後の検討課題とする。
<ul style="list-style-type: none"> • 事業一覧表では、活用できる項目に印がついているが、条件により活用できないものもあるので表現に注意が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 様々な条件によるものもあることから、活用できるものではなく、使える可能性があるものとして示す。また、必要に応じて個別に注意事項を記載する。
<ul style="list-style-type: none"> • 事業一覧表では、国の事業が示されることとなるが、自治体独自の支援等があるため、それが書き込めるような余白を作っておくと良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 余白を作ることは可能であるがパソコン上での編集は利用者が所有するソフト等により対応できるかどうかが変わってくるが、その対応の可能性について検討する。

4. 事業マップの概要

(1) 対象について

本事業マップは、こども食堂等の運営者や中間支援団体を主な読み手として想定し、補助金等の情報にわかりやすくアクセスできるよう作成した。また、補助金の中には自治体が申請しなければ運営団体が活用できないものもあることから、自治体に対しても運営団体の支援を考えるきっかけとなることを目的の1つとしている。

(2) 構成について

構成は次のとおり。

図表 4-15 事業マップの構成

第1部	1. 事業マップ（困りごとをスゴロクのマス目に示したもの）
	2. 各事業の概要（事業概要一覧表） ※困りごとに対応できる事業の確認表
第2部	3. 地域こどもの生活支援強化事業紹介
	4. アンケート調査の結果
	5. 事例調査の結果
－	6. 各事業の URL 一覧

(3) 記載する事業について

事業マップの事業一覧に示す事業は以下のとおり。

図表 4-16 事業マップの掲載事業一覧

事業	担当課
地域こどもの生活支援強化事業	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課
ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課
児童育成支援拠点事業	こども家庭庁 成育局 成育環境課
子どもの学習・生活支援事業	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
支援対象児童等見守り強化事業	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課
食品アクセス確保緊急支援事業	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課
食品アクセス確保対策事業	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課
政府備蓄米の無償交付（こども食堂等向け）	農林水産省 農産局穀物課米麦流通加工対策室

(4) 事業一覧から確認できる情報

事業一覧から確認できる情報は次のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> ○事業名・担当課・事業の趣旨 ○申請者（自治体／中間支援法人／運営団体） ○補助対象の可能性のある活動（子ども食堂、地域食堂／宅食、フードドライブ／フードパントリー／居場所） ○活用できる事業段階（立上段階／運営段階） ○補助率
--

また、次の困りごとに対して事業が活用できるかどうかを確認できるようになっている。

（想定される困りごと・活用できる可能性のある補助等）

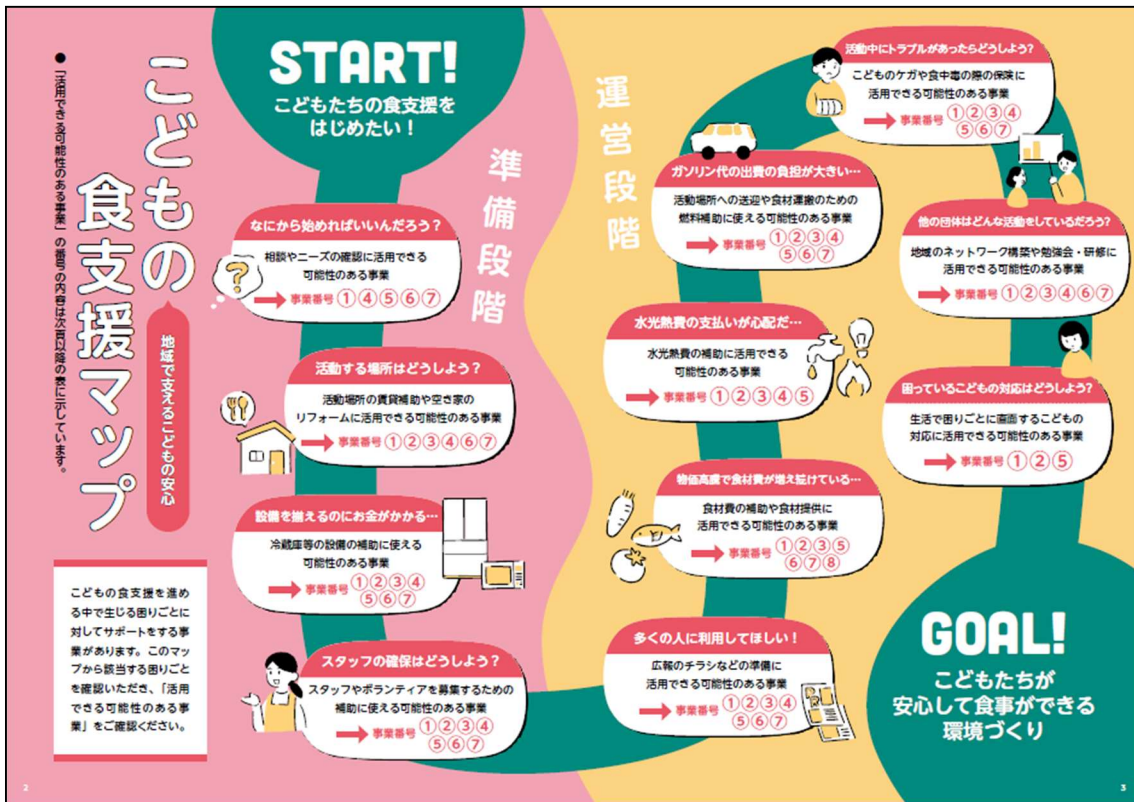
図表 4-17 困りごとと利用できる可能性のある補助

事業段階	困りごと	利用できる可能性のある補助
準備段階	何から始めればいいのか？	相談窓口設置・アドバイザー派遣
		ニーズ把握等の調査費用
	活動する場所はどうしよう？	賃貸補助
		空き家等のリフォーム費
設備を揃えるのにお金がかかる	冷蔵庫等の設備購入補助	
スタッフの確保はどうしよう？	スタッフやボランティアの費用の補助	
運営段階	多くの人に利用してほしい	広報に関する補助
	食材費が増え続けている	食材提供・食材費の補助
	水光熱費の支払いが心配だ	水光熱費の補助
	ガソリン代の出費の負担が大きい	燃料費の補助
	活動中にトラブルがあったらどうしよう？	ケガや食中毒の保健補助
	他の団体はどんな活動をしているんだろう？	ネットワークの構築（研修などを含む）費用
困っている子どもの対応はどうしよう？	アウトリーチの実施	

(5) 事業マップのデザイン

事業マップのデザインは次のとおり。

図表 4-18 事業マップのデザイン



活用できる可能性のある事業 (1/3)		①	②	③
事業番号				
事業名		地域こどもの生活支援強化事業	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	児童育成支援拠点事業
担当課		こども家庭庁支援局家庭福祉課	こども家庭庁支援局家庭福祉課	こども家庭庁支援局児童育成課
事業の趣旨		多様な多岐的なニーズに適合するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができ、食事等の提供場所を設けることにより、支援が必要なこどもを早期に見出し、行政等の適切な支援機関につなげる役割を担う	困難するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯のこども等を対象に、食事や食料・食材、学用品、生活必需品の提供を行うこども食堂やこども宅食、フードパントリー等を実施する事業等に対して、広域的に運営支援等の支援を行う民間団体の助成を支援することにより、こどもの貧困や親族・孤立への懸念的な支援を行う	養育環境を整える、家庭や学校に連携のない児童等に対して、居場所となる場を提供し、児童の状況に応じた包括的な支援を実施する ※補助対象となる活動は、児童育成支援拠点事業に準じる取組の一部であり、当該活動自体を目的として実施するものではない
補助対象		自治体	民間団体	自治体
申請者		自治体 中間支援法人 運営団体		
補助対象となる可能性のある活動		こども食堂、地域食堂 宅食、フードドライブ フードパントリー 居場所		
活用できる事業別号		立上り段階、運営段階	運営段階	〇 ※児童育成支援拠点事業に準じる場合 運営段階
補助率		【補助率】 国：2/3 又は 1/2、都道府県・市町村：1/3 又は 1/2 【申請費】 申請費は、0 円 【経費】 食事の提供、居場所づくり等を通じて、支援が必要なこどもを発見した場合には適切な支援につなぐ体制を取ること	【補助率】 国 10/10 【補助経費】 1 中間支援法人当たり：169,000 千円 【要件】 別途参照	【補助率】 国・都道府県・市町村 1/3 【補助経費】 費所日数によって異なる(交付要綱参照) 基本分 1 事業所当たり 17,308 千円 ※週 5 開所の場合
事業別号				
準備段階				
なにから始めればいんでしょう?① 相談窓口設置・アドバイザー派遣		〇		
なにから始めるのがいいんでしょう?② ニーズ把握等の調査費用				
活動する場所はでしょうか?③ 賃貸補助		〇	〇	
活動する場所はどうしよう?④ 空き家等のリフォーム費		〇		
設備を整えるのにお金がかかる 冷蔵庫等の設備購入補助		〇		
スタッフの確保はどうしよう?⑤ スタッフやボランティアの費用の補助		〇		
多くの人に利用してほしい! 広範に関する補助		〇		
食材費が増え続けている 食材提供・食材費の補助		〇	〇	
水光熱費の支払いが心配だ 水光熱費の補助		〇	〇	
ガソリン代の出費の負担が大きい 燃料費の補助		〇	〇	
運営段階				
活動中にトラブルがあったらどうしよう? ケガや食中毒の保険補助		〇	〇	
他の団体はどんな活動をしているだろうか? ネットワーク構築 (食事等を含む) 費用		〇	〇	
困っているこどもの対応はどうしよう? アウトリーチの実施		〇	〇	

活用できる可能性のある事業 (2/3)

事業番号		④	⑤	⑥
事業名		子どもの学習・生活支援事業	支援対象児童等見守り強化事業	食品アクセス確保緊急支援事業
担当課		厚生労働省社会・福祉部 地域福祉推進課生活福祉自立支援課	子ども家庭庁支援局虐待防止対策課	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課
事業の趣旨		貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困難世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援、生活習慣・学習環境の改善、通学通園等に関する支援等を行う	①市町村から民間団体等への委託等により、家庭訪問による子ども等の状況把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施のを実施する団体を支援する中核支援法人への都道府県からの委託等により実施することも可能	円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの悪い手となるフードバンクや子ども食堂等に対し、その立上げや機能強化に向けた取組を支援
補助対象		自治体	自治体	民間団体
申請者		自治体 中間支援法人 民間団体	自治体	民間団体
補助対象となる可能性のある活動		子ども食堂、給食費 住宅、フードドライブ フードバンク 居場所	〇	〇 〇 〇 〇
活用できる事業内容		学習支援、生活習慣・学習環境の改善、通学通園等に関する支援等 立上げ段階、運営段階	運営段階	立上げ段階、運営段階
補助率		補助率 国 1/2、自治体 1/2 補助基準額 自治体の人口規模に応じた基準額 + 各種加算 要件 「子どもの学習・生活支援事業実施要綱」に基づく事業であること	①子ども食堂(状況把握、食事提供、生活習慣習得支援) 補助率 国 2/3、市町村 1/3 ②子ども食堂への支援(中間支援法人によるもの) 補助率 国 2/3、都道府県 1/3	①フードバンク等の立上げ支援 補助率 定額、上限額: 100万円 要件 別途要 ②フードバンクの機能強化支援 補助率 定額、上限額: 2,000万円～2,500万円 要件 別途要
活用できる可能性のある事業内容	なにから始めるのがいいだろうか? ①相談窓口設置・アドバイザー派遣	〇		
	なにから始めるのがいいだろうか? ②ニーズ把握等の調査費用	〇		
	活動する場所は? ① 貸室補助	〇		
	活動する場所は? ② 空き家等のリフォーム費	〇		
	設備を整えるにお金がからる? 冷蔵庫等の設備購入補助	〇	〇	〇
	スタッフの確保はどうしよう? スタッフやボランティアの費用の補助	〇	〇	〇
	多くの人に利用してほしい広場に開く補助	〇	〇	〇
	食料費が増え続けている食材提供、食料費の補助	〇	〇	〇
	水光熱費の支払いが心配な水光熱費の補助	〇	〇	〇
	オンラインでの必要の費用が大きい	〇	〇	〇
活動中にトラブルがまったらずいよう? ケガや食中毒の保険補助	〇	〇	〇	
他の団体はどんな活動をしているだろうか? ネットワーク構築 (記事等を含む) 費用	〇	〇	〇	
遊んでいる子どもの数はどうしよう? アクティビティの実施	〇	〇	〇	
〇 ※都道府県・市町村補助は支援対象が異なる				

活用できる可能性のある事業 (3/3)

事業番号		⑦	⑧
事業名		食品アクセス確保対策事業	政府備蓄米の無償交付 (子ども食堂等向け)
担当課		農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	農林水産省 農産物動向課米穀流通加工対策室
事業の趣旨		円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの悪い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実に向けた機能の強化を図る	学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂や子ども食堂においても食育の一環としてごはん食の推進を支援
補助対象		民間団体	民間団体
申請者		自治体 中間支援法人 民間団体	民間団体
補助対象となる可能性のある活動		子ども食堂、給食費 住宅、フードドライブ フードバンク 居場所	〇 〇 〇 〇
活用できる事業内容		運営段階	運営段階
補助率		補助率 定額、補助上限額 250万円 ※補助上限額は、本事業の実施年度を通じた合計額(複数回の事業を実施する場合は合計の補助上限額は250万円) 要件 別途要	支援上限 ①子ども食堂・子ども食堂: 団体ごとに一年間当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能) ②フードバンク: 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上回る) 要件 別途要
活用できる可能性のある事業内容	なにから始めるのがいいだろうか? ①相談窓口設置・アドバイザー派遣	〇	
	なにから始めるのがいいだろうか? ②ニーズ把握等の調査費用	〇	
	活動する場所は? ① 貸室補助	〇	
	活動する場所は? ② 空き家等のリフォーム費	〇	
	設備を整えるにお金がからる? 冷蔵庫等の設備購入補助	〇	
	スタッフの確保はどうしよう? スタッフやボランティアの費用の補助	〇	
	多くの人に利用してほしい広場に開く補助	〇	
	食料費が増え続けている食材提供、食料費の補助	〇	
	水光熱費の支払いが心配な水光熱費の補助	〇	
	オンラインでの必要の費用が大きい	〇	
活動中にトラブルがまったらずいよう? ケガや食中毒の保険補助	〇		
他の団体はどんな活動をしているだろうか? ネットワーク構築 (記事等を含む) 費用	〇		
遊んでいる子どもの数はどうしよう? アクティビティの実施	〇		

その他に子どもの食支援に関する事業を実施されていきましたら次のページに記入してください



※以下、活用できる可能性のある事業（その他）は可変媒体としている

活用できる可能性のある事業（その他）				
事業番号				
事業名				
担当課				
事業の趣旨				
補助対象				
申請者	自治体 中間支援法人 運営団体			
補助対象になる可能性のある活動	子ども食堂、地域食堂 朝食、フードドライブ フードパントリー 農産物			
活用できる事業内容				
補助率				
事業の活用状況	活用している事業			
	活用していない事業			

地域こどもの生活支援強化事業について

- 地域こどもの生活支援強化事業は、地域全体で子どもたちを支えていく仕組みをつくる事業です。
- 具体的には、既存の福祉施設や学校に加え、地域の身近な場所を活用し、食事等の提供場所を設けることを通じて支援が必要な子どもを早期に見つけ、行政等の適切な支援機関につなぐ仕組みをつります。
- 地域と行政が連携しながら、子どもたちの見守り体制を強化していきます。

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- 立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- 地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

子ども食堂の提供

都道府県（後方支援または連携支援）

市区町村

子どもセンター
学校・教育委員会

市役所・区役所・町役場・村役場

「支援が必要な子どもの早期発見・早期支援」に当たっては、市がクラブの先生方と連携、情報共有・連絡調整し、適宜保護者と面談したり、子どもを行政等の適切な支援につないでいます。

放課後児童健全育成事業における地域こどもの生活支援強化事業の活用事例（山梨県・富士吉田市）

- 令和6年度から、市内すべての放課後児童クラブを対象に、夏休み期間中に実施されています。公営のクラブは、市内の弁当業者と委託契約を結び、お弁当がクラブへ配達されます。民営のクラブは保育園を運営しているところであり、保育園の厨房で昼食を作り提供しています。
- 保護者にとって、昼食準備の負担が減ったこと、子どもの時間が増えたことなどの効果が出ています。

事業スキーム

保護者（市役所）
負担軽減のため、お弁当の配達を委託する。

児童クラブ（市役所）
お弁当の配達を受け取り、子どもたちに提供する。

「支援が必要な子どもの早期発見・早期支援」に当たっては、市がクラブの先生方と連携、情報共有・連絡調整し、適宜保護者と面談したり、子どもを行政等の適切な支援につないでいます。

地域こどもの生活支援強化事業を活用した子ども食堂等の運営団体や自治体のアンケートの結果

運営団体アンケートの結果

- 地域こどもの生活支援強化事業による効果
- 団体が自治体に対して希望する支援

自治体アンケートの結果

- 地域こどもの生活支援強化事業を活用した背景
- 自治体が事業を活用し運営団体を支援した内容

地域こどもの生活支援強化事業の活用事例

● 地域こどもの生活支援強化事業を活用し、自治体と子ども食堂や居場所づくりの運営団体が連携しながら取組を進めている好事例を紹介します。

香川県丸亀市

丸亀市×NPO法人さめさっずコムシアターの事例(さめさっずコムシアターは居場所の提供や食支援を実施)

● 丸亀市の取組

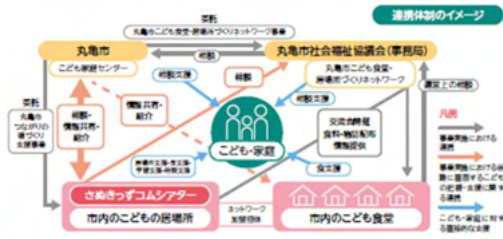
経緯・背景 ● 社会福祉協議会(以下、社協という)は、地域の将来的な配りや市内の運営団体連携の強化を目的に、令和4年度、市の委託を受けて「丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク事業」を開始した。
● 市と社協が共に子ども食堂の開設促進と周知を図り、新たな団体が活動しやすい体制を整えた。

事業内容 ● 社協が事務局として運営する「丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク」では食料・物資の分配、費用の受付、年2回のネットワーク会議を行っている。会議には市・社協・運営団体に加入地帯町村のオブザーバーも参加する。
● 市と社協の定例会は年1〜2回だが、社協から市への相談は週1回程度あり、相談内容は団体の活動休止や廃業、開催場所・施設利用、近隣からの苦情対応など多岐にわたる。

● NPO法人さめさっずコムシアターの取組

経緯・背景 ● 昭和58年の発足以来、地域福祉の取組を行ってきた。令和4年度に「買収する保護者同士のつながり」を重視する方針のもと事業化し、活動範囲が拡大した。
● 理事長の強い信念とリーダーシップが活動推進の原動力となっている。
● 市内で子育てに関わる関係者がイベントを実施する「まるがの子育てフェスタ」の事務局を扱う中で、社協や関係団体と縁の浅い関係性を構築することができた。

事業内容 ● フードバンク配布会では、配布時に10分間の相談を必須としており、子どもの状況に加え、母親の健康・経済状況・人間関係等の悩みごとについて確認している。配布会は月1回、平日16時30分から20時まで、2箇所で開催しており、予約は常に満員となっている。
● 社協とは物資提供や資料準備について日常的に連絡・相談している。



(表紙)

石川県七尾市

七尾市×NPO法人第三の居場所ひなたぼっこの事例

(第三の居場所ひなたぼっこは居場所の提供や食支援、フリースクールを実施)

● 七尾市の取組

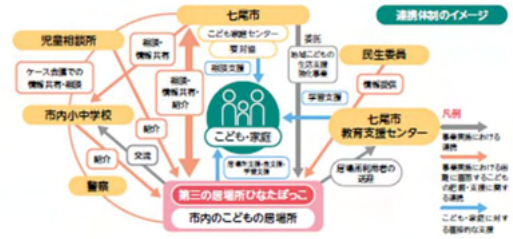
経緯・背景 ● 不登校や家庭での関わりが十分でない子どもが、学習意欲はあるものの保護者による送迎の困難さから市の教育支援センターを利用できないという課題があった。令和7年度より地域こどもの生活支援強化事業を関係団体へ委託し、居場所から教育支援センターへの送迎支援を開始した。
● 利用人数の少なさが懸念されたが、関係者が居場所や市内の小・中学校に付き、支援を必要とする子どもの存在を市内で積極的に探知し確保を促すことに至った。

事業内容 ● 居場所からの相談窓口は、事業に付しては子育て支援課、相談業務に付しては子ども家庭センター(以下、センターという)である。職員は常勤職員、市と団体の間で月1回以上のコミュニケーションが図られている。

● NPO法人第三の居場所ひなたぼっこの取組

経緯・背景 ● 平成22年に共生型サービスとして活動を開始した後、保護者からのニーズを受けてフリースクール、学習のサービスも開始した。
● 児童福祉施設発生の後、子どもが安心して過ごせる居場所の必要性をより強く認識し、令和7年4月より日本財団の助成「子ども第三の居場所」、同年6月より地域こどもの生活支援強化事業を活用している。

事業内容 ● フリースクール、学習、子ども食堂を同一の拠点で実施しているため、フリースクールに来た子どもも子ども食堂に来た子どもも互いに交流するなど関わり合っており、活動している。
● 市の教育支援センターへの送迎が可能と周知したところ利用希望の子どもが増えた。当初利用に抵抗を示していた子どもも、スタッフの後押しで思い切った、楽しく参加している。



(裏表紙)



事業マップで紹介した各事業のURL

事業名 ()内は担当課	事業紹介のURL
① 地域こどもの生活支援強化事業 (子ども家庭庁支援課委託事業)	https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohikokom/seikatsushien
② ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 (子ども家庭庁支援課委託事業)	https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-oyakujikoubou
③ 児童育成支援拠点事業 (子ども家庭庁児童育成課委託事業)	https://www.cfa.go.jp/policies/kosodatechien/jido-kyuten
④ 子どもの学習・生活支援事業 (厚生労働省社会・復興局地域福祉課生活困難者自立支援課)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunishi/bunya/0000059425.html
⑤ 支援対象児童等見守り強化事業 (子ども家庭庁支援課補助金対策課)	https://kokasen.cfa.go.jp/support-program
⑥ 食品アクセス確保緊急支援事業 (農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課)	https://www.maff.go.jp/j/isyuan/access/index.html
⑦ 食品アクセス確保対策事業 (農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課)	https://www.maff.go.jp/j/isyuan/access/index.html
⑧ 政府備蓄米の無償交付【子ども食堂等向け】 (農林水産省食料政策課食料・食料流通加工対策課)	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/kodomo_bitku_kouhu.html

こどもの食支援マップ

地域で支えるこどもの安心

子ども家庭庁 支援局 家庭福祉課

第5章. まとめ

本調査研究では、自治体アンケート・運営団体アンケート・ヒアリングの結果を踏まえ、地域こどもの生活支援強化事業（以下、「本事業」という。）の実態と課題を多角的に把握した。以下では、調査全体を通じて明らかになった主要な論点を整理し、今後の事業推進に向けた考察を示す。

1. 各種調査を通じての主要な論点

(1) 運営団体による困難なこどもへの早期気づきと日常的関わりの重要性

自治体・運営団体ともに、困難に直面するこどもや家庭を把握することが課題の一つとして挙げられた。自治体のアンケート調査では「把握件数 0 人」と回答した自治体が 7 割以上を占めている。これは、困難に直面するこどもが少ないエリアが含まれる場合もあると考えられるが、活動を通じた関係性の構築に一定の時間を要することなどが背景として考えられる。また、自治体から困難に直面するこどもに気づくためのポイントを運営団体等に伝えている自治体が 5 割程度にとどまっていること、支援が必要と考えられるこどもがいる場合に自治体へ連絡することについて事業開始時の 1 回のみ周知にとどまっている自治体が 5 割程度であることから、継続的な周知・共有の仕組みを整えることが重要となる。

運営団体のアンケート調査では 8 割の団体が、支援が必要なこどもを発見するための留意点を内部で共有していることが確認された。また、ヒアリング調査からは、把握の契機は明確な「相談」よりも、日常的な関わりの中での表情の変化・来所頻度の低下・服装の変化といった「小さな違和感」であることが多く示された。こどもや保護者が心理的負担を感じにくい活動（食事提供・学習支援・遊び等）の延長線上で関係性を築くことが、困難の早期把握につながっていると考えられる。

(2) 居場所の開催頻度・活動形態と支援機能の関係

運営団体の活動では、週に 1～2 回程度から月に 1 回程度まで、地域の実情や団体の体制に応じてさまざまな形態で開催されている。ヒアリングからは、開催頻度や活動形態によってこどもとの関わり方や把握できる情報の性質が異なることが確認された。活動頻度が高く、日常的に利用できる居場所では継続的な関わりを通じて信頼関係が生まれやすく、こどもが自ら気持ちを語る場面も生まれやすい一方、月に 1 回程度の開催であっても、こどもや家族が地域の支援につながる貴重な接点としての役割を果たしている。沼津市では、①児童育成支援拠点、②開催頻度が高く気になる家庭について密に相談機関につなげる対応が可能な居場所、③地域の自由な居場所という三層構造を設け、それぞれの特性に応じた機能を整理したうえで役割を分担する取組が進められており、各団体の開催形態を活かしながら地域全体として支援を補完し合う視点が重要なポイントの 1 つであると考えられる。

(3) 自治体と運営団体の日常的連携とアウトリーチ型関与の重要性

自治体と運営団体の連携は、補助金交付や委託契約といった制度的な関係にとどまらず、日常的・継続的なコミュニケーションが機能している場合に、より効果的な支援につながることが示された。自治体・運営団体双方において「月に 1 回程度」のやり取りが最多であったが、ヒアリング調査では七尾市、下関市、水俣

市等の事例において、自治体から運営団体に対して定期的な連絡や訪問が行われている事が確認されており、こうした取組が支援の実効性を高める一因となることを確認した。また、自治体職員が運営団体の活動拠点を訪問するアウトリーチ型の関与は、自治体職員が現場感覚を踏まえて支援を検討できるだけでなく、運営団体側に「行政に相談してよい」「一緒に考えてもらえる」という安心感を生み出し、連絡や相談を行いやすい関係性の土壌となっていることが確認された。一方で、本事業を活用しており、委託もしくは間接補助を行っている自治体のうち、巡回を実施している自治体は 5 割程度、勉強会・研修の開催は 2 割程度にとどまっており、取組の充実に向けた余地がある。

(4) 社会福祉協議会・中間支援団体によるハブ機能の有効性

自治体が複数の運営団体と個別に深く関わるのが難しい状況において、社会福祉協議会や中間支援団体が「ハブ」として機能している事例が多く、ヒアリングで確認された。社会福祉協議会等が団体の相談窓口・ネットワーク形成・情報集約の役割を担うことで、連携の効率性と持続性が高まっている。自治体と社会福祉協議会等の間においても、定例会議に加え電話・メール・LINE 等を通じた随時の連絡体制が構築されており、こうした重層的な連携構造が地域全体の支援力を底上げしていた。運営団体調査においても社会福祉協議会や学校や教育委員会等の教育機関が主要な連携先として挙げられており、社会福祉協議会等を核としたネットワークの構築が、今後の事業推進において重要な基盤となると考えられる。

(5) 団体が「抱え込まない」ための役割分担と連携ルールの整備

困難に直面することもや家庭への対応を運営団体のみで抱え込まないための連携ルールの整備が、複数の事例で重要視されていた。七尾市、目黒区、沼津市の事例では、懸念が生じた段階で行政と共有すること、瀬戸市の事例では、専門的対応が必要な場合は行政が主体的に関与することといった役割分担が自治体と団体間で共有されることで、団体側の心理的負担の軽減につながることを確認された。ただし、こうしたルールは書面での一度限りの周知では定着しにくく、連絡会議への行政職員の定期参加や、団体訪問時の継続的な確認など、実際のケース対応を重ねながら繰り返し共有・更新されることが重要である。また、自治体から運営団体への紹介や、居場所で把握したケースを行政につなぐ双方向の連携により、支援が「点」ではなく継続的な「線」となることが示された。

(6) 地域既存資源の活用と持続可能な支援体制の構築

効果的な連携が実現している地域では、既存のこども食堂・民生委員・児童委員・地域ボランティア・企業等の地域資源を活かした体制づくりが行われていた。七尾市では、こどもセンターの職員が毎年、市内の全小中学校を訪問し、情報提供とヒアリングを実施している。児童相談所や民生委員も参加するなかで「顔の見える関係づくり」を意識的に推進しており、支援の幅が広がっている。沼津市では、福祉事業所や企業を対象としたセミナーを開催した結果、新たな主体による居場所が立ち上がりつつある。さらに、活動を通じて関係を築いた企業から別の企業を紹介してもらうなど、支援の輪も着実に拡大している。目黒区のこども食堂運営団体では、ボランティアの募集を口コミや知人の紹介といった横のつながりに頼ることで高い効果を上げている。このように、顔の見える関係づくりを基盤としながら、既存の地域資源や新たに参画する主体を組み合わせ、横のつながりによって支援の輪を広げていくことが、持続可能な連携体制の構築につながっている。こう

した取組を進めるためには、地域の実情や既存の関係性を丁寧に把握し、それぞれの強みを活かした役割分担を意識することが重要である。

(7) 支援事業に関する情報提供の充実と事業マップの積極的活用

こども食堂等の運営に際しては、立ち上げ時の設備整備から運営段階の食材費・水光熱費まで、フェーズごとにさまざまな課題が生じる。国にはこうした活動を支援する事業が存在するものの、情報が一元化されておらず、運営団体が必要な支援を自ら把握・活用することが難しい状況にある。さらに、支援事業の中には自治体が申請・採択を受けることで初めて運営団体が活用できるものもあり、自治体自身が補助事業に対して積極的にアンテナを張り、運営団体支援に関心を持って関わるのが不可欠である。こうした課題に対応するため、本調査研究では自治体・中間支援団体・運営団体を読み手として想定した事業マップを作成した。同マップでは、食支援を中心にこどもの支援に関する各種事業の情報をわかりやすく整理するとともに、運営団体のフェーズごとの困りごとに応じた補助事業の概要や好事例を紹介している。自治体においては、本マップを運営団体への情報提供や支援検討の際に積極的に活用するとともに、国・都道府県の補助事業の動向を継続的に把握し、地域におけるこどもの支援体制強化の持続的な推進につなげるのが期待される。

2. 事業の推進に向けて

困難に直面するこどもや家庭の把握については、こども食堂や居場所等の運営団体が日常的な関わりの中で得る「気づき」を起点とした早期把握が重要である。一方で、その「気づき」を適切な支援につなげるためには、地域の中で把握から支援への接続の仕組みをどのように構築するかが重要な論点となる。こうした仕組みを機能させるためには、自治体や運営団体が担う役割を明確にし、相互の連携のあり方を具体化することが不可欠である。以下では、各主体の役割と主な取組、その実施に当たってのポイントについて整理する。

図表 5-1：取組のポイント

	主な取組	ポイント
自治体	運営団体からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や連絡先を明確にして周知をする ・「気になる場合は連絡してよい」と繰り返し伝える
	運営団体への訪問・自治体からの連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訪問や意見交換の機会設定 ・顔の見える関係性の構築
	関係機関へのつなぎ・ケース対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との役割分担の整理 ・専門知識の必要な対応が可能となるよう福祉・教育・医療等の専門機関との紹介の流れ等の整備 ・日頃から連携関係の構築（会議体のみでなく日常のコミュニケーション）

	主な取組	ポイント
自治体	連絡会・研修の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・困難に直面することもの情報提供に関する周知 ・定期的な情報共有の場を設ける、事例共有など実務に即した内容とする
	地域資源の把握・可視化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動や団体・関係機関の一覧化 ・関係者間で共有
	地域資源との連携（社会福祉協議会等）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会等の協力を得て多様な主体との接点を広げることや中間支援機能を構築
	事業マップの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に関する情報収集 ・運営団体支援に関する検討 ・事業マップを活用した運営団体とのコミュニケーション
運営団体	居場所の運営・関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・毎回同じスタッフが関わる体制を意識 ・名前を呼ぶ・声かけを行う ・食事や遊び等、参加しやすい活動を用意
	気になるこどもの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・「気になるサイン」の簡単なチェック項目を共有 ・活動後にスタッフ間で短時間の振り返りを実施
	団体内での情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・共有ノートや簡易記録を作成 ・特定の担当者に情報が偏らないようにする
	行政等への相談・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先一覧を常に確認できる場所に置く ・「どの段階で相談するか」の目安を決める（例：複数回気になる場合など）
	事業マップの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に関する情報収集 ・補助事業活用に関する自治体への相談

以上のとおり、本事業の推進にあたっては、自治体・社会福祉協議会・中間支援団体・運営団体それぞれが役割を担いながら、相互に連携する体制を地域の実情に応じて構築していくことが重要である。その際、特定の主体が課題を抱え込むのではなく、日常的なコミュニケーションを通じた顔の見える関係性を基盤として、役割分担を継続的に確認・更新していくことが、支援の実効性を高めることが必要であると考えられる。また、地域にすでに存在する資源や人材、ネットワークを最大限に活かしながら取組を進めることが、持続可能な体制づくりの第一歩となる。さらに、自治体においては、補助事業に関する情報を積極的に収集し、運営団体の活動フェーズや困りごとに応じた情報提供や財政的支援を行うとともに、現場へのアウトリーチを通じて運営団体が「行政に相談してよい」と感じられる関係性を築くことが重要である。困難に直面することもや家庭への支援が、日常の場での気づきから適切な専門機関への接続まで途切れることなくつながるよう、本事業が各地域において一層効果的に活用されることが期待される。

地域こどもの生活支援強化事業の
実態把握及び実施促進に関する調査研究
成果報告書

令和8（2026）年3月
株式会社 NTT データ経営研究所
ライフ・バリュー・クリエイションユニット
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9
JA 共済ビル 9 階
TEL： 03-5213-4110 FAX： 03-3221-7022

不許複製